

第五十五回国会 大蔵委員会 議 録 第 六 号

昭和四十二年三月二十九日(水曜日)

午前十時十一分開議

出席委員

委員長 内田 常雄君

理事 原田 憲君

理事 三池 信君

理事 吉田 重延君

理事 武藤 山治君

理事 足立 篤郎君

理事 奥野 誠亮君

理事 飯岡 兵輔君

理事 河野 洋平君

理事 砂田 重民君

理事 西岡 武夫君

理事 村山 達雄君

理事 山下 貞則君

理事 阿部 助哉君

理事 広沢 賢一君

理事 村山 喜一君

理事 山田 耻目君

理事 竹本 孫一君

理事 伊藤惣助丸君

出席國務大臣

大蔵 大臣 水田三喜男君

出席政府委員

外務省政務次官 田中 榮一君

外務省經濟局長 鶴見 清彦君

事務代理 大蔵省政務次官 小沢 辰男君

大蔵省主税局長 堀崎 潤君

大蔵省關稅局長 細見 卓君

事務代理 大蔵省証券局長 加治木俊道君

國稅庁長官 泉 美之松君

文部大臣官房長 岩間英太郎君

農林政務次官 草野一郎平君

理事 藤井 勝志君

理事 毛利 松平君

理事 平林 剛君

理事 春日 一幸君

理事 大村 襄治君

理事 菅 太郎君

理事 小峯 柳多君

理事 笹山茂太郎君

理事 永田 亮一君

理事 村上信二郎君

理事 山下 元利君

理事 渡辺美智雄君

理事 只松 祐治君

理事 堀 昌雄君

理事 柳田 秀一君

理事 横山 利秋君

理事 永末 英一君

理事 広沢 直樹君

農林省農林經濟局長 大和田啓氣君

食糧庁長官 大口 駿一君

通商産業政務次官 宇野 宗佑君

通商産業省通商局長事務代理 原田 明君

通商産業省公益事業局長事務代理 藤波 恒雄君

自治省稅務局長 松島 五郎君

委員外の出席者 専門員 坂井 光三君

三月二十九日

委員有島重武君辭任につき、その補欠として伊藤惣助丸君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

昭和四十二年分の給与所得等に係る所得稅の源泉徴収の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一号)

期限の定めのある國稅に関する法律につき當該期限を變更するための法律案(内閣提出第二号)

○内田委員長 これより會議を開きます。

昭和四十二年分の給与所得等に係る所得稅の源泉徴収の臨時特例に関する法律案及び期限の定めのある國稅に関する法律につき當該期限を變更するための法律案の兩案を議題とし、質疑を続行いたします。武藤山治君。

○武藤(山)委員 各委員からいろいろ質疑が行なわれまして、租稅特別措置法の不当性、好ましからざる点、効果の是非が明らかにできない点、これらの問題については過般各党の委員から指摘を

されたところでありました。私はここで主税局長と並行線の議論をしようとは考えておりません。しかし、あまり好ましい税法のあり方ではないという点については、過般予算委員会においても大蔵大臣が北山愛郎氏の質問に対して答えております。特に配当所得などの優遇措置というものは好ましいとは思わない、しかし、諸般の情勢からやむを得ないんだということと答弁がありました。

私はそれを了解するわけにはいきませんけれども、そういう前提に立つて、きょうは少し実態を明らかにしてもらいたい。こういうつもりで質問をしてみたいと思っております。

第一は、昭和四十二年の三月三十一日で期限の切れる租稅特別措置、その項目別に何項目あるか、ひとつ最初に明らかにしてもらいたい。

○塩崎政府委員 租稅特別措置法の期限の切れま

すものは全体で二十八項目でございます。

○武藤(山)委員 二十八項目と申しますが、さらにその中を詳しく目まで分けた場合には三十五になるのじゃありませんか。いかがですか。

○塩崎政府委員 数え方でございまして、私の計算と違ふかもわかりませんが、そういうこともあり得ると思ひます。

○武藤(山)委員 それでは順次お尋ねいたしますが、あなたたちが税制調査会に出した資料、それをもとにこれからちょっとお尋ねいたしますが、それによりまして、三十五項目にわたって期限の切れるものがずっと列記されております。

昨晩問題になった一銘柄五万円以下の配当所得についての確定申告を要しない特別措置は、税制調査会へ出した資料によると四十一年十二月三十一日期限、過般われわれが資料として要求をした租稅特別措置及びその減収一覽表によると本年の四月三十日になっておる。どちらの資料が正しいのか、まず明らかにしてもらいたい。

○塩崎政府委員 配当には期限の切れるものが二つございまして。

一つは、ただいま御指摘でございました少額配当についての申告不要、これは昨日すいぶん私も御議論をしていただきました例の十二月三十一日で切れるものでございまして。もう一つは、四月末で切れるものは、御案内のように、やはり同じ時期に、昭和四十年分から始まりました配当についての源泉選取の特例でございまして、源泉選取を選ばなら一五%の特例、これは四月分で切れることになっております。

○武藤(山)委員 あなたのいまの答弁、間違ひありませんね。——そうすると、この資料は間違ひしています。われわれに配ったこの資料は虚偽の資料ですな。

○塩崎政府委員 どの資料でございましてか。

○武藤(山)委員 昭和四十一年度租稅特別措置及びその減収額一覽表。

○塩崎政府委員 その書き方に不十分な点があるうかと思ひます。四月末の中に一月末を含めたつもりで書いておるかと思ひます。

○武藤(山)委員 主税局長、この資料提出の責任も、おそらく委員会が要求された場合には、これは主税局長の責任だと思ひます。十二月三十一日に期限の切れるものを四月三十日までという書き方をしたわれわれに資料を出されたのでは、ゆゑべのような議論をする際にどちらがほんとうかわからぬじゃないですか。こういういいかげんな資料では、以後、主税局長の資料は信用できないという不信感がつるばかりである。もしこれが間違ひであったら訂正をしてもらいたい。どうですか。

「陳謝しろ」と呼ぶ者あり

○内田委員長 静肅に願ひます。

○塩崎政府委員 いつでも不十分な点は陳謝申し上げます。

八条の三は四月末でございまして、八条の四は四十一年の十二月末でございまして。

○武藤(山)委員 主税局長、まことにすなおな答弁で、一応それは承知いたしますが、以後、そういう資料の際は十分ひとつづつをつけてもらわないと、いままですとこういふ経過を知っている議員はいいです。しかし、初めて出てきた方はゆりべのような議論をしたときに、一体こつちの資料とどつちがほんとうなんだらう、これはわれわれをごまかすためにつくつたのじゃないかという疑いを持たれますから、以後こういふ点は十分ひとつづつ考慮していただきたいと思ひます。

そこで、次の問題に入っていきますが、主税局長、できればこの税制調査会に出した資料をちよつと手元に置いて……。

○塩崎政府委員 税制調査会といひますのは、政府の税制調査会ですか。

○武藤(山)委員 この間結論を出した、十二月に出しましたね、あのときの七月の委員会ごろに主税局から提出をした一覽表です。——持っていますか。持っていないければよろしい。じゃ、この三十五項目にわたる特別措置のうち、今回期限が切れて廃止になるものは、この中のどれとどれですか。

○塩崎政府委員 この中で廃止になるものはございしません。単純に期限を延長しようというものはかりでございします。

○武藤(山)委員 そういたしますと、一体、租税特別措置を創設した時期と今日とを比較をしてみても——古いのは昭和二十七年の創設あるいは二十九年、こういうようなものがずつとあります。が、これらも全部効果がまだ今後もある、また、存置しなければならぬというように、税調ではきれいに一つ一つ洗つてみて、その効果とあるいは創設の理由と現状というものを十分分析しているのかどうか、一つ一ついまこれから聞くつもりなのですが、分析してあつたら、その分析の結果を明らかにしてもらおうと思つてゐるのですが、そういう洗い方を一項目について全部やつており

ますか。いかがでしょう。

○塩崎政府委員 私どもの内部ではもちろん、税制調査会におきましても個々の項目について御議論をさせていただいております。ただし、経済効果の分析につきましては、先般来申し上げておりますように、なかなか、どういふふうに判断していか非常にむずかしい問題がございしますので、これを一つ一つ出していけと言われますと、私もこれを一つ一つ出していかいと言われますと、私どもことくらしいか申し上げられないと思ひます。

○武藤(山)委員 そういたしますと、この減収額一覽表ではおまな項目だけざつと出しておるわけでありまして、その他の中に一切ひつくるめられてゐる項目——一つ一つ聞くほうが答弁者のほうも楽だと思ひますが、具体的に聞きますと、特殊の外貨借入金等の利子の税率の軽減、これは本年度も続けていくわけですか。1の(2)ですね。この場合はどのくらい減収になるのですか。

○塩崎政府委員 これはもうほとんど減収項目としては立ちません。と申しますのは、御案内のように、もう外国との間に租税条約の締結が進んでまいりまして、こういった特別措置法がなくても大体一〇%の税率になっております。適用のありますのはスイスのようなところでございます。そういうた国には適用がございしますが、いまのところ、減収としては大きな金額をあげてゐるほどのところはないと思ひますので、減収計算はいたしておりません。

○武藤(山)委員 もう減収も立たない、大体租税条約ができて不必要に近いものをなせ残しておく理由があるのか。積極的存置の理由はどういう理由ですか。

○塩崎政府委員 これは先ほども申し上げましたように、やはりそういった国との租税条約を締結しない国から金を借りるような場合、わが国はまだまだ資本の輸入国であるということがいわれておりましたのでございしますが、今後におきまして、やはり先進国からは金を借りて、後進国に金を貸すというような場合を考えますと、まだ存置

の理由がある、こういうふうに判断しておるのでございします。

○武藤(山)委員 私は、そういう理由じゃなくて、これは項目別に全部一つ一つ洗つてみたとは思ひません。税調でも一項目ずつきちつと洗つて、もうこれは効果がなから消してもいいだらう、廃止してもいいだらうというよりなことをきちつとやつていないのじゃないですか。

たとえば、それじゃもう一つ聞きますが、七番目に開墾地等の農業所得の免税というのがありますね。私は免税にしておくことは賛成です。賛成ですが、実際には、たとえば四十年年度でもいいですが、三十九年度、四十年年度でどのくらい該当税額、減収額がありますか。

○塩崎政府委員 これは、ただいま武藤委員御指摘のように、農業所得が二十億円をこえる程度の税額でございしますので、こういった制度を置きましても、減収計算をするほどの額にならないことは事実でございします。農民の一つの刺激措置といひまして、こういったことをやることについての特別措置を設けておる、開墾地について特殊な作物をつくる場合の特別措置は必要であらうというところでこれは残しておるわけでございます。

○武藤(山)委員 いや、必要だらうという主観的判断で具体的数字が出ないようなもので特別措置として、ざつと三十五項目も残しておくこと自体に、私は主税局の姿勢——税調に資料を出す場合の姿勢ですね。租税特別措置は将来合理的に廃止していかなければならぬという一応答申が出ておるわけですね。だから、合理的にこれを検討してみても、効果や何か国会で説明できないようなものは、もう消していくべきじゃないですか。

○塩崎政府委員 ただいまのことに関しまして、私どもは資料をもつて検討しておりますが、適用人員は、たとえば四十年におきましては三千六百二十六人です。開墾地免税でございしますね。それによる免税額は六千九百四十一万六千円を四十年年度で見積もつておられますが、僅にも足りない金額でございします。三十九年はわずか九

百四十八人で、免税額は七百四十一万九千円、こういった数字が出ておまして、武藤委員のおことはでございしますけれども、私どもは、個々の項目につきまして、内部からは十分検討し、さらにまた各省との間の検討を遂げ、税制調査会におきましても御検討をいただいておりますのでございします。

○武藤(山)委員 それでは、そういう特別措置を存置してくれという陳情者ですね。利子、配当をまず取り上げてみますが、利子、配当の制度を今後維持し、延ばしてくれという陳情者は一体どういふところから出ておりますか。

○塩崎政府委員 陳情と申しますと、それは、大きな経済政策といたしまして、私どもの大蔵省の内部でもいろいろな要望が出ますし、意見も出るところでございします。経済界からは強い要求があることは御存じのとおりでございします。

○武藤(山)委員 たとえば配当の場合に、株を買っている大衆なり一般納税者から、配当の税金はこれだけ安くしてくれというような陳情を具体的に受けておりますか。

○塩崎政府委員 なかなか、消費大衆というものは、その声がまとまっても入らないのは武藤委員御存じのとおりでございします。しかし、配当の元本でございします株式、それをまた一般的に申しますと、直接投資という形で経済界から、株式について、あるいは配当について間接金融と同じような待遇をしろという声が出てゐることは御存じのとおりでございします。

○武藤(山)委員 これもやはり主税局から出した資料だと思ひますが、主税局と書いてあります。四十年十一月四日付で税調に出した資料、ずつと一覽表を見ますと、租税特別措置に強く取り上げられてゐる項目を見ると、大体財界の要望というものが強いんですね。労働組合だの、消費者組合だの、生活協同組合だの、こういったところからの陳情は、一応は書いてあつても、取り上げられない。だから、私は、租税特別措置に組み入れるか組み入れないかという判断が、主税局と一

部税調内の財界代表の発言、こういうものに非常に左右されているような気がするわけであり、また、この要望団体一覧表をずっと見てみると、どうもそういう気がしてならぬわけであり、たまたま、配当所得の場合には、証券団体協議会が一番強い要望団体として記載されているわけですね。利子所得の場合は、全国銀行協会、相互銀行協会、みな銀行団体が強い要望をしている。それじゃ、なぜもう一つと庶民の末端の人たちの要望というものを認めてくれないのか。たとえば消費生活協同組合等の留保金の特別控除、これなどは税額からしたら微々たるものじゃありませんか。しかも、物価を下げるという、いまの物価の上昇気運のときにこそ消費者に直接、中間経費を減らして、できるだけ会員に安く物を売ってやって、国の施策に両々相まつような組織じゃありませんか。そういうようなもの、要望というものは、厚生省も、労働者福祉中央協議会も主税局に要望しておるにもかかわらず今回も措置しない。片手落ちのような気がするのですが、主税局長、どうですか。

○塩崎政府委員 税制がどういう声に基づいてつくられるかという、非常にむずかしい御質問でございます。私どもといたしまして、国会に提案されるまでには十分各方面の声を伺いまして立案につめておるつもりでございます。そしてまた、この声に基づきまして、税制調査会で公正な第三者の方の御検討をいただいております。経済界の要望も、さらにまた、労働者団体の要望も同じようなウエートで取り上げられておる、私はこういふふうに考えております。所得税の減税も労働者団体の大きな声でございますし、退職所得の減税もその声の反映でございます。さらにまた、内職所得というふうなことも、そういった声の反映と私どもは考えていいんじゃないかと思っております。

消費生活協同組合の問題を取り上げられましたが、消費生活協同組合は消費生活協で検討いたしましたけれども、やはり別の角度から見ましてこれは取り上げられるべきではない、やはり消費生活協というものは中小企業との競争、さらにまた員外利用の程度、こういった問題から見まして、まだまだ取り上げるには適当ではない、こういうふうな判断したわけでございます。それは声といたしまして同じようなレベルで取り上げたのでございまして、別な理由から税制の改正案の中に盛り込むには至らなかった、こういう事情でございます。

○武藤(山)委員 それでは、後刻でけっこうですが、生協の留保所得の特例を認めないという積極的な理由を文書にして、員外利用が何%くらいあって、こういう点が一般商店と競合して、片方を認めると片方が片手落ちになる、農協と森林組合、こういうものの留保所得に対する特例を認めている理由は一体何であって、それを比較勘案できる資料をばちと出して下さい。主税局長、いいですね。それまで、いまの質問はこの次まで留保しておいて、本法のときに徹底的にやりましょう。どうもいまの主税局長の答弁はまことに主観的であって、客観的に森林組合や農協や消費生活協同組合あるいは小規模共済事業、そういうようなものとの全体の権衡というものの上に立つた議論ではない感じがするわけであり、したがって、その資料を、ひとつ納得のいくように、私が、なるほど主税局長は公平無私、日本の財政を蔵入面から担当する第一人者であると認められるかどうかというのを資料に基づいてこの次にやりますから、忘れずにその資料を出してください。きょうは時間が四十分くらいですから、あなたと議論している時間があるまいので残念ですが、いまの議論はちょっといただけません。ひとつあとでゆっくり資料を出してください。委員長、資料を要求しますが、いかがですか。

○塩崎政府委員 これはいろいろな考え方がありまして、武藤先生のおっしゃる御議論もよくわかるわけでございます。資料を出せと言われれば出していいわけでございますが、これは確かに、先生のおっしゃったような、一つの考え方にすぎないと言われればそれでございすが、そういうことを文書で出して、また、いろんな御批判を仰ぐことはもちろんけっこうでございますけれども、はたして適当であるかどうか、いかがでございますか。ひとつ、あとでまた御相談を願いたいと思っております。

○武藤(山)委員 最後の、あとで御相談願いたいというところの中身をばくりに解釈すると、それは、ひとつじっくり武藤議員と一回詰めてみて、なるほど他との権衡上これは取り上げるべきだと思えば、あるいは取り上げないこともないぞというニュアンスを含んだ発言なのか、それとも、先ほどの前段の答弁をそのまま、あなたの主観は変えられないという形で資料を出さないというのか、そこらをもうちょっと伺わねと、資料を出さぬでもいいでは引き下がれませんか。

○塩崎政府委員 私の申し上げたのは、非常に単純な事柄でございます。こういう見解の非常に分かれることを一々文書で資料として出していくことが、いわば先生方のやられますところの議事進行の意味で、はたして適当であるかどうか、ひとつこれは理事会あたりで御検討願いたいという意味で申し上げたつもりでございます。

○武藤(山)委員 理事会で検討するにしても、他の組織の優遇措置との権衡を、われわれはいろいろとわかりませんから、やはりそれらを資料として出してもらって、理事会で検討したいと思っております。もう一度資料の提出を要求します。

○塩崎政府委員 私は、消費生活協の内部留保の状況とか、そういう客観的な資料を提出するにはやぶさかではございません。問題は、こういう理由でこういうふうな特例を認めないのだというように、一つ一つの問題について資料として出すことが可能ではございません。今後の法律案の審議の進め方として適当であるかどうか、こういう点を御議論願いたい、こういうつもりでございます。

○武藤(山)委員 適当であるかないか、国会議員は調査権があるので、資料提出を要求した

ら、さうか、出してやろう、われわれのやっておる仕事は公平じゃ、自信を持ってどんどん資料を出すような主税局長でなければ困りますよ。とにかくそれは出して下さい。それから、主税局長は知っておるかどうかわかりませんが、新聞の報ずるところや官報の掲載するところでは、やはり証券界や金融機関が、時の権力を握った政党に年々かなりの政治献金を出しておることについては、主税局長御存じですか。

○塩崎政府委員 ちらほら新聞でそんなことを見る程度で、私、具体的にそういう事実があるというところは存じておりません。

○武藤(山)委員 存じていないようですから、あとでゆっくり官報を持ってきて、本法のときに、これが租税特別措置法と何らか因果関係がありそうだと、こういうことを具体的にお聞きします。私は、どうしても、そういう問題とこの租税特別措置法の利子、配当の問題とはからまつておると思う。だから、こちらの片側をかつと切れば、大蔵省のすっきりした租税公平の原則、公益の原則、能力のある者に多くの租税をせよという租税の原則、これがすつと貫かれると思うのです。ところが、どうもこちらのほうのじゃまのものがからんでくるものですから、もつと違つてところから圧力が出てきて、国税庁長官のような通達が出てきてしまふ。そこらの悪循環をだれが断ち切るかといえ、大蔵官僚がばちとした国家的立場から、租税の今日の紊乱を食い止める以外に食いとめようがない。国民のためにまことに不公平な税制が横行する、こう思うのであります。だからひとつ、主税局長の直接の仕事の分野ではないけれども、そういう税制がいじられるときには、政治献金のからみ合いというものにも少し大蔵省は神経を使っているのではないか、こんな気がいたします。

しておりました。それによると、段階的に廃止をする、優遇措置をこのまま存続する、あるいは一年繰越で廃止をする、こういうような三つばかりの案を税制調査会に、大蔵省は自分の判断を入れずに——三つという事は、このまま続けるか、廃止するか、合理的に漸次減らししていくか、あたりまえのことではありますが、それに対して、十二月十七日に、自民党幹事長と経団連の植村さんが会談をして、国民協会への寄付は一体何ぼしてくるか、いよいよ金はいくらとかかるのだ、すぐ金は集まらないからという事で、それはひとつ無担保で自民党に金を融資しましょう、こういうことになったという事を新聞が報じておる。これは私の主観ではございせんよ。新聞がそう報じておる。おまけに、今度十二月二十日になったら、経団連は、政治献金は前年の倍額にするのを承諾した、同時に、同じ日に自民党政調財政部会は証券小委員会を設置して、福田証券業協会連合会長に、自民党側のこれらの特別措置に対する意向を伝えた、こういうようなことが新聞に次から次へと出てきたわけですね。全くこれが無関係だとは言えないわけですね。この悪循環、政治献金と租税特別措置、特に配当利子とのかさね、これをやはり大蔵省の局長級になったら、もう少し冷静にこれらの問題にもメスを入れて、ほんとうに税体系としてこのことが好ましいことである、正当なことである、国民に対して何ら指弾されない税制である、確信を持って主張できる税制に変えるような姿勢をやはり主税局長はとらぬといかぬと思うのです。

なぜそれでは、税制調査会が今度の延長二年間というやつを、法案には三年間になつてゐるので、そのいささかづつをまず明らかにしていただきたい。税制調査会の答申では延期は二年間、それが三年になつたいきさつは一体どういふわけですか。

○塩崎政府委員 税制調査会は、漸進的な措置といたしまして、五%引き上げの二年間ということにいたしましたわけでございます。これを政府案に取り入れる際に、私どもは純粋な立場で議論を各方面に願つたわけでございますが、その及ぼす効果あるいは税引き利回りに及ぼす影響、これらを考えますと、やはり二年間ではその影響を十分見きわめるに足りない、だから慎重に見守る必要があるという事で、政府部内、ほんとうに真剣な検討の結果一年延長した、こういうわけでございます。ほかに他意はございせん。純真な気持ちでございます。

○武藤(山)委員 そうすると、その政府部内とは一体だれなんですか。政府部内できめたというのは、大蔵省の局長級の事務当局の純粋な判断ですか、三年にしたのは。

○塩崎政府委員 私どもの内部におきましますところの銀行局、あるいは証券局を含めての大蔵省内部の検討の結果でございます。

○武藤(山)委員 では、二年にした場合と三年、一年よけい延ばした場合と、どういふ効果があるのですか。また、どういふ積極的な根拠があつて、二年間という答申を三年にひん曲げたのですか。何か効果があるのですか。

○塩崎政府委員 やはり貯蓄者にとりまして、その税引き利回りの高さはともかくといたしまして、一年間の延長ということは一つの安定的な効果をもたらす、こういうふうに私どもは判断したのでございます。

○武藤(山)委員 税制は、租税特別措置というものは好ましくないという立論に立っているわけですよ。だから、漸次これを整理、廃止の方向で検討するということですよ。したがって、できるだけ短い期間延長しておいて、その間に効果なれば及ぶいろいろな関連を検討して、さらにまた延ばす必要があるといつたら一年延ばす、こういう前提に立つことが、漸次廃止の方向、縮小の方向じゃありませんか。それを、税制が二年と出したものを御丁寧に三年に延ばすなんという事は、漸進的に減らしていくという方向じゃないじゃありませんか。逆な方向じゃないですか。

○塩崎政府委員 私どもも、税の立場からの議論をいたしましたは、確かに、できる限り早いほう

がよいという事は十分言い得ると思うのでございます。主税局長でございますので、そういう点は私どもとして主張したいわけでございます。しかしながら、先般申し上げておりますように、この特別措置というものは、一つの誘引措置として経済にからみついた根深い問題でございます。税だけの見地で判断することも問題であるという事で二年間、一年延長されました三年間に、なつた、こういうふうにお考え願ひたいのでございます。

○武藤(山)委員 泉さんが主税局長のときよりも後退してはいますね、あなたになつてからのほうが。やはり税というものは、所得税というものは歳入の中の大きなウェイトを占める、税体系の中では最も重きをなす存在になつておる。それは総合累進課税という体系をとつておる。これは当然あなたも専門家の本職ですから、その総合累進課税というものをとるためは、所得税がそういう性格を持つのは一体どういふことをねらいとするからですか。何をねらいとするから総合累進課税という制度になつてゐるのですか。

○塩崎政府委員 原理的な御質問でございますが、私は、富の分配の促進、こういった角度から、個人に帰属する全部の所得を総合して初めて担税力が測定できる、それを基礎として分配を促進しよう、こういう考え方だと思ひます。これは一つの税制の基本的な考え方でございます。

なお、私は、租税特別措置につきましては、最近では最も整理が多く行なわれた時期だと思つております。過去何年間のうちに、貯蓄について税率が二十八%以降一〇%をこえたことはございせん。五%になり、ゼロになつたときもございせん。それを私は、そういうことではどうかという事で、負担公平と誘引措置との調和、これの妥協という事でございせんが、そういうことで一五%にしたというふうにお考えを願ひたい、こう思ふのでございます。過去の経緯をずっと見ましても、私になつてから、租税特別措置は

むしろ整理した金額がこれまでにないと思ひます。

○武藤(山)委員 それは金額だけではさうであつても、姿勢がです。税制は二年間、その間にいろいろな角度から検討をして、合理的にだんだん縮小していく、廃止していくという姿勢を示したのに、二年間を三年間にねじ曲げて、しかもこれを大蔵省内部の局長級の判断でやつたといふのは、なおさらあなたはいさう向きのだ。大臣からの命令なり、政治家の方面からの命令で、しようがない、大蔵省官僚としてそうせざるを得なかつたのだと、すなおに答えるならばまだしも、あなた自身は率先して三年に延ばしたといふことは聞き捨てならぬのです。あなたはさういふ向きです。いままでの主税局長の中で、利子、配当租税特別措置に一番忠実に奉仕したといふを得ない。いまだだせぬ。本来なら、われわれが多数ならば罷免提案をして首にするところですが、残念ながら少数だから文句を言うだけで終わるわけですから、まことにけしからぬ態度だと思ひます。

そこでもう一つ、この辺でやめますが、いまの所得税の総合累進課税最高税率七五%、この適用を受けておる納税者は全国で何人おられますか。

○塩崎政府委員 課税所得七千五百万円の方が七五%の税率の適用を受けるわけでございますが、いま手元に資料がございせん。おそろく何百人かのわずかな人でございまして、あとで調べて御報告申し上げます。

○武藤(山)委員 そうすると、その上のほうの、大体六〇%程度からの税率を適用される人たちの人員、いいですか、その人たちが占める率、総所得金額の中で占める配当収入の金額、もしその配当が全部総合になったとしたら、配当関係の特別措置が全くなかつたとしたら幾らの税金を取られ、現在の措置があるために幾らの税金で間に合つておる、また、税率が幾ら低くなつておる、そういう資料を早急に出してもらひたい。

○塩崎政府委員 これは非常に技術的な答弁になつて恐縮でございますが、現在の税務統計は、千

むしろ整理した金額がこれまでにないと思ひます。

○武藤(山)委員 それは金額だけではさうであつても、姿勢がです。税制は二年間、その間にいろいろな角度から検討をして、合理的にだんだん縮小していく、廃止していくという姿勢を示したのに、二年間を三年間にねじ曲げて、しかもこれを大蔵省内部の局長級の判断でやつたといふのは、なおさらあなたはいさう向きのだ。大臣からの命令なり、政治家の方面からの命令で、しようがない、大蔵省官僚としてそうせざるを得なかつたのだと、すなおに答えるならばまだしも、あなた自身は率先して三年に延ばしたといふことは聞き捨てならぬのです。あなたはさういふ向きです。いままでの主税局長の中で、利子、配当租税特別措置に一番忠実に奉仕したといふを得ない。いまだだせぬ。本来なら、われわれが多数ならば罷免提案をして首にするところですが、残念ながら少数だから文句を言うだけで終わるわけですから、まことにけしからぬ態度だと思ひます。

万円というところで申告書のうちから抜き出して、これを最高級といたしまして統計をとっております。それ以上のところの区分けを出そうと思ひますと、またたいへんな作業を要するわけでございます。まして、できる限り私はつとめたいと思ひます。しばらく時間をかしていただくことを御了承をお願いしたいと思います。

○武藤(山)委員 その一千万円超というやつは資料は出ておるのだが、いまの最高税率——大体六五%、七〇%、七五%ぐらいの、そこいらをわれわれは調べたいわけです。いかにそういう高額所得者が配当収入が多いかということがその例でわかるわけですよ、五十人や百人の数字をばんと出せば。しかもそれを、今日の配当優遇のために税率がこう下がつておることを国民に知らせたいわけだ。いかに大蔵省がこういうひん曲がつた税制を押し通しておるかという一番いい証拠になる。それを出してもらいたい。

○堀崎政府委員 最近の所得状況で千万円という分類では御満足をいただけるような資料でない点は、私も同意でございます。しかし、先ほど申し上げましたように、申告書の分類から——機械にかける前から分類しなければいけませんので、これからひとつ国税庁にお願いしまして、そういう統計は千万円ということじゃなくて、私はもう少し上をつくりたいと思つていますが、どの程度の金額がいいかというところはもう少し研究させていただきます。今後皆さん方の御要望に沿うような資料をつくることとひとつ御了承いただきたいと思ひます。直ちにということとはひとつ御了解願ひたいと思ひます。

○武藤(山)委員 それでよろしい。したがって、国税局と主税局とで、最高税率のほうの人たちの所得分布はどうなつてゐるか、そこらをもひとつ十分明らかにしていただきたい。

私、これで質問をやめますが、主税局のほうから出された「配当所得の所得階級別表」というのを見ると、あなたも御存じのように、総所得が百万円以下の所得の人で配当所得のある人は七%程

度、ところが、一千万円の所得をこえる納税者の場合には、その七五%程度が配当所得があるわけですよ。だから、配当収入のある人は、いかに高額所得者であるかというところはこの表を見ても明らかです。しかも、それをさらに金額で見ても、なおそれが明らかだ。百万円以下の所得申告者で配当所得を得ている金額というのは、総額にしてわずかに百三十四億円です。ところが、一千万円以上のわずかに六千人の人たちで三百七十億円の配当所得がある。これでは佐藤内閣は、一人人間尊重なのか、お金持ち優遇なのか。お金を優遇して、人間を乱暴にしているという数字がこれに出てゐる。人数からいっても、これは人間尊重になりませんよ。総理大臣の大前提の施策から見ても、税制をまず人間尊重に変える必要がある。主税局長、御所見はいかがですか。

○堀崎政府委員 配当所得が、高額所得者になればなるほど多くなることは事実でございます。そういう意味で、配当所得の総合課税の必要性は、私も前々から力説しておるところでございます。なお、これに加えて配当控除のあり方、いろいろな問題がございます。

そういう意味で累進課税のあり方といたしましては配当所得について、重視することにつきましては私は全く同意でございます。

○武藤(山)委員 全く同意だということになったから、漸進的に廃止する方向で前向きに今後は検討していただきたい。この問題は、時間に一応制約があるから議論はこの程度でやめますが、あなたが最後に答えたのが、主税局長としてのすなおな、ほんとうの気持ちだと私は思ふのです。こういう不公平な、しかも事務を複雑にする制度というものは、何とかできるだけ早くやめていきたいという気持ちがあるのだと思ふ。それを何らかの命令や圧力で、諸般の事情を考慮し過ぎて、自分の出世の妨げになつてはたいへんだんという憤病風に吹かれてはねのけられない、こいらいにやはりガンがあると思ふのです。こいらいのガンを手術するように自分でも心がけてください。

そうしないと、日本の税道徳というものを根本からくずしますよ。将来たいへんなことになると思ひます。だから、租税特別措置の中で貸し倒れ準備金とか過水準備金とか、いろいろなやつで期限の定めのないものは、特別措置ということではなく、何らか法的にきつとした制度にして、恒久的なものへ組み入れてほしい。そういうようなものの法体系的整備だつて、やつていかるべきじゃないかと私は思ふのです。ほんとうの特別措置的な、時限的な性格のあるものは整理の方向で検討する。どうしても長期に恒久化しなければならぬというものはそれで整理する。もしそういう形で一回整理をするならば、どれとどれが恒久的なものに入る、どれとどれは漸進的に減らしていく方向に入るか、その一覧表だけでもいいから、ひとつ試案をつくつてみてください。どうですか。

○堀崎政府委員 簡単に試案をつくることはできないと思ひます。いろいろな考え方がありますので、これは慎重に検討してまいりたい、かように思ひます。

○武藤(山)委員 国税庁長官にちよつと農業所得のことでお尋ねいたします。

農業所得は近年低減をして、納税人員もふえないうで二十一、二万程度、全国の農家全体から見たらわずかな所得であります。しかし、所得の算定によつて地方税の所得割りが全部決定をされる、こういう問題になりますので、低所得の農家にとつては重大な問題であるわけでありまして、いま農業所得の算定方法が、全国標準でできるものと市町村に一切まかしてゐるものと、二種類に分かれてゐる。

そこで、まずひとつ御提示願ひたいのは、国が標準を作成し、それを地域におろして申告の目安にしている、そういう地域は何県と何県か。また、その標準率の内容をひとつ後刻資料で提示願ひたい。いかがですか。

○泉政府委員 お話のように、農業所得は納税人員も一時に比べて非常に減少いたしております。

二十三、四万という状況でございます。ただ、地方税の住民税のほうの關係ではやはり相当の納税者になつておまして、地方の財源としてかなり大きな地位を占めております。したがひまして、昭和三十七年以降、従来国税庁及び国税局、税務署で作成いたしておりました農業の所得に対する標準課税の方式につきまして、その標準率をつくり方をだんだんと市町村に移譲するという方針をとつてまいりました。現在国税庁でやつておりますのは、たばこ耕作の場合の標準率をきめまして全国的に示しておりますが、それ以外は、各国税局でやつておる場合は、市町村にまだまかせ切つていない場合の農業部門、これはごくわずかななつておまして、それ以外はほとんど市町村が現在やつておるわけでございます。

そこで、たばこ耕作の場合の標準率につきましては、後ほどお手元に差し上げたいと存じます。

○武藤(山)委員 それから国税庁長官、こういうことは検討できないものでしょうか。最近農家で、農林省の指導のもとに、選択的拡大だといふのでビニールハウスが非常に盛んになつてきた。イチゴ、トマト、キュウリ、ナス、こういうものの促成栽培のために非常な投資をして、収入金額ももちろん上がります。しかし、投資金額がかなり大きくて経費もかかる。税務署は最近、ビニールハウスをやつてゐるところをみな呼び出しを始めてきた。いままでは国税に全然關係なかつた百姓が、ビニールハウスをつくつたために税務署に出てこいとやられるので、うちのほうでは大騒ぎになつてゐるのです。この三月十五日前などは非常に大騒ぎをした。

そこで、来年度から青色申告が非常に簡単になる。現金出納帳をきちつとつけておけばいいということになる。そういうときを契機にして、農家の場合もビニールハウス部分、すなわちイチゴとか、トマトとかキュウリとかの促成栽培の部分だけ別扱いにして青色申告を認めることは検討できませんか。農業というものは、麦、米を全部ひくるめた青色申告でなければいけないのか、そ

れともイチゴならイチゴ、トマトならトマトだけ、そういうもののだけの青色申告というものを検討しても可能性はないかどうか、長官のひとつ御判断をお願いしたい。

○泉政府委員 青色申告は、いまの考え方は、所得者そのものについて青色申告をする、したがって、その所得者のすべての所得について記載をしないでいただくというのがたまたまになっておりまして、したがって、武蔵委員のおっしゃるように、イチゴとかトマトとかキウリだけについて青色申告して、そのほかの米麦については記載しないということでは、ちょっと青色申告になりかねないわけでありまして、ただ、先ほどお話がございましたように、今回の措置によりまして、できるだけ青色の記載を簡素化していきという考え方をとっております。いま農家の場合には、もちろん現金収入だけというわけにいきませんので、取巻物を取巻いたことをやはり記載してもらわなければならぬと思っておりますが、しかし、昨日来のお話でございますように、農業所得者にもっと青色申告をふやすその具体的方法について今後いろいろ検討してまいりたい、このように思っております。

○武蔵(山)委員 農業用の耐用資産、減価償却資産、これは主税局担当ですね。――主税局長、農業所得は、納税人員が年々減っているものですが、あまり関心を持たぬと思うのでありますが、農業用の減価償却資産の耐用年数は何年ごろいじりましたか。ほとんどいじっていないのじゃないですか。

○塩崎政府委員 これは、私が三十六年に改定をいたしましたときに、改定いたしました経緯が記憶にございます。それから、おそらく三十九年も同じバランスをとって、減価償却資産についての耐用年数を、さらに一割五分ですか二割五分ですか、短縮した際にも同じバランスをとった程度に短縮していると思いますが、ただ問題は、非常に農業所得のウェイトが少ない、さらにまた、減価償却資産率のウェイトも少ないというふうなことで、

関心の程度は比較的払われていない点もあるかと存じます。しかし、耐用年数につきましては、省令で一つの基準を示しておりますので、必要に応じて私どもは検討するにやぶさかではございません。

○武蔵(山)委員 ただいまの答弁でやや満足であります。私の見るところでは、農業用資産についての耐用年数が他の産業と比較して非常に長い、したがって、これは再検討の必要がある。あなたは再検討をするのにやぶさかでないと思します。これは後日個々の耐用年数についてひとつ当たっていただいて、農業用が国税に關係がそうないにしても、地方税にかなり關係があらう、低所得者の減税がいま及ばない状態の中で、こういう問題についても関心を持ってもらわなければならぬので、ひとつ十分御検討を願うことにして、前段の配当課税の議論については後日ゆっくりやることにして、きょうは、諸般の事情を考慮して、わずかの時間でやめたいと思します。十分御検討をいただきたいと思います。

○内田委員 次、只松祐治君。

○只松委員 通産省の方、お願いいたします。

租税特別措置法の中にガス関係の減免税のことがありますが、きょうは関連いたしましたして、多少方角が違いますが、ガスの問題について少しお尋ねしたいと思します。

ガス事業というのは、たいへん公共性を持つものでございます。そこで、こういう特別措置を税法上も講じる、こういう形になっておるのだと思します。ガス事業の公共性と申しますか、あるいは事業目的と申しますか、ガスとはどういふものであるか、ひとつお聞かせをいただきたいと思します。

○藤波政府委員 いま先生御指摘のように、都市ガスの供給事業は、公益事業といたしまして、一般の事業に対して供給の義務を負っておるものでございまして、できるだけ多く良質のガスを、できるだけ低価格で安定した料金で供給すること、この事業運営の態度として、その目的を完遂すべくやるべきものと考えておるような次第でございます。まして、われわれといたしましては、その行政指導をいたしておる次第でございます。そういう観点から、原料でありますナフサ、重油等につきましても、国税上の特別な措置等をお願いしておる次第でございます。

○只松委員 そういふことで、ガス会社にはいろいろな特権があると思します。たとえば、土地収用法に準じてとか、あるいはまた一定区域内には東京瓦斯、大阪瓦斯が供給してほかのガス会社は入っていないとか、そういう顕著な特権が幾つあるか、お聞かせいただきたいと思います。

○藤波政府委員 いわゆる公益特権と称するものの中には、まず土地の使用、公共用地の使用、それから土地収用法等の適用し得る対象業種にもなっております。先生御指摘のように、ガス事業法におきましては供給区域を設定いたしておるわけでございまして、そのような点がおもなる点だと存じております。

○只松委員 そのほかに、こういう租税特別措置やら何やら、いろいろあるでしょう。もう少し詳しく……

○藤波政府委員 関税面では、原料の原油並びにナフサにつきまして特別の措置がとられております。

○只松委員 そういふガス会社の数は、全国に幾つぐらいありますか。

○藤波政府委員 全国におきましてガス事業者の数は、全体で、私営のものと公営事業のものを含めまして二百二十件でございます。

○只松委員 それに対する供給の戸数、あるいはまたガスの供給量、そういうものについて、概要を御説明いただきたいと思します。

○藤波政府委員 四十一年度におきまして需用戸数は七百五十五万軒でございます。供給量は約二十九億立方メートルでございます。

○只松委員 それだけ七百五十五万戸、二十九億立方メートルも供給しております。昔は、これがほとんど石炭によってまかなわれておった。今日においては、租税特別措置が行なわれますように、重油も入っております。その原料には何々が使われておりますか。

○藤波政府委員 ガス発生の原料といたしましては、石炭、それから天然ガス、LPG、それから油——油の中には原油とナフサとございます。あと一部コークスもございまして、おもなるものは、先ほど申し上げました四種でございます。

○只松委員 大体そういうことよろしいですか、しかし、LMG、メタンが使われておりますし、原油の中にはABC重油がそれぞれ異なっておりますし、そういう大ざっぱな分け方は大体それでいいかと思いますが、燃料としてはもう少しいろいろなものを混入しておるんじゃないやしませんか。

○藤波政府委員 御指摘のメタン等は、天然ガスの中に含めておるわけでございます。

○只松委員 燃料は、昔は石炭だけが使われておったのですが、この数年急速にそういう他の油、ガスというものが混入されております。その混入の比率と申しますか、一〇〇%の中に占める比率が一つ、それから会社によって多少異なるようございまして、ABCというか、大中小の会社に分けて、その会社がどういふ原料を使っておるか、ここでわかればひとつお答えをいたしたいし、わからなければある程度お答えをいたしたい、厳密には資料を要求いたしておきます。

○藤波政府委員 では、概略を四十一年度の数字につきまして申し上げます、詳細につきましては、後ほど資料を先生のお手元にお届けいたしますと思しますが、四十一年度で、先ほどの四種類で申し上げます、それから天然ガスが約四億立方メートル、それからナフサが約六千万リットル、それから油が原油と重油、これが百四十万キロリットルでございます。

なお、大手と中小に分けた数字等につきましては、後ほど先生のお手元にお届けいたしますと思します。

○只松委員 L P Gは。

○藤波政府委員 L P Gは約六万トンでございます。

○只松委員 これをガスの中に混入するわけですから、トンやリットルや何かではしろうとはわかりにくいので、資料の場合には同じ容量に換算してお願いしたい。これが一〇〇％といいたすと、その中に占める比重というものはどういふふうになっておりますか。

○藤波政府委員 いま御指摘の点につきまして、カロリー換算をいたしまして比率を出しまして、後ほど先生のお手元にお届けいたしたいと思っております。

○只松委員 おおよそどのくらいですか。たとえば、いままで一〇〇％石炭だったんだが、いまは石炭は五〇％下がっているか、下がっていないか。

○藤波政府委員 じゃ、概略だけここで申し上げておきます。

四十一年の実績で申しまして、石炭ガスが約四二％でございます。発生炉ガスその他のことまじしたものでございまして、いわゆる石炭系全体では四七％になっておりますから、半分弱を石炭系で占めております。それから原油ガス並びにナフサガスが合わせまして四六％、L P Gガスはわずかに二％でございます。天然ガスが約一％、そんなぐあいになっております。

○只松委員 そいういたしますと、通常は、都市ガスを使っておる人は石炭からできたガスを使っているのだ、こう思っておるわけですね。私たちがしろうと目にそう思っておったわけですが、しかし、実際には、こうやって石炭からとられておるガスといふものは半分にも満たない、こういうことが明らかになっておるわけですね。そうすると、これは燃料費と申しますか、原料費と申しますか、この原価計算の場合にたいへん大きな変化といふものが当然起こってきいておるわけですね。もちろん石炭もずつと下がってきいておる、国が保護政策で、強制的でありますけれども、たくさん買ってもらふようにしておる、こういうことを

しなければならぬほど下がっておる。しかも、石炭だけではないで、こうやって他のガスといふものを使っておりますから、非常にコストが下がってきておりますね。いまの石炭、天然ガス、L P Gあるいは油等の別における原価、それからいまの都市ガスの全体の原価、まあ、きのうのいたした各会社の決算報告書等にはいろいろ出ておって、各社によって違ふようですから、大中小でけつこうでございますが、A B Cのひつつ原価を資料としてお出しいただきたい。あるいはここでわかれば、ほかの委員の方々にも概略の御説明をいただいております。わからなければ、原価をひとつ資料で……。

○藤波政府委員 いまの御指摘の点、会社によりましては違ひますし、いろいろめんどうな計算も必要かと思ひますので、あとで資料をいたしまして、できるだけそういふものをお出ししたいと思ひます。

○只松委員 たとえば、A B Cで東京が一番大きいというわけでも、これは世界の一、二位を争う東京瓦斯とか、あるいは地方の大阪とかどこか、ここの近くの京葉瓦斯とか、大中小の会社で違ふようですから、というものは、きょうは私はガスが中心でございせんので、またお聞きしたいと思ひけれども、同じ都市ガスが入っておるところで、同じ団地の中で、このエリアといふところ、その供給区域が違ふために、同じ会社の人が同じ団地の中であつて、区域が違ふために、東側はリットル当たり五十円、西側はリットル当たり六十円、片一方は七十円のやつを買わされておる、こういうばかげたことが、これは一つの資本主義の矛盾でもあるわけですが、あるわけですね。きょうは、私はそいういふことを聞くのが中心でないから聞かれませんけれども、こういうことなんですから、もうちょっと行政的にうまくやれば、都市ガスなら都市ガスを安く、東京瓦斯なら東京瓦斯を安く買ふことができるわけですね。あるいは片一方が高いならば、そのガスを引き下げることもできる、こういふことができるわけですが、同じ会社の人が同じ

地域に住んで、同じ団地に住みながら、片一方は高い、片一方は安いガスを同じ給料をもらつておる人が買わなければならない、こういう事態があらりますね。あなたは御存じだと思いますけれども、きょうは私は、大蔵委員会ですから、いずれまた日を改めましてそういふ問題について、その原価等をお出しになれば——私も一応原価は持つております。持つておりますが、皆さん方が出される原価といふものがどの程度のものを出されるか。私は少し前にプロパンガスの課税問題を論議したときも、あなた方が出される原価と私が調べた原価とはだいぶ違つておるわけですね。そういふことがありますから、きょうは、私が皆さん方の資料を要求しておきたいと思ひます。したがつて、一社だけではなかなかわかりませんから、大中小ぐらいの原価をひとつお出しいただきたい、こういふふうに思ひます。

委員長、二つ資料要求をしているのですが、よろしゅうございませうか。

○内田委員長 いいですね。

○藤波政府委員 はい。

○只松委員 ついでにちよつとこまかいことを言つておきますが、たとえば、同じガスでも、A社は五千カロリーのガスを供給していますけれども、B社の場合は三千六百カロリーのガスしか供給していません。しかも、その三千六百カロリーのガスを供給しておる社のほうが値段が高い、こういふこともあるわけですね。実際そうなんです。だから、やはり五千カロリーの直したときの値段、たとえば昭和四十四年度になりますと、カナダからプロパンが入るようになりますね。そうすると、キロリットル当たり三円幾らかのやつが出る。それを五十円、七十円で都市ガスが売られるわけですね。そういふことがいまから平気で行なわれるわけなんです。現状の、五千カロリーの三千六百カロリーのものを供給している現在のやつ、それが一つの出し方。それから、同じ五千カロリーの換算した場合の原価、この二つをお出し

いただかないと、なかなか正確な原価計算にはなつてこない。だから、原価計算ですから、そういふいまの正確な原価計算といふものをお出しいただきたいと思ひますが、よろしゅうございませうか。

○藤波政府委員 先生御指摘の点を考慮に入れます。できるだけ資料を作成いたしたいと思ひます。

○只松委員 今度は大蔵省側にお尋ねをいたしますが、特別措置法に盛り込まれておる「ガス製造用原油の免税及びガス製造用揮発油に係る関税の還付」ということで、ガス業者がガスの原料として使用する原油の関税を免除する、こういふことはどういふ根拠に基づいて行なつておられるのですか。

○細見政府委員 お答え申し上げます。

一つは、関税はもとより、それが主要な原料になつておりますようなものについてなるべく課税さないで、全体としての国の原価を安くするといふよりな考え方が一方にございまして。たとえば肥料の原料にいたします重油とか、そういふものがございます。それからいま一つは、ガス事業におきましては、先ほど来お話がございました、石炭からほとんど原料転換が行なわれまして、原油、最近ではナフサといふようなところへ参りまして、これが非常に大きなウェイトを占めておる、しかもそれは、原油関税が現在非常に高率になつておりますので、その結果、ガス事業の中で原油としての関税の占めるウェイトが大きいという点に着目いたしております。いま一つは、ガスは公益事業でありまして、そういふ意味から、なるべく安い原料が公益事業であるガスに供給されるのが至当だといふことで、この二点を中心に考えております。

○只松委員 そういふふうに十分な御配慮がなされておりますが、ガスはたいへん安い、こういふふうにお思ひですか、あるいは安くなくなつてきつた、こういふふうにお考えになつておりますか、どうですか。

○細見政府委員 他の行政分野でございましてので

はつきりしたことはわかりませんが、ごく一市民として考えまして、いろいろな物価が上がっておるといふ意味で、ガスだけは大体従来どおりでおるといふ意味で、ガス事業におきまして、もちろん原油等の値下がりという事情もございしますが、人件費等が上がったにかかわらず、現状で行なわれておる、また、新市街の開発も行なわれまして、いろいろ苦情はありますが、そうしたところにもかなりガスの供給は進んでおりますので、他の行政でありますので十分なこととはわかりませんが、大体うまくいっておるだろう、かように感じております。

○只松委員 ガス会社がたいへんに利潤が大きいということは御存じですか。

○細見政府委員 その点は存じております。

○只松委員 通産省のほうでもけっこうですが、東京瓦斯の本年度の利潤は幾らですか。

○藤波政府委員 四十年度につきまして申し上げますと、総計上利益が約八十四億円でございします。

○只松委員 それはあなたたち局長と論議したってしょうがないので、いずれまた、大臣なりガス会社の関係者を参考人にお呼びいたしまして、そういう問題を本格的に論議したいと思うのですけれども、いま公益だ公益だということ、こうやって関税還付まで行なり、そういう会社が八十四億円ももうかっておる。これは単に八十四億円じゃないのです。いろいろお調べになるとわかりますが、ばく大な政治献金等もこの会社は行なっておるやに聞いておりますね。あるいは、地方に行つてごらん下さい。たとえば草加市に行きますと、東京瓦斯不動産株式会社というやうな、そういう不動産会社にまで手を出す、これはガス会社だけじゃない。大蔵省全体としてこれは問題にすべきですが、保険会社等、本来の営業目的を離れた会社が、いわゆる重役のポケットマネーやその他をつくるために——私がいつもマンシヨンあたりを調べると言つてもなかなかお調べにならないけれども、マンシヨンあたりに女を囲う、こういうことこの材料として、そう言つちや何だけれど

も、正規の社長の給料ではなかなか出せないから、第二会社、第三会社をつくる、こういうことが行なわれていますね。私の草加のころへ行つたらんなさい。草加団地東京瓦斯社用地というものをちゃんとつくつております。こういうことが平気で行なわれておるのですよ。この監督官庁はどこです。八十四億円ももうけ、なおかつ——まあ、でたらめかどうかよく調べなければわかりませんけれども、自由自在に金が使われて、そういう不動産会社まででつち上げる、それでなおかつこうやって関税の特別措置を行なり、こういう必要がどこにあるのか。皆さん方もいままでもいろいろことを論議されることが少なかつたようでございます。私たちも勉強にしていこうということをよく知らなかつたわけですが、今回こうやって特別措置が行なわれることを契機に多少私たちが勉強してみても、そういう矛盾点というものを発見すわけですね。それだけ膨大な利潤を出しておるガス会社に、他の業者には負担をさしておきながら、なおかつ特別にこういうことをしなければならぬという理由というものが——こうやって原料が下がってきたのに依然として行なわなければならない。前のように、石炭がたぐさん使われておつて重油やなんかは少なかつた、そういう段階から、多少奨励的な意味やいろいろな意味でこうやって行なわれておつたことは、まあやむを得ないという面があつたかと思ひます。こうやって石炭が半数になつてきて、利潤も一会社が八十四億円ももうけておる、こういうことがあるにかかわらず、なおかつ依然としてどうしてこういう措置を独占会社に行なつていかなければならぬのか。どうお考えになりますか。これは国税庁長官のほうでも関係があると思ひますが、ほかの税一般にも関連すると思ひます。きよりは、さつきから言いますように、この問題だけを論議しようという気持ちには私はありませんし、大臣その他お見えになつておられますので本格的な論議は行ないませんが、せつかく論議し始めた問題ですから、一応事務局の皆さんの考えを聞いておきたい。

○細見政府委員 一言申し上げておきます。先ほど来非常に利益が出ておるじやないかというお話が出ましたのは、おおむね大手でございまして、この大手につきましては、関税暫定措置法の中に書いておられますように、一定の石炭の購入を約束させて、それを通産省に届け出る、そのものについて原油なりあるいはナフサの免税をいたします。こういう仕組みにいたしておられます。そういう意味で、石炭をこれ以上減らして、ただ利益のために原油のほうに走るといふことのないようにいたしておられます。これが第一点でございます。

それから第二点でございますが、ナフサを主として使つておられますのは中小ガスでございます。これは公表資料がないので、はつきりしたことを申し上げにくいのでありますが、大体赤字ないし損益すれすれで経営いたしておられます。これは一定容量を供給いたしますと利益が出ますが、中小でございしますので、それほど地域にまとまつて供給できないというやうな点がございまして、中小は赤字すれすれというやうな状態で、それらの人たちがこのナフサについては主として恩典を受けておるといふやうなところになっておられます。その点だけ事実として申し上げます。

○只松委員 だから私は、ABC、大中小の会社の原価計算なり、そういうものをあとで資料としていただきたいと言ひます。いまおっしゃった中で、ほんとうの零細といひますか、小さい会社、あるいは小さい会社は新しい都市に多いわけですから、そういうところでは、確かにまだ赤字が出ておるところ、あまり利潤がないとかいふところが多いですね。しかし、中小あたりでも、前に石炭を使つておつたのをこういう重油や何かに転換して膨大な利潤をあげておるところもあるわけですよ。あなたがそういうことをおっしゃるならば、会社の名前をあげて指摘してもいいですよ。名前をあげてもいいが、そうすると、あなたの本格的な論議になりますよ。あとのいろいろな議

事日程その他の都合もあるようですから、私はそこまで言わないで、きよりは主としてお聞きをいたしておるわけです。だから、あまりそういうことを言わないで、さつき言うように、ひとつ原価をお出しただきたい、こう私は言つてゐる。確かに一般的にはあなたのおっしゃることも一応ありますけれども、しかし、もうちゃんと軌道に乗つて、原料は安くなつてきて、ちゃんともうけてきておる会社もあるわけです。だから一がい全部とはいへませんけれども、やはりこういう一般的に——特に大都市ガスのように、どんなもうけてしょうがない、その経理も相当に放漫になつておる、こういうことは、私がここであまり言う言わなかつた皆さん方御承知なから、あまりそういうことの強弁をしないで、やはり何らかの形で、中部電力が電力料金を引き下げたように、引き下げを勧告するなり——物価値上げ反対ということを私たち社会党は言つておるし、いろいろ言つておるけれども、もうけ過ぎてしょうがなかつたら引き下げていいのです。あるいは、こうやって行なつておる租税特別措置を撤廃して利潤を適正に行なつていく、こういう方法もあるわけですね。こういうふうに特別措置を行なうならば、ある会社では完全に引き下げることができま

す。次に私が原価計算から全部して、引き下げるものがなかつた可能であるということを実証してみせますけれども、引き下げてもおかつ利潤が出る、こういう会社も私は知つております。だから、もうちょっと国民の立場に立つ行政官の皆さん方——大臣や何かないけれども、事務局の皆さんの御意見を聞いておきたい、こういうことを言つておるのです。

そう会社あたりの弁護ばかりをしないで、利潤が出ておる会社等があれば、また設備の近代化等を利潤が出ておる会社に見習つて行なわせて、そういう面の融資は見るけれども料金は引き下げていくようにするとか、あるいは関税を引き下げていく、還付額を引き下げていくようにする。還付額というのは、ある意味では国民から出た金にも

なるわけですから、そういうことをおっしゃるの
が皆さん方だろうと思ひ、そういう御答弁をい
ただきたいと思つて、きようはお答えだけいた
いておるわけですが、私の意見はあまり申し上げ
たくないわけですが、そういうふうに関き直つてお
答えされたい、私もこのまま引き下がるわけには
なかなかまいらぬわけですが、

確かに、一般論としてはあなたのような形もあ
るかもしれませんが、しかし、もう軌道に
乗った会社あるいは大会社等には引き下げなけれ
ばならない、引き下げていい、こういう事態に來
ておる会社もたくさんある。これは国民のため
に、あるいは佐藤内閣がいま言つておる物価引き
下げに——物価暴落あたりには一番先にかけていい問
題でもあるわけですが、そういう点について私は
きようはお尋ねをしておるわけですが、ひとつ正直
にお答えをしていただきたい。

○藤波政府委員 先生御指摘のとおり、大手のガ
ス会社につきましては、最近数年の経理状態はき
わめて良好でございまして、相当の利潤をあげて
おります。この原因には、石炭の値下がりとか、
あるいは原料転換、あるいはカロリーアップによ
る合理化等があったために、人件費その他の経費
の値上がり要素をキャンセルしてお余りあつた
ということなど存じます。しかしながら、今後
の見通しにつきましてはいろいろの問題がござい
まして、いま申し上げましたような、従来までの
値下がり原因は急速に消滅していく傾向にござい
ます。一方、お話の中にもございまして、郊
外地域にもっと積極的に供給設備を拡充し
ていかなければならぬという問題がござい
ます。また、発生設備につきましても、根岸工場の
新設等々もございまして、また工事の内容から申し
ましても、道路条件その他から見まして建設準備
が上がつてくるというふうなことを考えあ
わせると、今後長期にわたつて供給を安定させ
るためにはやはり相当努力していかなくてはなら
ない、こういうぐあいに考えておる次第でござい
ます。

○細見政府委員 一言申し上げておきます。

私も、この制度が長く続くということを見
込んでおるわけがございせんので、この制度が
明年度は続くわけがございせんので、これを見直
すべきにあたりましては、先ほど先生のおっしゃ
った趣旨は十分考慮しまして、この制度がはたして
それだけ必要なのか、あるいは過剰保護になつてお
らないかというふうな点につきましては、十分検
討いたすつもりでございまして、

○只松委員 それから肥料で、一キロリットル当
たり六百十六円、ガスの場合は、一般ガス事業者
が五百十円、特別ガス事業者が三百八円、こうい
うふうに本年度提出されておりますが、たとえ
ば、一般ガス事業者では昨年は五百三十円だつた
わけですが、それが五百十円になつた。こういうも
のの算出の基礎も多少御説明いただいたわけが
ございせんけれども、こういうものはやはり国民の
前に明らかにしておかないと、何かぼくちも、
そういうものを御説明いただくまで、まあ政治的
な感覚といふか、あるいは、たいした論拠
もなく、こころいふものが行なわれておるかのよう
な印象を受けております。どういふ算定の基礎に
基づいて行なわれておるか、あるいは、さつき
おっしゃつたように、一応ものごとをきめるには
算定の基礎があることは事実でございせんけれ
ども、しかし、これがこころいふふうな一定限
度、相当の会社も利潤をあげてきた、あるいは
は軌道に乗つてきたとするならば、この算定の基
礎も変えて、たとえば五百十円を四百五十円なり
四百円にする、こういうことも可能であるし、そ
の算定といふものは変えることができるわけが
ございせん、一応の——いま、将来にわたつては変えて
いく意志があるとおっしゃいましたけれども、当
面する算定の基礎といふものを説明していただき
たい。

○細見政府委員 先生に別途資料を差し上げた
と思ひますが、原油から重油とかあるのはガソリン
とかいったようなものを取つてまいります。それぞ
れの得率といふものが、大体そのときそのときで
さまつております。その得率によりまして、さらに

それぞれのものの値段といたつたようなものがござ
います。その値段と得率との相乗で原油にかか
っております。開税を案分いたしまして、いま申しま
したように、ナフサについては六百十六円、ある
いはガソリンについては六百八十五円、あるいは
C重油が五百五十三円、石油ガスが九百十六円と
いうふうな——これは石油ガスはトン当たりであ
りますが、ほかのものはキロリットル当たりであ
るような数字が出てまいります。これはいわば技
術的に出てまいりますので、政治的とかなんとか
いふことは一切考慮しておりません。ですから、
これを秘密にする必要は毛頭ございせんので、
御要求が、あるいは発表したほうがいいとお
っしゃるなら、いつでも外へ出せる数字でございま
す。

○只松委員 そういう算定に基づいてこの数字が
出てきておるわけですが、一キロリットル当たり
の数字は、これで国民にそれほど疑惑がなくて済
むといふにしても、それではAという会社が一
万トン使つた、Bという会社が五万トン使つた、
その還付する数量はいかなる方法によつて把握な
されておるのですか。

○細見政府委員 最初に、還付を受けます会社側
はそれぞれ所轄の税関長に届け出ておまして、ガス
の原料としての重油なりナフサなりを購入いたし
ましたときには、その翌月十五日までに届け出る
ということになっております。その表示数量が正
確なものであつたか、あるいは届け出られたものが
実際の数字と間違ひないかというところは税関で
チェックいたします。それに基づきまして使用実
績を見て還付いたすわけがございまして、

○只松委員 税関でチェックするといふ話ですけ
れども、これは私が前にビールの質問等いたしま
したときに、当時の松本さんでしたか、ビールの課
税は五〇％が税金です。ビールの課税といふ
のは、結局国民から取り上げた税金を——もし課
税が行なわれておるとするならば、これはビール
会社が国民の税金をどうぼろしたことになるわけ
ですからね。普通の関税の脱税と違ふわけですが、

ここで私が聞いたのですが、いろいろなことをお
しやつたけれども、まともな答えはなかつたわけ
です。私はそのとき一応調査しておりました。
きようはまた私調査いたしておりませんから、皆
さん方のお答えをうのみにする以外に手がござい
ませんけれども、保税倉庫みたいなもの、保税タ
ンクみたいなものがあるわけですか、ガスの分だ
けは、それとも、そういうものはなくて、一般の中
から申告したやつを検査したりチェックしたり、そ
ういふことの程度ですか。それとも、ガスの分だ
けは、完全な保税タンクといふものはあるわけ
ですか。どういふふうになつておるのですか。

○細見政府委員 そうしたものはもちろん設備は
整つております。

○只松委員 保税タンクはあるのですか。

○細見政府委員 あります。

○只松委員 一応保税タンクがあつても、それか
ら持つていったのを、まさか横流しというふうな
ことはないと思ひますけれども、結局それだけ安
くなつておりますね。あるいは、たくさん使えば
それだけ還付されるわけですからね。横に流して
ほかの業者に使わしておいて、そうして還付を受
けるということが全然ないのか、あるいは私は知
りませんけれども、しやうと思へば、悪知恵を働
かせればできないことではないと私は思ふのです
ね。だから、租税特別措置そのものが必ずしもい
いとは思ひません、ほかの方法があると思ふので
すが、それとともに、そういう抜け道が知恵さ
え働かせればできる、こういうふうな場合には、よ
ほど厳重な管理といふものがなされてないとい
う、厳重な管理が行なわれておるとするならば、あ
なたのほうの関税係官の中で何名か——全国で二
百二十三社あつて散らばつておるわけですが、そ
にどれだけの保税タンクがあつて、どれだけの管
理要員がいるか、そういうことも聞けば、皆さん
方がどれだけの厳格におやりになつておるかす
ぐわかります。それから、人員が少くないとする
ならば、その人たちがどのタンクに何日出張され
ましたか、出張のあれをとればすぐわかるわけ

す。私はそこまできよりは申しませんけれども、その嚴重なものではないと思う。ビール会社でも、会社に行けば、一日置きに来ておられますというが、私が資料を要求したところが、一番多いビール工場で当時一週間に一ぺん、少ないところでは十三日に一ぺんだったのです。夏場に十三日に一ぺん行つたって、一人や二人あるいは三人の職員が行つたってそんなものはわかりませんよ。一カ月たてば醸造できる。月に二回ぐらいしか来ないわけですから。したがって、嚴重に管理いたしておられますとおっしゃるビールの保税でもそういうことですから、私はこれだつて問題点があるだらうと思ひます。きよりはそういうことを論議しませんが、こういうふうに租税特別措置を行なうというより、しかも、これが先ほど一番初めに論議しましたように、公共事業につながつておるならば、嚴重な管理、あるいは今後の數量の把握その他についてもひとつ配慮をしていただきたい。これは私がガス会社をいじめるとかいじめないとか、そういう問題でなくて、国民の税金を使つておる問題ですから私はこういうことを要望しておきます。これはあとの問題にも關係するやうな問題でございますが、ひとつ、この点だけは強く要望いたします。

○細見政府委員 御要望の点、よくわかりました。

○只松委員 次に、青色申告の問題について国税庁当局にお尋ねをいたしたいと思います。

まず最初に、青色申告者は現在何人であるか、それからここ数年來の青色申告者の増減、いわゆるキャンセルになつた人と新しく加入をしてもらえる人の數を資料としていただきたいと思ひます。

○塩崎政府委員 資料として御提出申し上げます。

なお、昨日も申し上げましたように、青色申告者の數は、事業所得者のうち、現在、昭和四十年におきまして七十七万七千人、こういうふうに見積もられております。

○只松委員 これは明年から完全給与制が予定されておるわけでございますが、その完全給与制というものは、事実上の完全給与制でございますか、それとも限定的なものを何かお考えになつておられますか。完全給与制の内容についてお伺ひいたします。

○塩崎政府委員 いずれ所得税法の改正法律案の御審議でつづきに御検討を賜ふことになるかと思ひます。いまおっしゃつた意味に完全に適合するかどうかわかりませんが、私も私どももいたしましては、法人企業におきまして給与が費用と見られる、同様な意味において、個人事業者におきましての家族専従者について給与が支払われるならば費用と見よう、こういう考え方でございす。もちろん、支払つた給与が妥当であるかどうかの判断は當然必要と考えております。

○只松委員 しかし、税務行政が通達行政といわれ、私たちがたびたび皆さん方に御批判を申し上げますように、通達によつていろいろなことがまた出るだらうと思ふのですが、完全に他人を使用している場合なら、そのことがその問題はないと思ふのですが、家内専従者、それが年齢によつて非常に異なるだらうと思ふので、そういう問題の基準を設けるといふのは實際問題としてなかなか容易ではないだらうと思ふのです。そういうことについて試案があるのかどうか。また、青色申告会なり何なり、もちろん国会において論議すべきことでございますが、實際上、全国に七十七万七千の青色申告者がおるのでございますが、そういう方とお話し合いになられておるか。あるいは、今後そういうことについて話し合つて、この問題についても具体的に詰めていかれる意図があるのかどうか。

○塩崎政府委員 只松委員御指摘のように、なかなか給与についての妥当性の判断、これはむずかしい問題でございます。私は、画一的な基準はつくべきではないし、また地域的に、また業種においても、非常に開きのあるものについて画一的な基準がでないことは當然でございます。やは

りケース・バイ・ケースの判断だと思ひます。しかし、そう申しましても、税務上のトラブルはできる限り避けたいという点、御指摘のとおりでございます。

この問題は、私は、非常に數多くの個人事業者の問題でございますので、いわゆる完全給与制に踏み切らなかつた大きな原因が、只松委員御指摘の税務上のトラブルがあるということが相当大きな原因をなしておることから考えますと、これはできる限りトラブルを避ける意味におきまして、納税者といつたしましての協力団体であります青色申告会を通じまして、妥当な給与を支払うようをお願いしたい、かように要請するつもりでございます。ややもすると、夫婦間あるいは親子間の愛情で、客観的な労働と違つた労働が認められることのないように、そんなことがありますと、また完全給与制にひびが入るといふ意味におきまして、ひとつ、青色申告会その他商工会議所等、広く各種の団体を通じて、このスタートにおきましては間違ひのないように、サラリーマンあたりから疑惑を招かないやうな給与の基準を定めるようにお願いするつもりでございます。

○只松委員 實際上どういふ通達なり指導をなされるかまだわかりませんが、これが実施される場合には相當の問題が起きやしないかというところを考慮するわけですか。いまでも青色申告の中で多少の問題がありますが、その場合、私たちは、青色申告をやろうとしておる人たちだから、できるだけ大目に見て善導していったほうがいいのではないかと、これを完全給与制にするということになると、たとえば、中にはいい人、ばあさんであつても給与所得者にするというやうなことも、七十七万人の中ですら出てこないとも限りません。あるいは、同居しておるかおらないか、あるいは、完全独立しておるか不完全独立であるか、飯だけ家に来て食つておるか、いろいろなケースによつてなかなかむずかしい問題が出てきやしないか。その場合に、いまおっしゃつたよ

うに、一定の原則をきめるのもなかなか容易じゃない、といつて、ケース・バイ・ケースだけにまかせておくと、税務官吏の恣意といふことが出てくる。だから、よほどこれは慎重に對処して準備をしておかないと、適用した場合に相當の問題が各地に必要以上に出てきやしないか。したがつて、大体、青色申告をなさつておるやうな方は、税理士についておられる方が多いように私どもも見ておられますので、税理士会あるいは青色申告会——その前に皆さん方で根本方針をお立てになつて、どういふ形の完全給与制を実施していくかといふことを、相當事前に配慮をしておいていただく。いままでも私たちは若干いろいろ税務署に對してお願いした。これが一笑に付されるということになると相當の問題が出るように思ひますので、ひとつ、そういう各方面と十分連絡した上で、事前にそういうことの御意見を十分お聞きになつて、幾つかのケースならケースをつくつておいて、さもないければ、多少当面問題があつても、ほんとうの意味の完全給与にして、いざいざ、ばあさんであつても完全給与に踏み切るといふことにして、それから徐々に適正な方向に向つていただいて、どつちがいいのかあれですけども、専従者に他人を雇つておると違ふ面が多いように思ひますから、そういう点について御配慮をお願いするとともに、そういう各方面と重ねて懇談したり調査したり、そういう對処をされる意思があるかどうか。

○塩崎政府委員 御意見に沿つて、税務上のトラブルをなくするよう、しかし、それからいつて画一的な基準で無理のいかないやうに、各方面とひとつこの問題の本質を語り合ひながら、十分資金の基準ができるやうに各方面と折衝してまいりたい、かように私は考えております。

○只松委員 そういたしますと、最高の限度額、たとえば極端な話が、法人で相當の人は二十万円、三十万円取つておられますけれども、そういう最高限度額を設けるといふやうなことは、いま意思はないわけですか。

○塩崎政府委員 最高限度のよりなものは設けるつもりはございません。

○只松委員 それから、完全給与制が施行されますと、いま七十七万人ですが、おそらく相当ふえはしないか、こういうことも予想されるわけですね。いままで、ふえるのと——それで私費料を要求したわけですが、また一方落としていくのとあって、多少ふえたり減ったりしても一定限度を保っておるわけですが、白色申告から青色申告に転化する希望がたぐさん出た場合には、それは無条件に認める方針か、大幅に認める方針か、どういう方針ですか。

○塩崎政府委員 これは多分に執行上の問題になるかと思いますが、税務執行上の問題といたしましては、現在のよりな要件に合致すれば青色申告を認めるということに尽きると思います。

しかも一方、御案内のように、青色申告者をふやしたいというのが私どもの念願でございます。将来の理想といたしまして、昨日も申し上げましたように、税法の中に青色とか白色とか、ことに白色という屈辱的な所得種類があるというよりなことは、どうも世界各国の税制から見まして非常に恥ずかしいことでございます。全体が青色申告者になっていただくことが理想でございます。

今回はそういう意味で現金収支で所得計算ができるような青色申告の制度をひとつ広げて考えておきたいので、こういったことで青色申告者を多くしてまいりたい、かように私どもは念願しておる次第でございます。

〔委員長退席、吉田（重）委員長代理着席〕

○只松委員 それから、専従者に対する完全給与が認められますと、当然に次には事業主に対する給与制の問題がやはり問題になってくるだろうと思ひます。いまもすでに問題になっておるわけなんです。この点については御検討なさっておりますか。あるいはどういふお考えですか。

○塩崎政府委員 私どもの国税である所得税にお

きましては、事業主給与ということとは、私はあまり必要性がないと思っております。と申しますのは、事業主給与にいたしまして、その残りの事業所得と合算いたしまして課税する、私は、要望としてのねらいは二つばかりで、一つは、毎月の経理におきまして、給与ということ消費生活に帰属するものを明らかにする、そういう経理をとりたて、第二は、給与所得者がサラリーマンに認められておるような給与所得控除を受けたいというところだと思ひます。

第一の点は、私は、計算だけの問題でございます。別に税法上の問題でなくて済むと思っております。事業所得と事業主給与を一体に考えても、経理上だけ分けたいいんではないかというような感じがいたします。第二点は、これは給与所得は何ぞやという問題でございます。これは事業主でないサラリーマンに對しまして、一身限り、一代限りの所得ということが大きな給与所得控除の柱となつておりますので、事業主でありますサラリーマンに對しまして、個人事業という形態をとつておる間は、事業主給与に對して給与所得控除を認めることは現在の段階では適當ではない、そういう感じがいたしますので、私どもは、少なくとも所得税の段階におきましては事業主給与は必要ではない、かように考えております。

○只松委員 外国に行きますと、くつ屋さんならくつ屋さんを親の代から何代もやっている、あるいは洋服屋なら洋服屋をやっているというふうな、いわばその自分のうちの仕事に誇りを持って、町の庶民といひますか、仕事をしておるという例が非常に多いわけですね。日本の場合は、いまやちよつとそこの商売を行なつて、高校、大学にやつてうちのあと取りはしない、したがって、いなかから出てきた人がくつ屋の弟子なんかになつたりしてそのくつ屋の店をやる、こういう形で行つておる。これはいま一つの給与制をしくかどうかというところではないに、いままで局長が説明されましたように、そういう面が多分にあり

ますが、しかし私は、一つは、やはりこの給与制をしてある程度の生活の安定といひますか——これはいま言うように、給与制だけではありせん。ほかの問題も関連しますけれども、考えてやる面があるのではないかと。そうすると、もつといふゆる中小企業者あるいは庶民の安定した、単にその日その日の生活じゃなくて、将来性へ向かつての安定、したがって社会全体としての安定という面も見られてくるのではないかと。

そういうことと関連して、たとえば、事業主に對してのいろいろな退職金そのほかの問題ですね。これもいま事業所得で、それで利潤を積み立てていけばいいじゃないかということにもなりますけれども、それだけでは、私は経済問題は議論しません。そういうインフレの進んでおるといふ中では不安定な面もあるもので、そういういふゆる社会保障制度的なもの、あるいは、そういう事業を行なつておる事業資産に對してだけは贈与を認めて、その贈与税を軽減するとか、あるいはなくすとか、いろいろもつと、単に税制という面だけではなくて——私はいろいろ悩むや訴えを人々から聞く場合に、いわゆる中小企業者なり、そういうものが、安定して、将来長きにわたつて自分のうちを継いでいく、あと取りとしてやはりむすこさんがこれを継いでいくという形のものが日本にはできないだろうか、そういうことをよく税制にあるのではないかと、こういうことをよく聞くわけなんです。いつか私はこういう問題について税務当局の方と御相談をしたい、こういうことを私自身も思つておりましたが、たまたま今回完全給与制がしかれるということに関連しても私は思ひ当たつたわけですが、結局、完全給与制が施行されるならば、そういう面から今後青色申告関係の税金をお考えになる、こういう意図がございいますかどうか、ひとつ、これは泉さんのほうからもお考えを聞かしていただきたいと思ひます。

○塩崎政府委員 非常に事業者の心理状態をあらわした御質問でございます。私どもも先般業青色申告者の御家庭を訪問して経理の状況などを見

てまいりますと、やはり家庭生活と事業の面とを区別する意味におきまして、一応事業主給与という形で経理上仕訳をされておるのでございます。一つのやはり生活面と事業面とを分けたことであり、それが企業の合理化にもつながることであつたことだと思ひます。そういうことは、私は、税法以前の問題といたしまして、やられることは非常によいのではないかと。ただ、私が申し上げましたのは、税制では、サラリーマンに与えられる給与所得控除を適用する意味においての実益をねらわれるとするならば、そこには非常に問題があり、軽々にはできない、こういう意味で申し上げておるわけでございます。

しかし、先ほどおっしゃられました退職金の問題、これもなかなか浮き沈みの多い小規模の事業にはあり得ることでございます。しかし、事業所得の内部に留保している間は、これを退職金の引き当て金と見ることではできませんが、今回の改正案では、御案内のように、小規模共済制度のうち、事業の廃止に備へる特殊な共済の掛け金につきましては所得控除と認めていこう、いわばサラリーマンにありまふところの一種の社会保険に準ずるような準強制的なものとして所得控除を見よう、これはいままでは生命保険料控除のワクの中に入つておりましたが、それを別ワクといたしまして、年六万円という限度は向こうのほうの定款にあるようでございます。そういう意味で……（只松委員「家族もですか」と呼ぶ）事業主だけでございまして、法人企業ならば役員も入つております。今度は新しく控除を認めよう、こういうことになつたわけでございます。

○只松委員 そういうことを数え上げればいろいろありまして、全国青色申告会総連合から税制改正に對する要望事項もお手元に来ておると思ひますが、そういうことなんかいろいろ書いてあります。

自民党は中小企業者の味方だということをいつも選挙になるとおっしゃるわけですが、中小というよりも、ほんとうに零細企業者、町並みに商店

を並べてやつておられるいろいろな方々、あるいは零細な機械を持つてやつておられる方々というものの安定が、さつきから言うように、日本の社会を安定させて秩序を保つていくという意味から、パリやなんかで親子何代かにわたつてやつていくという自慢話があるみたいなのがやはり日本にも出てくる、こういう形のものをやつていく、その一つの大きなものは税金だということにだれにもわかつておるわけですから、この点については、また本格論議があるときに、大臣がお見えになったときに私も聞きたいと思つておりますけれども、ひとつ、政府当局としても、こういう点についてこの青色の完全給与制の機会に一步を進めていただきたいと思うが、いかがですか。

○小沢政府委員 来年から完全給与制を法人以外のものについて考へてまいりたいという私どもの考へは、まさに先生のおっしゃるような配慮等を十分考慮してのことでございますが、なおそれだけではなくて、おっしゃるような点について十分検討を加えろという御意見でございますが、十分拝聴いたしまして、今後さらに検討を続けてまいりたいと思ひます。

○只松委員 国税のほうではこういうふうに一步完全給与制といふものにまで進んでまいつたわけですが、現在でも、国税のほうで二十四万円まで給与が認められても、地方税では十円でカットされる、こういうことです。これを自治省側なり地方自治団体に言いますと、税の財源の本質そのものが違ふというふうなお考へのようにございす。確かに、国全体の施策からの税源、それから地方に住んでおる住民としての税の財源を見る場合に、多少観点の違いはやむを得ないとして、片一方が完全給与制に踏み切つた場合に、依然として地方においては一定限度でカットしようということになれば、これは憲法違反だといわれ

ておりますように、法律論争にもなつてくると思ひます。自治省のほうにおいては、本年度もこういう

カットを行われているが、現行の制度についてどう思われるか、あるいは将来どういうふうに対処されていくか、お考へをお聞かせ願ひたい。

○松島政府委員 お考へをいたします。お尋ねの点、現在の問題と将来の問題と二つあるわけでございますが、現在において専従者控除額に国税と地方税とにおいて違いがあることをどう考へるかというものが第一点でございます。現在専従者控除額といふものの性質はどういうものかといふことについては、いろいろ議論のあるところでありまして、所得税法あるいは地方税法においても、一定金額を必要経費として算入するのだといふことになっております。ただ、他面においては、この専従者給与といふものが生計を一にする世帯に属する者同士の間の問題であるといふこと、あるいは最高限度額について制限がある、あるいは配偶者控除等との間で控除差額の控除ができるというふうな点、というふうな点をいろいろ考へてまいりますと、必要経費的な性格は持つておりますものの、他面においては所得控除的な性格もあわせて持つてゐるのだからと考へるのでございす。そういう意味から、従来課税標準の算定におきましては、国税と地方税との間に違いがあつたわけでございます。

しかし、国が完全給与制度というふうに踏み切つてまいりました以上は、私のほうといたしましても、経費性と申しますか、必要経費としての性格が一そうはつきりと規定されたことにもなるわけでございますので、地方税についても、それを前提として考へておられます。ただ、御指摘のございましたように、地方財政の状況もいろいろございすので、将来の目標といたしまして、そういうものを考へながら、当面は控除額をできるだけ国税との間を詰めていくという努力を払つてまいりたい、かように考へておるわけでございます。

○只松委員 できるだけ国税に沿つていくという話ですが、一年もできるだけ、五年もできるだけですけれども、およそどの程度の月日を想定され

ておりますか。

○松島政府委員 専従者控除のほうは、地方税につきましても、御承知のとおり事業税及び住民税、住民税につきましてもは県民税、市町村民税、いわば三つの税金にわたる共通の問題でございす。したがうしまして、一つだけを解決するというわけにまいりませんので、三つの問題を同一の考へ方で解決していかなければならないのではなからうかと思ひます。そうなりますと、かりに国税の現在の水準、すなわち二十四万円まで近づけたといたしますと、二百億円近い減収になるわけでございます。現在地方財政の上でこれを一挙にというわけにはなかなかいかなる事情でございす。

したがうしまして、いつまでか、いまこではつきり答へろと私におっしゃられましたも、残念ながらいますぐどこで何月何日からというわけにはまいりませんが、ただ、国税を昭和四十三年から施行いたしますが、御承知のとおり地方税は一年おくれを課税標準にいたしますので、事務当局といたしましてはその辺を一応の目標として努力をしてみたいと思ひておられます。

○只松委員 私も時間がなくなりましたので論議しようとは思ひませんが、憲法論議がある、こう申しましたように、同じ日本国内において、国税では給与として認めておる、ところが地方税では、それは大蔵省、国税庁と自治省といふことに分かれておりました、片一方はそれを給与として認めないで十円でカットして、あとのものは事業所得と見るわけですね。したがうて、同じ百万円なら百万円の収益があるのに、片一方はそれを給与所得とみなして、片一方はそれではなくて、給与とは認めないで事業所得とみなして、これはたいへん問題だらうと思ひます。いまはそういう法律論争は争われておりませんから、それだけ詰めた論争になつておりませんけれども、本格的に、同じ財源を片一方は給与として認め、片一方は事業所得としてみなすといふことになれば、私は問題が相当出てくると思

うのです。だから、少なくとも同じ日本の国内において、所管事項は違つておるうとも、やはり表裏一体といふますか、完全一体、同じ論理の上に立つた税収といふものを、たとえば事業所得として取らなければ給与所得の何らかの形で取るとかなんとか、やはり論理を合わせた形でやつていく——私は安くなるほうがいいという前提に立つてゐるんですよ。しかし、自治省のように、二百億円減額という前提に立つて、その財源はなしたくないという面から見ても、この同じ所得に対して全然違つた所得とみなすといふことはあまりにも問題があるだらう。いままで慣習的にきていますから、皆さんのほうとしては違和感なり奇異に思われなかつたかもしれませんが、純粹の法律論争になつてくれば、私は大きな問題になると思ひます。

したがうて、根本的には国税と地方税とを一体化していく、国税と地方税との違つておる面や何か多少あるわけですが、もう時間もございせんのでそこまで触れませんが、少なくとも国が完全給与制に踏み切つたときに、いま一年おくれでという話がありましたから、私はそれを期待いたしました、きょうはこれ以上言ひませんが、ぜひひとつ、国が踏み切つたなら、その翌年までにはやはり国に準じた税体系を組んでいくという方向に大蔵省当局も——財源は大蔵省が握つておるわけですから、ひとつ話し合はれまして、矛盾のない税体系にしたいだきたい。特に、いま七十七万人といわれる青色申告の人が百万になつたときに、それが国と地方とで違ふといふことになれば、政治問題としても大きな問題にやがて転化してくるだらう。そこまでの問題が起らない前に皆さんのほうでその問題を明確にされたほうがいいのではないかと、私はこう思ひます。

○松島政府委員 御指摘のとおり問題がございまして、私どもも慎重に検討をいたしておるわけでございます。先ほど申し上げましたように、当面はできるだけ国税との差を縮めていく努力をした上で善処をしていく、こういう方向をとつてまいりたい

いと考えております。ただ、課税標準が所得になつております関係上、これを同じにしないといふことについては、いろいろ御指摘のような問題がございます。ただ、税の性質によりまして、ものによつては違ひがあつてもやむを得ないものもあるのではないかと、たとえば、先ほどもちよつと問題がございましたように、同じ所得を取つておりますけれども、国税のほうでは、所得税については事業主控除という特別な制度はないわけでございます。事業税におきましては、事業主控除という制度があるというふうに、多少違つておる面もございます。また他面、地方税が、申し上げるまでもないことでございますけれども、たぐさんの団体によつて課税される税でございますので、それぞれの小さい地域単位の課税の公平という問題も考へてまいらなければならぬ面がございます。最近、いなかにおきましては、住民税の所得割りを納める人はほとんど月給取りばかりだといふふうなことで、いろいろ現地におきまして公平感を満たし得ないというふうな問題も一部にいわれておるわけでございます。そういった面も考へながら、先ほどお話しになりましたような面でできるだけの解決をはかつていきたい、かように考へておる次第でございます。

○只松委員 それから、これは小さい問題でございますが、こつちの物価高騰、インフレに伴つていろいろな給与等も引き上げられておるわけですが、そういう中において仕出し料理が六百円から課税になっておるわけでございます。これは一例でございますが、少なくとも、いまでは何かちよつと料理屋に頼めば千円ぐらいが一つの基準になるわけですね。だから、そういう点もこれまた財源の問題に思ひますが、私は仕出し料理なんかたいした財源ではないと思ひますので、そういう点は実情に合うようにひとつ改善していただきたいと思ひますが、お考へはございますか。

○松島政府委員 仕出し料理につきましては、ほかのものの均衡上、条例の定めるところによつ

て課税をすることができるといふことになつております。課税のしかたにつきましては、都道府県の条例にまかされておるわけでございます。ただその場合に、一般の飲食につきましては、御指摘のとおり六百円の免税点もございますので、六百円以下のものを取るということは法律上できないという解釈をとつておるわけでございます。したがひまして、仕出し料理について六百円を免税点にするか、七百元を免税点にするか、あるいは八百円を免税点にするかは条例で定められることになつておるわけで、いま詳しい資料を持つておりませんが、私どもの聞いておりますところでは、現実の免税点は若干一般のものより高くないところもあるようでございます。しかし、御指摘の点は今後とも十分な思量をいたしてまいりたいと思ひます。

○只松委員 まあ、これは条例ですけれども、おおよそ皆さんのほうで内示といひますか、標準をお出しになるわけですから、多少高低はあつてもそれでまづいくわけですから、これはだいいふ古くまづたよりでございますが、所得税額なんか毎年更新しているわけですから、こつちの点についてひとつ実情に合うように配慮をしていただきたい。

それから、そういうものの全貌を含んで、やはり国税と地方税の体系を合はしていくためにも——自治省だけいじめるというか、注文しても、大蔵省のほうでなかなか財源を回さないということ、自治省のほうで考へておつておつても実行に移せない面もあるわけですから、ひとつ、大蔵省当局も——いま時間がありませんから私は小さいこと一つ二つ聞いたのですが、そういう点も御配慮をいただきたい。たいした財源でないようなものでしから、ぜひひとつ御配慮をいただきたい、こつちのことを最後に要望いたしましたので、私の質問を終わります。

○小沢政府委員 先生の御意見、よくわかりましたが、今後ひとつ十分研究検討させていただきます。

○吉田(重)委員長代理 この際、午後一時まで休憩いたします。

午後零時二十八分休憩

午後一時十七分開議

○内田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。平林剛君。

○平林委員 まず主税局長にお尋ねをいたします。本来はこれは大蔵大臣にお尋ねするのが筋ですけれども、主税局長にまず確めていきたいと思ふのであります。

あなたもいろいろ税の問題については御苦労なさつておられる、特に租税特別措置の問題については、本委員会の各委員の質問を通じて国民の聲がどこにあるかといふことはお察しになつておると思ふのであります。そういう意味では、国民全般の批判が集中しておる租税特別措置、特に政策的効果も確かめることができないもの、そして、いまのわが国の税体系の中では不公平のシンボルともいふべき利子、配当に対する租税特別措置、こつちの利子につきましては、私はやはり一つの期日が来たならば、その期日においては安易にこれを延ばしていくというふうな考へをとらずに、できるならば、そういう時期にこれを縮めていくというふうな努力といふものが続けられなければならない、こつちの考へでございます。この点については私とあなたとは同感だろつと思ふのですけれども、まず、それを確かめておきたいと思ひます。

○塩崎政府委員 租税特別措置は、やはり負担公平の原則を犠牲にしてまでも経済政策的要請を満たさうとするものでございますから、絶えずその効果について判断し、さらにまた、期限の切れるときにはその延長、あるいは廃止その他について厳格なる態度で私は臨むことが必要だと思ふのでございまして、この点は同じ意見でございます。

○平林委員 ただいま議題になつておる期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案の中に、特に昨日来問題がありましたところの株の配当に対する措置、あるいは銀行の利子に対する措置、こつちのものをひくくするめて五月まで暫定的に延長せんとする内容になつておりますけれども、これはこの法律案の提案の理由に書いてありますように、「昭和四十二年三月三十一日に期限の到来する国税の課税の特例等を定めた法律の規定について、その期限を暫定的に同年五月三十一日まで延長する必要がある。」これが、この法律案を提出する理由である。こつち書いてありますが、五月三十一日まで暫定的に延長するといふ趣旨でございます。つまり、これはここに書いてあるすべての期限の来る法律といふのは五月三十一日まで二カ月間暫定的に延ばしたい、それについての国会の意思をこれできめてもらいたい、こつちの趣旨です。

○塩崎政府委員 私どもの先ほど申し上げました二十八項目について、五月三十一日までさしたる期限の延長をお願いしようという法案でございます。

○平林委員 さて、その二つを確かめておきまして問題に入るつもりでございますけれども、実は、私の承知しておる情報によりますと、こつちの三月十四日の閣議におきまして、所得税法の改正について、あるいは退職所得の特別控除の引き上げについて、あるいは租税特別措置法などの期限つきの法律の改正についていろいろ議論をなさつたといふことを承知しておるわけでありまして、いまお答へによりますと、利子、配当、その他の特別措置については五月三十一日までである、そしてまた、それは厳格に審査をして、ただ安易にこれを引き延ばすことは適当でないといふ私の意見に同意されたあなたにちよつとお尋ねします。

そのときの閣議で、配当と預金利子については、これを六月の末まで三カ月間延長するといふような意向を大蔵省内では検討したと伝えられて

おるのですが、それは真実でしょうか。

○塩崎政府委員 この法案につきまして、六月三十日というふうな意見があったということは全く聞いておりません。

○平林委員 全く聞いていないというのは、あなたが聞いていないのであって、閣議の中ではそういう問題が議論されたのではないかと聞いていないということとは違ふと思うのでございませうけれども、これはどうなんでしょうか。

○塩崎政府委員 私は閣議のことはもちろん存じませんが、この法案について六月三十日まで延長するということは、話といたしましてはございません。おそらく租税特別措置法の本法律案の御審議の際、近く御提案申し上げることになっておりますが、そのときには利子所得の五％引き上げをいつから施行するかという問題で、これは利回りその他の関係がございまして、一カ月間のゆとりを以て七月から施行する、しかし、この際には租税特別措置法のこの法律じゃない、新しくこれから御提案申し上げる法律案におきましてなお十全の効力を有するような行き方にならうかと思ひますけれども、それはこの問題とは別の問題というふうに私どものほうは考へております。

○平林委員 いや、まさしく期限の定めのある国税に關する法律につき当該期限を変更するための法律案で、銀行利子、配当については二カ月間これを延長すると書いてありまして、われわれの意思を開いておる、これはそのとおりである。しかしながら、いまの説明によると、本法の提案のときに実施時期をかりに七月にするということになれば、従来どおりの暫定の措置を二カ月ではなくて三カ月延ばすということになりはしませんか。

○塩崎政府委員 それは私は法律的に違ふと思つております。この法律は単純に延長するわけでございます。新しく御提案申し上げようとする法律案では一五％に引き上げるといふ御提案にならうかと思ひます。そうなりますと、その効果はどう

いうふうに影響をいたしますか、これは利回りの計算、税引き利回りを確定する必要があります。それに準備期間が要る、そうなる、特別措置法の新たな施行の問題といたしましてゆとりをおくという問題が出てくると私は考へております。つまり、この法律案とは別の角の議論だ、こういうふうに私は考へております。

○平林委員 私たちは大体見当をつけておりました、利子、配当に対する軽減措置については政府のほうもいろいろ考へて、この際五％ずつ引き上げるということも六月一日から実施するという法律案の内容にするのではないかと実は即断をしておたわけなんです。ところが、七月一日ということになりますと、結局それを待望しておる、全廃を待望しておるわけですが、一歩前進するという意味におきまして、さらに一カ月ずれて暫定的な措置が実現するということになりまして、私はそこにもどうも釈然としないものがあるわけでありまして。なぜ六月からこれを実施することができないか。これでは二カ月間と大体われわれに判断をさせておいて、それは法律のたてまえは別の本法で措置をするといひましても、実質的には私は従来どおりの措置がさらに三カ月延びるといふ受け取り方をするわけでありまして、いや、これはこつちの法律で書いてある、これはこつちの法律で書いてあるんだといひましても、この利子、配当を別に目のかたきにするわけではございせんが、国民的立場、利子、配当に対する批判的考へを持っている者にとっては、三カ月間延ばすんだ、こつちう受け取り方をするのはやむを得ないことだと思ひます。二カ月をさらに一カ月延ばすといふようなことを相談をされた理由はどこにありますか。

○塩崎政府委員 私は、この問題に限らず、全般に常に痛感しておるのでございませうけれども、公布即日施行という税法のいままでのやり方、これは非常に混乱が多いのでございませう。減税ならば比較的案でございませうが、増税のときには非常に混乱が多い、こつちうことを痛感するので、で

きまして、変な思惑さへなくしたら、増税法案は少しのゆとり期間を置いて納税者に理解させて、これを履行していただくということが非常に適切な方法だと思ひます。いまのところそれは簡単に行なわれておりませんが、今度の印紙税、登録税にいたしまして、私どもはゆとり期間をお願いするつもりでございませう。この措置法の利子につきましても、税引き利回りを直ちに計算することは即日施行では困難だと思ひます。そういった意味で税引き利回りを確定し、さらにまた各種の資産の利回りを見ていただく意味におきましては一カ月くらいゆとりをおくほうがいい、こつちう判断でありまして、これは利子、配当のみならず、こつちう特例措置あるいは増税措置が行なわれる際には、できる限りゆとりを与えるほうがいい、しかし、一方にまた一つ財政上の要請もございませう。さらにまた、思惑といふような要素が入りましても私どもは不合理だと思ひます。このあたりを調整いたしまして一カ月というふうにお願ひしよう、こつちうふうに考へておる次第でございませう。

○平林委員 私はその点についてはやはり批判を持つわけでありませう。財政的な見地からいへば、こつちうものは早くなくしたほうがよろしい。ですから、どんな国民の期待にこたえて改めなくていふことが、ほんとうに事務上そんなに煩瑣なものでしょうか。即日施行でもそれができないほどの事務的な混乱があり得るのか。私は、それよりもむしろ一つの政治的な配慮、こつちう見方をせざるを得ないのです。PRをする期間をおく、こつちう言ひますけれども、この一カ月というものは、PRの期間ということになるのですか。それで、どんなPRをするつもりですか。

○塩崎政府委員 PRの期間ももちろん必要でございませうが、やはり税金が五％上がることによつて、これは分離課税でございませうので、税引き利回りが下がってまいります。こつちうな準備を、

金融機関あるいは配当を支払う会社がおのしなればならない、こつちうことでございませう。

○平林委員 そんな支払いかその他の準備を、実際の業務としてすぐその六月から七月の間にやるのですか。それをその期間がなければできないのですか。

○塩崎政府委員 これは長期の、前から預けておりましたものがあり、それらにつきましましては、おそらく一〇％というところで予期しているものもございませう。それら等考へますと、私は、準備期間において、税引き利回りを、預金者あるいは投資者に認識させる必要があり、その準備を金融機関にやらせるほうが適當だ、こつちうに考へております。

○平林委員 私はその点についてはどうも理解ができないのでありまして、こつちうしたことについてはいまから話をして、そして、これからはこつちういたしますといふようなことはなぜできないのでしょうか。

○塩崎政府委員 私は、国会で御提案申し上げておりました、これがどういふふうになりますか、十分な御審議を経た後でないと国会の御意思もきまらな、きまらないうちに行政が動きまゝと、行政の行き過ぎといふことで、また陳謝をしなければならぬことになりまして、やはり国会の意思が確定してから各種の準備をしたほうが、誤りを繰り返さない意味で適當ではないかと思ひます。

○平林委員 その言、まことによろしいけれども、私は、この問題について、一カ月間のPR期間とか手続上の措置が必要とは考へない。これはいづれ私は実際の業務といふものを検討いたしまして、本法のとき再びこの問題について政府の措置を追及するつもりでございませう。

いづれにしても、われわれは、この期限の定めのある国税に關する法律について二カ月間延長といひながら、実質的には三カ月間の延長をねらつておるといふことはまことに不當であるといふことだけを申し上げて、この問題についてはあらた

めてひとつ議論をしたいと考えています。この点だけは明らかにしておきたいと思ひます。

次に、実はこの預金の利子、株の配当については、税制調査会の方から、十年來にわたつて、こうしたものについてはすみやかな機会に廃止する方向にいふべきである、もちろん、株の配当については、一昨年ですか新たに加わつたのでございまして、十年というわけではございせんけれども、しかし、長い間この問題については、漸次これを廃止すべきである、いろいろな努力がおそらく大蔵省当局の良心において検討されてきたと私は思ふのであります。そういう意味では、それを少しづつ一歩前進させたという努力は、私は買つています。買つていますけれども、買えないことがあるわけではあります。

税制調査会は、この預金の利子、株の配当について暫定措置を延ばすといふことは、かりに最近の経済情勢からやむを得ないにしても二カ年くらいにしたらどうかといふ試算がある。これはまだ法律案として出てまいりませんから、いまこれを議論することは適當ではないかもしれせんけれども、二カ年周というところになつたなら、二カ年周ですなにおにむという態度が、私は税制調査会の考えにすなにおに沿うものである、それを何とか一年でもひとつやるといふことは、金融界あるいは証券界の抵抗があつたにしろ、この際は踏み切るべきものではないかと思ふのですけれども、この点はいかがでしようか。

○塩崎政府委員 平林委員御指摘のように、特に利子につきましては、昭和二十八年以来の初めて一〇%をこえるような大きな変革でございまして、税の見地からは、いまおっしゃる通りに、私は早くやめたほうがいい、二年といわず即座でもいいわけではございますが、やはり何といひましても経済に与へるダメージは、これはやはり見なければならぬ、かように思ふのでございまして、それも、いま申し上げましたように、二十八年以来初めて一〇%をこすような大きな変革でございまして、しばらく効果を見守る必要があろう、こういう意味

で、税制調査会の二年を一年間延ばしたとして三年にしよう、こういうふうな御提案申し上げまして、いずれまたこの点につきまして御審議を仰ぐ予定でございまして。

○平林委員 先ほどは、一〇%から一五%に上げること、ただいま審議している法律では二カ月だが、あとに提案される法律案を加へますと三カ月延ばそうとする。それから、ただいまは、私が指摘しておりますように、預金の利子並びに株の配当について、税制調査会はこの際二カ年程度という答申にかかわらず、さらにこれを三カ年間に延ばそうとする。私は、これはもはややうなると政策的な論争になつてくると思ふのであります。これは大臣とでも議論しなければならぬ問題で、こゝまでで、さらにこの一〇%から一五%のやつも二カ月を何とか一カ月、PRが必要だとか事務的手続があれだとかいって、三カ月にしようとする。税制調査会の方から、二カ年周ぐらいの延長というふうな述べておるのに、これも三年間に持つていこうとする。まあまあ私たちの目の見えなところ、必死の抵抗が行なれておるという姿を、國民はおそらく承知するだらうと思ふのであります。

いまの経済は非常に流動的です。去年まで不況のどん底かといふようにいわれてゐた。ところが、こゝしになると、景気は過熱でして、手のひらを返すやうに変わつていく、いまの設備投資中心の経済動向から見ると、このまま一年や二年はずつとある程度は経済が拡大していく方向になつていく、そういう意味では、二年程度が適當なんですよ。それを、どういふ抵抗があつたか知らぬが、三年間に延ばそうとする考え方というのは、また國民のそれに対する批判を増大させるだけであつて、どうも納得できない。政務次官、いかがでありますか。

○小沢政府委員 ただいま主税局長が答えを申し上げましたように、税だけの立場からいいますと、こうした利子、配当課税の特例措置といふことにつきましては、できるだけ早い機会に廃止を

するといふような考えが、税だけの面から考えますと、妥協だと思ふのでございまして、御承知のとおり、これが設けられなされた趣旨、貯蓄増進、資本市場の育成といふようなことを、税だけでない、もつと別な面からの経済政策全般の観点から立ちましてこうした制度が設けられまして、しかも十四年ばかり一〇%で来たわけではございまして、これを私どもとして一歩進めまして、今度五%の引き上げをやることにいたしましたわけではござい

ます。先生もいろいろお話がありましたように、相当のいろいろな面からする抵抗といふますか、経済政策全般から見て、むしろまじめな議論として、相当強い反対があることは、先生も御承知のとおりでございまして。そういう中でありまして大蔵省がこの五%引き上げに踏み切つたといふ前向きの姿勢だけは、ひとつぜひ御理解を願つて、そうして、これが、もちろん二年間と三年間の問題はありまして、うけれども、その辺のところは大蔵省なり私ども、やはり政治的な判断も要せなければいけないところもございまして、こゝういふ点で御理解をぜひいただきたいまして、むしろ基本的に前向きであるといふことを、ぜひ御理解をいただければありがたいと思ふ次第でござい

ます。○平林委員 私たちは、この銀行利子、株の配当について、単に税の立場だけで議論してゐるのではないのです。これはひとつ政府においてもしかり御理解をいただかなければならぬ。われわれはこれを目のかたきのようにして、単に税の面の不公平だけから議論を進めてゐるのではないのです。われわれは当面の経済政策の面においても、この措置はなくてはならぬと見てゐる、それから自由主義経済といふたてまえから見て、これは特に株の配当のようなものを置いておくといふことは理屈にも合はぬ。そしてまた、その他の事情があるといひまして、十数年間やってきたと言いますが、十数年間税の問題あるいは経済の問題全般から検討する税制調査会には絶えず反対を続けてきてゐるのです。批判し続けてきてゐる。そ

れをおかふりして十数年間続けてきたのが政府なんでもございまして、そういう面から考えますと、一日も早くなくすほうがよろしい。それをまた二年から三年に延ばすといふ考えは間違ひであるから検討してもらへばならぬと思ふておるわけではあります。もちろん、この間の事務当局や若干の当事者の苦心は私認めませんが、されば、それが前向きであるかといふと、私は心ずし前向きとは見ない。十数年間いろいろなものから、この程度のことではなければならぬような國民の批判が高まつてきたから、一〇%から一五%になつたといふ理解もできるわけではあります。私は、前向きと言ふなら、この機会に全部なくしていくといふことで前向きといふことを使つていただくたいわけではございまして、政務次官のこれからの辞書には、前向きと言ふときは、ひとつさういふときにお使いになるようにお願いをしておきたいと思ふのであります。

それからもう一つ主税局長にお尋ねしますけれども、昨日来議論しております俗に源泉法——源泉徴収、退職金などについて期限を六月に実施すべきものを四月からやろうといふ法律案については、これは私はすみやかにその減税効果を、その減税が満足すべきものであるにかかわらずすみやかにやることは、改善の策として、その措置は必ずしも絶対反対といふものではないと思ふ。われわれの主張は、所得税については五人世帯において百万円といふものをすみやかに実施すべきものであるといふことでございまして、そういう意味では、それが実現しないことは不満ですけれども、一応しかし、多い少ないは別に、なるべく早く減税の効果を、特に退職金のような問題については社会党が主張してきたことについては特段に議論があるわけではございせん。そういう措置を、この昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の特例に関する法律案ではとらうとしております。しかるに、この期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を要

更するための法律案のほうでは、一日延ばし二日延ばしじゃない、いや二カ月延ばし三カ月延ばしにいままでのものを温存していいかと考えておる。

政務次官、前向きということばを使いたかったならば、この期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案とともに、銀行利子、配当についても一〇%から一五%にする。それならば国民が喜ぶ。これは大半の国民が喜ぶ。一部の人は顔をしかめたり、一部の利害関係者は猛烈な反対をするでしょうけれども、しかし、一〇%から一五%が前向きであるというならば、これを源泉のほうのものと同じ思想で、暫定的にも一五%に持つていくという考え方をなげ取り入れなかつたのでしょ。私は、そういうときに初めて、政府のおやりになっていくことは多少前向きだとなと評価ができるのでありまして、それと全くあべこべの形になっておる。これはいかがでしよ。

○小沢政府委員 実は、期限の定めのある国税の三月三十一日に切れますものをいま差しあたつて二カ月間延長するということでございますし、一〇%から一五%に引き上げるといふ問題は、これは当然本法のほうで御議論願わなければならぬわけでございます。本法のほうの御議論を短期間にこまかく委員会あるいは本会議等で願うということもできませんので、したがって、いまのような結果に相なつた。どうせ上げるなら四月から上げた方がいいじゃないかとおっしゃいますけれども、これは本法全体の御審議を国会で十分の時間をかけて願うという点からいいますと、三月三十一日に切れますものを、それまでの短期間で御審議を願うということとはどういふできません。それともう一つは、先ほど主税局長が御答弁いたしましたようないろいろな準備期間といふものを考えますと、お説のようにはなかなかいかなかったわけでございます。

したがって、この期限の定めのある国税の差しあたり二カ月延長という延長法案と一応切り離してお考え願えればありがたいと思います。

○塩崎政府委員 補足して御説明申し上げます。確かに、所得税法の本法とあわせて源泉の臨時特例法案を出すならば、措置法の本法とあわせて期限延長法案も一五%というように考え方は論理的にまさしくそうだと思います。しかしながら、全体として国民一人も悲しまない、全部が喜ぶ法案は早める、一人でも悲しむ、増税となる法案は慎重に御検討していただいたほうがいい、こういう意味で延長法案と所得税の臨時特例法案はできている、こういうふうに御理解願いたいと思ひます。

○平林委員 主税局長が政治家みたいなことを言つてもらつては困るんです。そういうのは政治家が言うことばです。それは一言多かつた。そこで、私は、いまあげておりますように、もしこの配当や利子の問題について、一〇%から一五%にこれから改正していくというものならば、そういうふうにするということの必要性を感じたからやつたのでしよ。一〇%から一五%にこの際引き上げることが適當であるという判断があつたから政府はそういう措置を国会に提出しようとしたのでしよ。それならば、早くやるということには国策に沿うということになる。そういう理解でないと、私はどうもその裏のことをいろいろ勘ぐりたくなるわけでございます。それが筋なんですよ。あなたが前段に言つたように、やはり首尾一貫して、源泉のほうを早目にやるならばこれもやるという態度が、ほんとうは首尾一貫した形でもあるわけですから、それがこちら東、こちらは西という形のところは複雑なるものがあるということを私は言ひたいのであります。

これだけじゃないかと思うのです。この間私がこの委員会で指摘いたしましたように、銀行の利子、株の配当は、いずれにしても、近く分離課税を一〇%から一五%に引き上げる措置に関連して、政府部内においては郵便局の金利の引き上げの問題が議論された。これは私はこの間郵政大臣と大蔵大臣に申し上げまして、あきらめてもらいました。政府においてもこれはあきらめていた

いたわけでありまして、しかし、近くなつた少額の預金の非課税制度の緩和が出てくる。こういうものも私は近く定められようとする銀行利子、株の配当の見返り措置として見ておるわけでありまして、この見返り措置として見ることは間違ひでしよ。銀行や証券界のほうは、一〇%を一五%にすることを押しつけられたそのいろいろな見返りを方々でとつてゐる。二カ月のものを三カ月になるべくしてくれ、それから二年のものは、税調で二年としたけれども、三年にしてくれ、それからまた、郵便局の利息については何とかできぬか。内閣総理大臣まで、ひとつ郵政大臣、これを検討してみぬかといふことを閣議で述べる。そうしてそれがだめになると、今度は少額貯金の非課税制度の緩和をやる。いろいろな手が動いてゐるようになりふりに見るほうが間違ひなんではしよか、いかがですか。

○塩崎政府委員 私どもは、全く純粋な気持ちで考へております。少額貯蓄制度につきましても、前々からいろいろな意味においての批判があり、その実効につきましても疑問がもたれておつた状況でございます。ただ、先生が何か見返りだといふような御印象を受けられる点があるとすれば、一〇%が一五%に上がった機会に、不測の事態と申しますが、本来課税すべきからざる人が課税になるおそれがあり、少額貯蓄制度の、非常に非弾力的、あるいは条件がきびし過ぎるということがあつたならば、これは税制上から見ましても不合理でございます。この、こういう機会にこそ反省すべきだと思いますので、こういう機会にこそ反省すべきだ、こういう意味で、一五%に上がった機会に少額貯蓄制度の要件を緩和しようと思ひるのでございます。機会が同一になりますので、そういうふうにお感じになるかもしれないけれども、私どもの改正の意図は全く純粋な気持ちで税制上の論理を貫こう、こういう気持ちでございます。

○平林委員 きよは主税局長、大臣がいらないのだから非常に政治的な答弁ばかりに終始するのを、私はまことに遺憾に存じます。少額貯蓄制度の緩和については、また改めてこれはやりまされども、これも私は一つの例として申し上げておるわけですから、政府においても、私の批判的質疑をじっくり胸の中に入れてもらひたいのです。これだけではありません。もう一つある。

実は、去年十二月ごろですか、株の配当についていろいろ議論がございまして、税制調査会も開かれて、いよいよこの問題についての最終結論をつけなければならぬという場面がございました。そのころ、大蔵省としては、私の承知してゐるところでは、この株の配当については、さすがに大蔵委員会におけるいろいろな批判、追及がございまして、何とかせにやいかぬといふようなお考えがあつたんでしよ。そこで、大蔵省の中にも、この際こうした優遇は廃止しようとする議論があつたことは、私は知つておるのです。それからまた、一ぺんに廃止はむずかしいから段階的に廃止——今度の措置が段階的廃止といふならば、段階的廃止の方向にいくべきだといふ議論、それからもう一つは、一年程度はこの際継続するといふような幾つかの案がありまして、結論を出さず、税制調査会にげたを預けた、こういう経過があるものでありますけれども、その経過があつたことを、ひとつ国民の前にも明らかにしておいていただきたい。

○塩崎政府委員 午前中にも御質問がありましたように、税制調査会には三つの案が提案されました、おっしゃるような経過がございました。廃止案と、暫定的に延長いたしますが、若干税率を引き上げるといふ案、第三案は、御存じのように一年程度延長する、この三つの案があつたことは事実でございます。

○平林委員 税制調査会がまさに結論を出そうとするこの問題について、大蔵省が三つの案を預けた。その後において、これは、私は事実かどうか知りませんが、日本における一流の新聞の正月号に掲げられた記事を見ると、やはりこの配当、また銀行利子の軽減措置をなくしていくため

には、かなり政界のほうも苦勞があるし、大蔵省のほうもなかなか苦心があるところだなということを実は感じたのであります。

それをちょっと御紹介いたしますと、ただいまのような三案が提出をされて、げたを預けた。その後大蔵省案を税制調査会に出すという、これはびつくりするのは何と云つたつて証券業界であるわけなんです。証券業界の表情が複雑であるといふこともまた想像できるわけでありまして、そしてまた配当金に対する課税優遇措置の廃止をちらつかせると、やはりいろいろ政界のほうから要望がある、あまり変な顔もできないという立場で、いかに度胸で勝負をやる相場師といえども複雑な心境になるという観測は、私は十分想像できるわけでありまして、これは十年來のこの動きを見まして、なるほどなと感じられるわけです。そこへもつてきて政府・与党のほうから、今度の選挙は少し助けたいという話があれば、これは強いものと弱いものでありますから、そこに証券界のほうも、こうした問題について結局応ぜざるを得ないという事情が生ずるのだらう、こういう観測も私は無理がないと思つております。そして、最終的には結局税制調査会も配当優遇措置の廃止といふことは見送りにして、二年というふうなことでそれまで延ばす、こういうふうなことになる。この記事を書いた新聞記者の諸君は鋭い批判力があつたのでありまして、私もそれを正月の一日に読みまして、なかなか鋭い批判力を持つておる。これは隠れたる国民の気持ちを代表するものであるわい、こう思つたのであります。たとえは、解散、総選挙の空気が強まる中で、たまたま時期が一致したとしても、大蔵省の改正案——廃止を含む三案が提示され、そして、その中に政治献金の増額を要求する動きがある。そしてそのあとから配当収入優遇措置が据え置きとなる、こう結びつけて考えると——正しいかどうかは別です。結びつけて考えると、ぼんぼん次々にながりのあるのがあると、はてなと首をかしげたくなる、こういう記事であります。私は、これは

やはりある程度国民全般が抱いておる日本の政治不信と結びつきますと、ああこれは間違つておる、これはたいへんな見当違いだ、こういうことを否定するだけの勇氣のある人たちはおそろくないだらうと思ふ。

それで、今度の問題につきまして、この株の配当、利子の配当につきましては、こうした国民が抱こうとする疑念は、納税思想にも悪い影響を与えます。政治不信に対しても決していい結果をもたらさないといふことを考えますと、税の面だけではない、経済全般から見ても、そろそろこの辺でこうした問題については、廃止の方向にお互いが進まなければならぬ時期が来ておるといふことを私は痛感するわけでありまして、

そこで、ほんとうを言へば、この辺で大蔵大臣に所信を聞かなければならぬところでございましてけれども、私はその意見を述べて、政府において十分われわれのこの批判を胸に手を当てて考えて、次の措置を誤りのない方向でとられんことを要望します。

これをもちまして、私の質問を終わります。

○内田委員長 横山利秋君。

○横山委員 最初に、おそらく同僚諸君とも関心ただならざる問題であります政治家と税金の問題について意向をただしたいと思つたのであります。先般米国税庁並びに当院の事務局から、「所得の種類と計算について」と、その参考資料なるものが回りました。この点につきまして、ずいぶん私も同僚とともに議論をしたわけでありまして、どうも実はしつくりしない。私も自分の問題として、大蔵委員会で税制を検討しておる者として、納税の的確を期するのは当然であり、かつまたその納税が筋の通るやり方であることを願わなければならぬのも当然であるわけでありまして、しかしながら、今回出ておられますものについて、どうもしつくりしないという感じがしてならないのであります。そういうことを、われわれの問題だからという議論をしないで適宜にまかしておくといいことも、私個人としても感じがよく

ないから、この際、こういうものを出されました趣旨並びにその解釈、現状等について二、三承つておきたいと思つたのであります。

まず第一に、かかるものが出ましたのは、田中彰治事件だとか、あるいはそのほか著名な政治家の中で脱税ないしはその疑いがあったといふことに基づいて社会の批判が起つたからだと思つたのであります。多くの政治家がそのような一部の不心得な人々のために社会から疑惑の目で見られておるといふことは、まことにわれわれとしても心外千万であります。問題は、むしろその糾弾の焦点になつた人たちの税金が一体どういふことになつたのか、徴収されたのかどうかという点こそまず明らかにされ、そして、われわれがそれに対して、また社会もそれに対して納得をするといふことが先決問題であります。それらはどこか消えてしまつて、世間が、政治家一般がすべてそうであらうといふような感覚をそのまゝ援用いたしまして、こういう通達その他を出すというのは本末転倒ではないかと思はれる。

したがつて、まず田中彰治、それから別な角度であります。森脇光氏個人だとか、森脇だとか、そういうような者の課税は一体幾ら課税されたか、徴収状況は一体どのくらい徴収されたか、今後の見通しはどうなつておるのか、それらを承りたいと思つた。

○泉政府委員 いろいろお話がございましたが、まず田中彰治前代議士につきましては、現在、本税及び加算税を合わせまして五億三千万円の滞納額になつております。これが徴収のために不動産、貸し金、動産、有価証券等を差し押さへたしております。一応それらの差し押さへた財産は滞納税額を上回る金額となつておりますので、今後徴収手続を進めることによつて徴収し得るものと考へておりますが、ただ、差し押さへた財産の中には抵当権者あるいは第三者などの権利を主張するものがあります。引き続きそういうものとの間に訴訟によつて解決しなければならぬといったような問題がございまして、現実には進行中でありましてけれども、その滞納税額を完納し得る日取りについて

は、現在のところは明らかにすることができません。なお、収納済み額は、現在までのところわずかの金額でありまして、二百十四万円になっております。

次に、森脇文庫につきましては、すでに本院で申し上げましたように、本税、加算税、延滞税等を合わせますと、国税だけで八十二億円の滞納税額になつておるわけでありまして、そのうち現在までのところ二十六億四千六百万円を収納済みになつております。収納済み額が五十五億六千五百万円に相なつております。これにつきましては、それぞれ不動産、債券等を差し押さへたしております。一応滞納税額を上回る金額となつておるわけでございますが、差し押さへた財産の中には相殺を主張する相手方あるいは債務不存在を主張する相手方などもございまして、これらの異議の処理がそれぞれ裁判を経て解決しなければならぬといふこととございまして、これまた現在相当額を徴収いたしましたけれども、今後なお徴収しなければならぬ金額とその手数は相当骨が折れるものと思つております。

それから森脇光氏個人につきましては、現在二億四千万円の滞納になつております。これは収納済み額は千八百十四万円に相なつておるわけでございますが、なお二億三千万円ほどの収納済み額になつております。これにつきまして、それぞれ不動産及び債券、有価証券を差し押さへたしております。その差し押さへた額は、評価におきましてはいまの滞納税額を上回つておりますが、これまた訴訟中のものなどがございまして、これの収納に急いでおる次第でございます。

○横山委員 全くたいへんな未納額があるわけですね。八十二億円のうちに二十六億円しか納まつていない。五十五億円の未納がある。田中彰治は五億三千万円のうちに二百十四万円しか入つていない。そういうふうなことは、世間は、政治家すべてがそうではなからうかと考へておる。国税庁ま

でがその気分に乘つて、政治家の税金についてという書類を出しになった。ところが、この書類は、あらゆる面できわめて矛盾があると私は思ふのです。

一、二伺つておきますが、これを拝見しますと、たとへば必要経費について、新たに設定をされたこの必要経費というものは、歳費以外、まあいろいろあるのですが、雑所得の必要経費というたてまえをとられておる。それは税法上私も正しいと思ふ。ところが、雑所得とは一体何であるか。本来、私どもが政治に志し、オーソドックスに政治活動をしておるものとして、本来的にいふならば、雑所得があるべき筋合いではない。テレビやあるいはまた雑誌に寄稿したとか、そういう場合は別ですが、ここで言わんとする雑所得は、何かオーソドックスな政治活動をして国民のために働いたお礼をもらふとかいうような意味のことをここで暗示しておるような気がするわけであります。本来そういうものがあるべき姿ではないと私は思ふのであります。かりに万一あつたとしても、その必要経費とは一体どういふものが想定されるであらうかということになる。ところが、この通達というか、参考資料を見ますと、必要経費と称せられるものは、たとえば政見発表会のための会場費については、会場の借り料のほか人件費、資料の印刷費あるいは一部の私設秘書、常設秘書の給料とか、通信交通費、自家用車経費とか、こういうものは雑所得がない人、歳費だけでやつておる人であっても当然にかかるものなんですね。そこに私は非常な矛盾を感じる。何か、あなた方が言ふところの雑所得が多ければ多いほどオーソドックスな必要経費が引かれる。理想的な政治家として、一銭もそういうものは受け取らぬという人については、いま言つたような理想的な政治活動をやつておるその必要経費を差し引くことをあなた方はちゅうちょしておるような感じだ。これは本末転倒しておるのではないか、こういうことを私は一人の政治家として痛感するわけであります。ここに税法上の論理と、それか

ら政治家としてのあるべき姿の立場と非常に矛盾がある。あなた方は今日の税法上のたてまえを中心として考えるのあまり、われわれに対して、何かおかしな立場を税法上つけようとしておるのではないか。もちろん、今日やみをやつても、所得には税金がかかる、あるいはまた、どうぼろしても、所得であるならば税金をかける。それは私もわかつてゐる。わかつてゐますが、私どもはそういうことをしておるのではない。一部の政治家は別といたしましても、多くの皆さんがオーソドックスな政治活動、それを願ひ、それに対して精進をしてゐるつもりであります。したがつて、そういう歳費だけで政治活動をしておる人にすなわちその必要経費を引くということであるならば、私もまたその方向で議論をいたしたいと思ひます。私のこの矛盾というものを、あなた方はこういうものを立案なすつてお感じにならなかつたであらうか。これは誤解を生ずる感じがしてならないと私は思ひます。

○小沢政府委員 政治家に対する課税問題、私も実は昨年の八月に就任をいたしましたして早々、御承知のとおり参議院の決算委員会から始まりました共和製糖事件、その他田中彰治先生等のいろいろな問題についてお話が出たわけでございしますが、同時に、御承知と思ひますけれども、その審議の過程で、参考資料というやうな形で、とりあへず政務次官、大臣の所得の申告状況というものの資料をとられたわけでありました。それ以来、実は政治家の所得とそれに対する税金の問題が世論として非常にやかましくなつたわけでございします。

そういうやうな客観情勢がございしますので、私も大蔵省といたしますと、政治家の課税について正しく申告をし、また、私どものほうでそれを正確に把握するといふやうなことをいろいろな面で明確にしていく必要があるのじゃないかといふことから今回の措置をとるやうな考え方になりました。しかも、一般にもそういうことがわかつてくるといふことのほうが、いままでばく然とただ疑惑を持たれておつたものが、今度は正しい申告

で、正しく納税されておるといふことがむしろ国民に一そう徹底いたしましたして、私ども政治活動をやる者にとつてもかえつていいことになるのではないか、こういうふうに考えたのが一つでございします。

ただいまお尋ねの具体的な点で、雑収入、雑所得といふものに対して申告をしてもらいたい、それについて必要経費は差し引きします、必要経費はこゝろいふものを考えておられますといふやうなことにつきまして、一体、それじゃ雑所得のない者、自分の給料なりあるいはいろいろな正規の普通の所得といふもので、その範囲内でまさに清廉な政治活動をやつておる者は、その必要経費を引くといふことが全然出てこないじゃないか、そういう点について明らかに考え方が矛盾じゃないかといふやうな具体的なお尋ねも含まれておつたわけでございますが、私ども政治家の課税のあり方として問題にされておりますのが、御承知のとおり二つございまして、一つは、政治献金を行なう者に対する税制、つまり政治献金を、寄付をいたした場合には、寄付金控除の対象とするかどうかといふ点、それが第一点でございします。第二点は、この問題は、御承知のとおり政治資金規正法のいろいろな考え方がまとまつてこない結論が出てこないと思ひますが、いまお尋ねの現実の点は、政治献金を受ける政治家がどう納税するかという問題、これがあつたわけでございします。したがつて、政治献金を受けておられた方がそれを雑所得として申告をされまして、その所得に対して、当然これは政治活動に使われておるのだから、その政治活動に使われておる面を、常識上考えられる政治活動、これが当然政治家の経費として考えられるものといふことで、雑所得に対して所要な経費を引くといふ考え方で質疑応答の参考までにお配りした中に書いてあるわけでございまして、おおよそ一般のやうな政治献金を受けてないその他の所得で、これは政治家といへども普通の人と同じやうにやはり必要経費あるいは控除額についてはきめていかなければならぬ、これは政

治家だから特別に必要経費についての制度といひますか、そういう法的なものは現在のところありません。

したがいまして、先生おっしゃるやうに、何か少し矛盾のやうには考えられますけれども、そういう面からいいますと、私どもが考えておりますのは、要は、政治献金といふものが個人の財産の取得なりあるいは個人の消費に使われていなければいいのでございまして、もしそれがあつたとすれば、その財産の増加の面あるいは個人の所得の面についてやはりひとつ適正な納税をしていただく、こゝろいふ考えでございします。その点を御了承願つておきたいと思つて私が先に答弁したわけでございます。

○横山委員 あなたのおっしゃる経過はそれなりにわかるけれども、あなた自身もおそらくお感じになつていらつしやるのじゃないかと思ふのです。私も政治献金はもちろん受けます。受けますが、大体選挙のときの資金といふものは政治資金規正法、公職選挙法等によつて届け出をしておる。それら以外のときに政治家としてそういう誤解を受けるやうなものはいたゞくべきではないといふのが、基本的な私どもの立場でなければならぬと思ふのであります。かりに受けたとすれば、届け出る。それもよろしい。よろしいが、そのときに経費を引いてあげようといふと、その受けたお金に要する経費ならわかるというのです。ところが、さうでなくして、その経費なんか実際問題としてありはしない。実際ここで経費として見られておるのは、日常ふだん、朝から晩までわれわれが普通のやうに仕事をしており、朝電話をかけ、自動車に乗り、さうして政見演説会をするなどのオーソドックスな経費が、経費として引かれるというならおかしいじゃないか。しかし、別な角度でさういふオーソドックスな経費を引くといふなら、これは筋が通る。歳費の中からさういふオーソドックスな、政治家として模範的な演説会をやり報告会をやり、あるいはあちこちに電話をかけ電話賃を払い、秘書が足らぬから税

書を一人採用し、その秘書の給料を払う、そういうような経費を政治家に見ようというならば、それはわかる。それは全然別の問題ではないか。雑所得を得たという問題と全然別の次元の問題ではないか。それを混同するところに誤りがある。むしろオーソドックスな必要経費を計上するというならば、これは歳費というものの性格、議員というものの収入、支出について、これは性格が違うのだという立場に立たなければならぬではないか。三月十五日直前に、何をあわてられたか知らぬけれども、かかる文書をわれわれの目にとまるように配付をされて、そして三月十五日まで全くわすかの時間の間では、これの解釈に困る、また質問が殺到する。私は社会党の代議士会で私のいま言ったような所見を申し上げて、そして、確定申告はぜひしてください、経費についてはいろいろな疑問がございいますから、これはまあ消極的に解するということを言うたのでありますが、本来ならば、こういう必要経費を見てくださいというなら、どんどんやりなさいというのが普通かもしれない。いささか個人的にも心中じくじたる気持ちがあった、それは大蔵委員であるからであります。

そういう点で、あなた方もかかる文書を検討されるならば、百尺竿頭一歩を踏まえて、一体、議員歳費とはいかなる性格のものであるか、政治家とはいかなる仕事をしておるのか、本質に立ち返って税制はいかにあるべきかというところをお考えなさるべきではないか。中途はんばなことをしたために、かえって混乱が生じ、また疑惑が生ずるおそれはないかということをお心配するものであります。どうでございいますか。

○泉政府委員 まずお断わり申し上げておきたいのは、先ほど政務次官から、この「所得の種類と計算について」及びその参考資料としての印刷物を皆さま方にお渡しするようにいたしました経緯については申し上げたところでございます。

私どももいたしましては、別段、先ほどお話をございましたように、田中彰治前代議士の事件が

あつたからどうこうということではございませんで、世間で、政治家の方がやはりきちんと申告をしていただく必要があるというようなことを申し上げております。また、その申告書の内容を拝見いたしますと、ケアレス・ミステークに基づくような点が多いのでありますけれども、意外と議員さんの方が御自身の税金についてはあまりよく御承知でないような面も見受けられます。もちろん、大蔵委員であられる方は別でございませうけれども、そういう面もございまして、そういう点から、議員さんがそれぞれ正しい申告をしていただくようにということをお願いをいたしまして、このようないことはもう実は大蔵委員の方には不要なのでございませう。しかし、そういうことを御存じない向きもおありのようでございませうから、これをお渡しして御参考にお供したいというのが趣旨でございませう。

それから、先ほど横山委員のおっしゃるようには、これは急いでこういう書類をつくりましたために、いろいろ問題がございませう。確かに、現在の税法は、所得税法第九條第一項二十二号とそれから相続税法のほうの規定とで、公職の候補者が選挙運動に關して個人または法人から受け取ったもので公職選挙法の規定によって届け出たものは、所得税あるいは贈与税は非課税であるという規定があるだけであります。したがって、政治家としてのいろいろな収入、支出——まあその収入の内容も昔と今とではいろいろ違つてきております。ところが、税法そのものは昔のままでございませう。その間に現実の姿と税法として考えておる姿とが必ずしも一致しておらない、これは横山委員よく御承知のとおり、昔は法人からもらうのは一時所得だ、個人からもらうのは贈与だ、こういう考えでおったわけでございませうが、しかし、それだけでは片づかない現実の問題が出てきているように思われます。そこから、私どもとしましては、個人あるいは法人からもらったものでも雑所得の収入として見、それに応じて必要経費を控除す

る必要があるのではないか、こういうような考えをいたしてきただけでございませう。しかし、税制のほうでそういう点が必ずしも明確でございませうので、こういう書類をつくる過程におきまして私どももいろいろ悩みました。したがって、最終的には税制でもって議員歳費の考え方が何なりを明確にする必要があるものと考えております。○塩崎政府委員 ただいま横山委員から、非常に適切な、歳費の性格とは何ぞや、あるいは政治家の所得とは何ぞやということを考えていかなければ本質を見失うのではないか、こういうお話がございまして、私は全く同感でございませう。

ただいま長官も申されましたように、現在の税法は、最近にいわれておりますような事態を全く予定しない税法でございまして、そういう意味で、国税庁が苦勞されておられるという概念を打ち出したのだと思ひます。私は、本質的に所得というものは個人に帰属した財産、あるいは個人が消費したもの、それが暦年中に実現したものだ、こういうことに尽きると思ひるのでございませう。したがって、先生のおっしゃるようには、一部の費用をつかまえて、これが費用になるか、あるいは消費であるかという議論は枝葉末節の問題で、政治家の所得といえども、私は、個人に帰属する財産、あるいは個人が自分の所得の自由な処分として消費したもの、これをともかくも良心に従つて申告をしていただく、これに尽きるのではないかと思ひております。したがって、現在の税法では、分類所得税以来の定義で所得の種類と分類というところに終始してございまして、本質的な所得概念は不十分でございませう。そういう欠陥を先生は盛んについておられると思ひてございませう。これは、ひとつそういう機械的に検討したい、かように思ひております。

歳費とは何ぞやという性格も、確かに私どもの悩みであります。私どものような給料ならば、先生のような費用も要らないと思ひます。しかし、費用と申しまして、自分の選挙のやり方に関する

る多分に所得の処分的なものからむような、あるいは過当選挙運動を応援するようなことにも、無制限にやると欠陥を生ずるようなことにもなりかねない非常にむずかしいものであります。先生御案内のように、大島教授が訴訟しておりますが、給与所得者には十八万円ということで費用の頭打ちをしておるじゃないか、これは憲法違反じゃないかというような非難がございませう。これは私は所得税法の基本的な問題といたしまして考えなければいかぬことだと思ひるのでございませう。給与所得者の中にも費用のかかる者もおれば、費用のかからない者もある、それを税務執行上の見地、あるいは概括的な見地から十八万円ということとでまずまず大體社会的な必要性は満たされるというようにしておるわけでございませう。こういうこともまた許されると思ひるのでございませうが、これはやはり考えていくべきものが相当あるかと思ひるのでございませう。これは立法論でございませう。

事業所得者、たとえば職業野球の選手などは給与所得であるか事業所得であるか、不分明な点がございませうが、現在費用が非常にかかるといふ点に着目いたしまして、事業所得として、これあたりも非常に限界線すれすれの問題でございませう。こういった悩みをひとつ解決しなければならぬ、しかし、税務の執行の面におきまして、証明のうまい方、あるいは声の大きい方、あるいは力の強い方の費用を多く引いてもらうということになりましても不公平なことにもなります。このあたりをどういふふうに考えていったらいいか、私は、政治家の所得にもそういう問題が多分にあるかと思ひます。これは少し時間をかけまして、特に先生方のお知恵を拝借いたしまして、世間の一般の方々が見て公平な負担であるということをお心配の上にお話ししたい、こういうふうにご意見を申し上げます。

○横山委員 かつて、私、四、五人の国会議員と語らい合ひまして、ちょうど歳費問題のときでありましたか、私ども四、五人の生活費を公開したことがあるのであります。その平均値を見ます

と、国会からもちろむときに大体三分の一がなくなつてゐる。一番上のもちろむべき収入総金額と、それから現ナマが入つておる一番下の金額と比べますと、三分の一がなくなつてゐる。もつとも、その三分の一は税金やいろいろなものを含みますから、全く損金にはならない、経費にはならないような問題もございませうけれども、いづれにしても、三分の一くらいが中央における政治家としてまづ使われる金、それからあとの三分の二のうちの半分、つまり三分の一が大体家計費であります。あとの三分の一が、地方において私どもが日常やらなければならぬ仕事として、小はお葬式の花だとか、そういうところから、大は会合費、演説会費を含めて、大体そういうことになるという気がいたしましたことがございます。それから推算いたしてみても、一体われわれの歳費が給与所得として見るにふさわしくないのではないかと。事業と言われると、何か抵抗は感じますけれども、しかし、いづれにしても給与所得として見ることに問題があるのではないかと。その上このような必要経費で——それは経費だとあなたのほうから言われるならば、まさに歳費は給料じゃないと断定されたようなものだ。それを断定しつこなしに、横つちから入つていって本体をつかまえておるといふばかげたことは何かという感じがするのであります。

でありますから、すみやかに、われわれのことをあなたの方におまかせするつもりはありませんが、あなたの方の立場として、こういう矛盾したあり方について、やはり判断を的確にされて、本体を正しくつかまえて、そして世間に納得のいくような筋の通つた政治家の課税水準、方式についてお考えをお願いしたいと思います。

政務次官、先ほど経過についてお話をいただきましたが、私の意見についてどうお考えになりますか。

○小沢政府委員 政治家の収入がどういふ性質のものであり、また、給与がどういふ性質のもので

あり、また、政治家の必要経費をどの程度正確に見ていかなければいけないのか、いま主税局長が言いましたように、大蔵省としても真剣に今後先生方の検討も十分にお伺いいたしまして、徹底をしていかなければならぬ将来の問題だと思ひます。

ただ、今度国税庁が、何といひますか、広い世論のいろいろなきびしい批判というものを考慮いたしまして、いろいろ先生方にお願ひをいたしておりますのは、もつぱら政治献金を受け取る政治家が、その政治献金というものを政治活動に御利用していただいている面は、私ども追及する考えはないのでございませう。これが個人の消費に回つたり、あるいはまた個人の財産の形成に回つたりというよりな場合に、これはひとつ所得として私どもは課税の対象に考えさせていたきたいといふだけでございませうから、政治献金につきまして、いわゆる雑所得としての計上をお願いして、これが政治活動に使われていませうならば、たまたま質疑応答の例を例示として先生方にもお手元に届くようにいたしましたけれども、この点は、それぞれの方々が良心的にお考えくださつて申告をしていただければけっこうなものでございまして、要は、ポイントが、政治献金というものが個人財産の形成なり、あるいは個人の消費に回つていなければいいわけでございますので、この点だけでございませう。

なお、おつしやいますように、先生の質問に答へまして国税庁長官なり主税局長が申し上げましたように、根本的な政治家の所得並びにその必要経費といふことにつきましての研究は早急に進展、確定することによつて、公正、明朗を期していきたいと思います。

○横山委員 次に、勤労学生控除のことについて端的に伺ひたいのでありますが、時間の関係からこちらから問題を提起いたします。

全国に幾十万の勤労学生がおりますか、昼間働いて夜勉強するとか、あるいはまた夜働いて昼間勉強するとかいうように、多くの青少年がいまはと

んどといつていいほどアルバイトをいたしておるわけでありませう。この勤労学生につきましては、現在、所得額から六千円控除されておりますが、その勤労学生は「所得以外の各種所得の金額が十万円以下であり、かつ、合計所得金額が二十五万円以下であるもの」とされ、そして「学校教育法第一条に規定する学校の学生、生徒又は児童」であり、また「国、地方公共団体又は私立学校法第三條に規定する学校法人若しくは同法第六十四條第三項の規定により設立された法人の設置した学校教育法第八十三條第一項に規定する各種学校の生徒で政令で定める課程を履修するもの」となつております。

私が問題を提起したいのは、ここにありませうに、全国でずいぶん多い各種学校のうちで法人しか認められないという点にあります。今日、法人と個人と比べてみまして、なるほど相対的にいへば、法人のほうが一つのていさいを備えてい

るし、平均値としても規模が大きいことは言うまでもありません。しかしながら、こういう各種学校といふのは、かりに法人でありましても、組織的なていさいを備えておるのみなのがほとんどであります。しかも、各種学校といふものが個人的色彩の強いものであります以上は、個人で一つの学校の長的人格を持つて形式をされる学園の雰囲気、学校の雰囲気非常に強いのであります。でありますから、一がいには、学校法人だから勤労学生の控除をしてあげる、個人の学校であるからこれは勤労学生控除をしてやらないといふことは、これは各種学校の状況を知らざるもはなはだしいのではないかと、こう痛感されるのであります。どうお考えでございませうか。

○堀崎政府委員 各種学校の学生を勤労学生控除の対象にいたしましたのは昨年からでございませう。それまでは、御案内のように、学校教育法に規定いたしましたところの一条学校に限定しておつたわけでございます。その各種学校の中にも、学

校教育法第一条の学校に匹敵するものがあれば、

これを認めるべきである、こういった考え方が昨年から採用されたのでございませう。確かに、各種学校の中には、まだまだ各種学校の制度に十分とけ込んでいないものがあるもので、私も長らく贈与税あるいは法人税で各種学校の形態を見てまいつたのでございませうが、その不十分さは十分存じております。しかしながら、一つの目安といたしましては、やはり一条学校に準ずるような法人学校、各種学校、これをつかまへたい、そうなりませうと、もろもろの個人設立の学校は、その基準からいってむずかしいのではないかと、一種の外形的な基準でございませうが、しかし、これは文部省とも打ち合わせ、また、学校法人の申請は自由でございませうので、そういったところからスクリーンされたものでありますから、そういうところでひとつ御納得いただけるのではないかと。ところで、学校法人あるいは準学校法人に限定している次第でございませう。

○横山委員 文部省にお伺ひをいたしますが、こういう各種学校の適用を法人だけに限定したといふことについては、ずいぶん私は問題があつたと思ひつております。問題があつたけれども、まあひとつつかかりをつけるために、第一段階として、私はそういうやり方に賛成はしませんけれども、おやりになると思ひつてあります。もう全般的に個人立といふものは広く信用なり学校でいさがないといふ一がいには言うてしまふことは、非常に危険な考えである。もちろん、その辺のたつた四、五人の生徒を擁してやるようなところもあるし、また個人として非常にすぐれたる学校教育をやつておられるところもあるわけでありませうから、一がいには申しませんけれども、個人立の中で、勤労学生たくさんを擁して、当然この勤労学生控除を受けるべき資格のあると思われるものが実に多いと考へておるのであります。文部省の御意見はどうでしょう。

○岩間政府委員 ただいまの先生の御意見、まことにごもっともな点もあると思ひます。今度勤労学生控除の対象となるものにつきましては、各種

学校につきましては、ただいま主税局長から申し上げたとおりでございます。

御案内のとおり、各種学校という制度が、学校教育法に一条しか規定がございませんで、たいへん範囲の広いものになっております。そこで、勤労学生控除をいたしまして外形的な要件というものが、必要じゃないかというのを考えるわけでございまして、ただいまの各種学校制度があまりにも範囲が広いものでございまして、ただいま私どもも、いろいろの恩恵を受けるか、あるいは、いまだにいろいろな税制上の特別の考慮を払うとか、そういうことがむずかしいのじゃないかということで、ただいま法案の改正に着手しておるわけでございまして、できまして、そういう新しい制度を設けました後にやっておりますつもりでございます。

○横山委員 問題を広げて学校教育法の改正までいきますと、問題が進展していろいろ錯雑した問題が出てきますから、この問題にしばってお尋ねをするのであります。私の承知しておるところによりますと、地方自治体が認可するものと、そうでなくて適当にやっておるものとあります。少なくとも地方自治体が自分のほうで——私の持っておりますのは愛知県の各種学校規程施行内規であります、これを見ますと、少なくとも県知事が認可をし、適当な各種学校であつて、教育目的、計画、そのほか各種学校として適当である一定の基準をもつて認められたものは、これは法人のものと同じように勤労学生控除をすくにも適用してもいいか、検討した結果、こういう意見を持つておりますが、どう思いますか。

○岩間政府委員 先ほども申し上げましたように、ただいま各種学校制度の改正ということ考

えておりますので、私どももいたしましては、その線でもやりたいのでございまして、御指摘のございましたように、各県で認可をいたしておりますが、しかし、各種学校というのは、非常に範囲の広いものでございまして、各種学校の基準というのなかなかつくりにくいというところで、ただいま各種学校の基準ができておりますが、これも、まだ難と申しては恐縮でございますけれども、きめにくい基準になっております。

そこで、私どものほうといたしましては、各種学校制度を根本的に考え直しませんと、政府からいろいろな恩恵を与えるとか、あるいは、いまだにいろいろな税制上の特別の考慮を払うとか、そういうことがむずかしいのじゃないかということで、ただいま法案の改正に着手しておるわけでございまして、できまして、そういう新しい制度を設けました後にやっておりますつもりでございます。

○横山委員 御所と申す趣意をしてもらつては困るのです。私は各種学校のためにやってくれと言つておるわけではないのです。そこへ通つて、昼間働いて一生懸命勉強しておる青少年のためにやつてもらいたいという意味なんです。おんぼろの各種学校であつても、働きたがらうとて勉強しておる子供の気持ちはまたいぢやないものがあるわけでありまして、学校がいい悪いというよりも、生徒が働きたがらうと勉強しておる気持に立てば、そんなにしゃくし定木な、あの学校は錢があるから、先生がいいからとばかり言つておれないし、言つておるべきでないのではないかと。問題は、法人の学校なら、大したところでは税額の免除がないというところで子供が納得するだらうか。そう思います、いまだ少ししゃくし定木な考え方を覚えて、働く青少年のために、一律とは申しませんが、働きたがらうと勉強しておるというならば、このワケを広げて、もつともつと青少年励ましたための施策をとつていいのではないかと、こういう気持ちで申し上げておるのでありますから、その気持ちをくんでひとつ改善してもら

第一類第五号 大蔵委員会議録第六号 昭和四十二年三月二十九日

いた。

いかがですか、塩崎さん、あなたはこういう人情論でいくと非常に弱い人である私は思つてゐるのですか、ここまで言つてもあなたは心を動かさぬですか。

○塩崎政府委員 私ども横山委員と同じように、生徒の所得の問題だといふふうに理解してあります。

しかし、この問題は、御案内のように、私どもから見まして、特殊な恩恵と申しますか、同じ所得でありながら、勤労学生ならば減税を受けるといふ特典が与えられておる、いわゆる特別措置でございまして、そういうことにならなかつたら、それだけの要件を備えたものにならなければならぬ、こういうふうに、論理上なり、その要件といふたしまして、先ほど来申し上げております学校教育法第一条に準ずるような各種学校、これがやはり勤労学生としての要件、つまり、ほんとうの学生と申しますか、世の中から六千円の税額控除を与えられてしかるべき学問をしながら働いてゐる人といふことに——これは外形的な基準とも言われましようけれども、そういう基準をとるのもやむを得ないのではないかと、かように思つてございまして。

しかしながら、先ほど来文部省の官房長の言われておりますように、各種学校については多々問題がございまして、これはできる限りいい方向で拾ひ上げまして、こういう働く学生のために要件の許す限りにおいての拡大については、私は別に反対するものではございません。

○横山委員 本委員会が中心になります。いまの法案は、とにかく、どれだけの配当をもらつても一〇%で済ませる法案がこの委員会をうならせ、与党の諸君から早く通せ早く通せと言つておる大問題でございまして。その過程の中で、年額六千円の税額控除を子供にしてやらぬかと言つと、なかなかうんと言わない委員会でありまして。一年で五万円の内職をやつておる百五十万世帯の奥さんに何と申してやらぬかと言つても、なかなかいい

ことを言わない委員会の政府答弁であります。私は非常に残念でならないのです。あなたがたがしゃつたように、大きな声をする者、政治力のある者は、そういうようにどれだけでも一〇%だ。今度、よくあなたがたがばつて一五%だと言ふけれども、全く矛盾撞着する話だと思ふ。心してそれだけのことをおやりになるならば、いや、それは悪かつた、そんな働きたがらうと勉強しておる子供に対しては、忘れておつたつて、それならすぐやろうか。内職して働いて、子供におかすを買ひ、けた、くつを買つてやる奥さんのためにひとつ何とかしてやろうか。なぜそれが出てこないのではありませんか。いますぐやろうかといつたつて、すぐこの法案を出すまでにせつたかちやつてくれといふことを私は言うつもりはない。けれども、この委員会が一番大きな問題である法案といふものは、証券業者やあるいは金融機関がどうやってあなた方にせつたか知らぬけれども、たいへんな金額の問題である。一方においては、ほんとうに社会の中で昼はひねもす働いて、夜は勉強する、おやじや子供を学校や会社に送り出してせつてと内職をする、あるいは未亡人の皆さんが子供をかかえて一生懸命働いておるという層の人たちに対して、何とかあつちの悪い答弁であるか。そうして、私どもにはわけのわからぬような政治家の税金を押しつけて、それで自分で困つておるといふようなことで役割りがつとまりますか。

私は、時間がないのでやめてくれぬか、しかも、お前の言うことは全くうかつたという手帳の諸君が、いさか胸を打たれたやうな顔をしておりますからこの辺でやめなければ、政府側としては、少しこればかりで、証券会社、銀行にわあわあ言わたためにそういうことを忘れていた、申しわけない、これはいいことを聞いた、ぜひこの次にそれらの人に対して格別の努力をしたいと、最後に政務次官がおっしゃるべきだと思ふ。それをおっしゃれば、私も時間の関係がありますからこれで引き下がらざるを得ぬところ

であります、それを言つてもらわぬと、私はするにすわれぬ。

○小沢政府委員 働きながら勉強する学生に非常な御同情で税の問題につきましてお尋ねがございましたが、私も先生のおっしゃることやお気持ちにはよくわかるわけでございます。しかしながら、何ぶん学校の様態といひますか、そういう点のはつきりしてこなければいけませんし、また、文部省のほうでは早急に明確な基準をつくりまして、それをいたすと言つておりますので、そういう態様ができることを私もひとつ期待をいたしまして、その際においては前向きに検討いたしてまいりたい、かように申し上げておきます。

○内田委員長 永末英一君。

○永末委員 昨日、利子、配当の分離課税関係につきまして資料の要求をしておきました。その資料が出てまいりました。それで、その資料に関連させながら、留保いたしておきましたものの質問をいたしておきたいと思ひます。

一つは、貯蓄と特別措置との関係を判断し得る表をお願いいたしましたところ、全国銀行一般預金の残高、十二月末におけるものが三十七年から四十一年まで出てまいっておりますが、あとございませぬから、おそらくこれで判断をしろということではないかと思ひます。ところが、これで判断をいたしますと、三十九年、四十年、四十一年と一般預金残高は増大をいたしておりますけれども、別段増大したというところは認められない。特に増大したということが認められなければ、四十一年度におけるこの措置が貯蓄を増大せしめる作用を果たしたとは見られない、このように判断をいたしますが、いかがですか。

○塩崎政府委員 四十年におきまして行なわれましては、御案内のとおり、主として配当について特別措置が増加されたという点でございます。利子所得につきましては、御案内のように、五％の税率であつたものが一〇％に引き上げられましたが、一方、少額貯蓄制度が五十万円から

百万円に引き上げられました。こういうことでございまして、むしろ四十年は利子から生ずる税収入はふえたのではないかとこのように見られておるのでございます。

○永末委員 四十年度は三十九年度と比べて二つの点が変わつた。変わりましては、増加率から見れば、その前三十七、三十八、三十九年の上り方と三十九、四十年の上り方は、わが国の国民経済の伸び率と比較するとちつとも変化がない、このように見えますか。

○塩崎政府委員 たゞたびたび申し上げておりますように、税の変化よりもGNPと申しますか、国民総生産との対比においての預貯金の伸びが大きいことは事実でございます。しかしながら、たびたび申し上げておりますように、税だけの効果を引き抜くことはできませんので、その点は効果がなかつたともいえない、かように考えております。

○永末委員 いままで税制調査会でもいろいろお調べになっておるようでございしますが、あつたといふならば、あつたのだと判断できない。結局、いろいろの要素について今国会でも御答弁があらましたけれども、あつたかつか明瞭にする数字はないが、あつたかと思ひたい、こういうふうなことですね。われわれの入手いたしました数字からは的確に影響があるという判定は下し得ない、こういうことになるのですが、どうですか。

○塩崎政府委員 非常にむづかしい御質問でございます。私、確たる答えができるかどうかかわかりませんが、ともかく、長年間にわたつて利子に對します税率の動きと預貯金の伸びを比較したのもございしますけれども、なかなかむづかしい読み方にならうかと思ひます。

そういう意味で繰り返す答弁になるかも知れませんが、税制だけの効果を抜き出すのは非常にむづかしい、しかし、これが効果がなかつたとは言えない、むしろ伸びに對しましては影響があつたといふことは言えるかと思ひます。

○永末委員 私もういう統計数値を扱つたことございまして、世論調査というのをやつていまして、なかなかむづかしいわけですが、しかし、世論調査の場合には、自分が収集いたしました見本の見本処置をした数値から一体何が判定できるか。数値を離れてはなかなかできない。ただ、なまの数値からいろいろの条件を勘案しながら、モディファイしてやることはございます。したがつて、もしいい影響があつたらうと思ふのなら、やはりそういう数値を示していただかなければ判定するわけにはまいらぬ。もしこれがばつとここを切つちまして、下がつたから影響はあつたと逆にやれるかもしれないが、一ぺん切つてみたらいいのじゃないか、そんな感じがいたします。

しかし、これはその程度にいたしまして、次は、これまで株価と特別措置との関連を明示するような資料をお願いいたしましたところ、昭和三十八年から四十一年にわたる逐月の「東証株価平均指数(ダウ平均)の推移」といふものを一応いたしました。これで見るといふことでございしますが、これは配当でございしますから、これが問題になりまして四十年三月以降の動きのところが一番影響があるかと思つてにらんでみましたところ、四十年の二月のダウ平均が千二百四十一円六十六銭から、三月になりまして千七百七十五円十四銭と下がつて、自來八月に至るまでずっと下がつておる。それ以後になりますと千二百円台以上であります。八月までは千二百円台ではない。そうなりますと、配当の源泉選別分離課税を行なつたから株価が下がつてしまつた、この数字だけからはそういう判断が加わる。そうすると、株のためにやりたいといふようなことを当時の田中大蔵大臣が言つておつたような気がしますけれども、結局のところ、これは租税特別措置とは関係なしに、株価はそのときの各企業の力、その利益率、そういうものによつて変わつておるのであつて、租税特別措置は影響がないという判断を下さざるを得ないと思ひますが、いかがですか。

○塩崎政府委員 証券局長もおられますので、いづれ補足的な御答弁があらうかと思ひますけれども、確かに、株価に及ぼすものといひましては、永末先生おっしゃる通りに、税以外の要素が多いことは間違ひございません。そういう意味で、源泉選別制度がとられながらこういう株価の趨勢をたどつたといふこともいふまでもないところでございします。

しかしながら、全体をいたしまして、租税特別措置は相当長い目で見ていただくことも必要かと思ふのでございします。そういう意味で、私は、短期に見るといふことも危険な面がありはしないか、そういうふうに租税特別措置を見ておるのでございします。

○永末委員 いま重大なことを局長言われましたね。租税特別措置は長い目で見る——私は永末でございしますけれども、それなら一時限立法でやつておるのは長い目でやるつもりか、こういう疑いを抱くわけですね。二年とか時限を区切つておられるのは、ともかくいまこれをやらなければ効果が出ないのだ、二年だけひとつ、税体系を乱すかもしれないが、やりたい、こういう政府の趣旨で時限立法になつておると私も思うのですが、それを長い目で見よと言われまして、一体どう見るのか、こういう感じがいたします。

○塩崎政府委員 私のことは足りませんでした。御案内のように、租税負担公平の原則を破つてまでもこういったフエーバーを与えようとするものでございしますから、私はやはり期限をつけまして、その内容を期限の切れることに吟味していただく、こういう意味でございします。そしてまた、そのときに、はたしても効果が無いということならば、またこれは廃止するということに私はちゅうちょしてはならないと思ふのでございします。しかしながら、これは利子との関係、あるいは自己資本との関係、そんなような関係でもう少し存続すべきだといふのなら、その限定、あるいは拡張、あるいは縮小、そういう税負担の公平

の犠牲とのバランス、比較考量のもとにおいて、また存続、廃止、こういふような検討を続けるべきではないか、かように思うのでございます。

○永末委員 証券局長お答えを願います。

○加治木政府委員 お配りしました資料は、たゞいま御指摘のとおり、この四十年の四月、五月あたりからちょうど株価は下がっておりまして動いておるのでございます。ちょうど四十年あたりが、これも御指摘ありましたけれども、企業の収益状況が極端に悪化した時期でございます。

しかし、われわれが政策的に配当分離——完全分離じゃございせんけれども、これを要請しました趣旨は、決して株価対策として要請したわけではございせん。むしろ企業に対する直接の資金の供給、直接金融と間接金融、預金、貸し付け金という形の企業へのそういう資金提供に比べて、どうしても政策的配当が不十分である、そういう意味で、少なくとも税制上は同一の待遇を与えてもらいたい、こういうことでこれを強く要請して今日までまいっておるわけでございます。決して単純に株価対策というふうな意味合いで要請いたしておるわけではございません。

○永末委員 株式市場における資金需要——株式市場というよりは日本の企業です。その場合に、直接金融と間接金融があつて、証券局長の窓から見て、間接金融にのみ特別措置があつて、直接金融に特別措置がないのはいかぬので、間接金融と同じ措置をとれ、こう言いますけれども、一体、企業の資金需要の面から見れば、この二つは競合する面が多いのです。あなたの面からいいますと、利子のほうはやめてしまつて配当の特別措置だけ残せ、こういうことになりますか。

○加治木政府委員 直接金融のほうに特別に傾斜をつけてもらいたいところまで要求はいたしておりません。少なくとも実質的に同等の待遇を与えてもらいたい。残念ながら、それでもなおかつ企業の自己資本の状況は顕著な改善のあとを示

しておりません。まだまだ不十分である、かように考へておるわけでございます。

○永末委員 企業の自己資本比率というのは、片々たるこれら特別措置によつてきまつてゐるのではなくて、もっと違つた、日本の経済の体質や、それから日本の——私どもから見れば政府のとおつておる財政金融政策のほうに原因があるのである。ほんの一部分のこんなもので自己資本比率を高めようなんというのは、鰻を得て鰻を望むがごとし、こう思いますが、いかがですか。

○加治木政府委員 おっしゃるとおり、税制だけがこの問題に対する有効な手段であるというふうには私考へておりません。少なくとも税制が資本の蓄積に対して政策的配当をする場合には、直接金融と間接金融とにアンバランスがないようにわれわれ願つておるのでございます。

○永末委員 そうしますと、資本の蓄積の速度あるいは分量とこの特別措置との関連を示す表というのを見たい、そういう気がするわけですか。しかし、私が要求したのは株主だけでございまして、これはなかなか——まあ相聞は出るかわかりませんが、これはひとつ本法までにそういうものがわかるのなら一べんお知らせ願ひたいと思ひます。

しかし、私どもの判断として、あなたも当初言われましたとおり、特別措置そのものがこれらの目的に大きく作用してゐるのではない、このような表現をされたように思ひます。その点だけちよつとお伺ひしておきたい。要するに、特別措置が日本の企業の資本蓄積に対して大きく作用したかどうかです。

○加治木政府委員 私ここで答へ得るのは、税制面からする措置というものは、どちらが誘導効果が大きいかということと判定するよりしうが、ないわけでありまして。税制のいかんということが個人の貯蓄形態について影響を及ぼし得ることは事実でございます。その場合に、間接金融に比べて直接金融のほうに不利な税制になつております場合には、個人の貯蓄性向というものが間接金融に

向かいがちである、こういうふうに言わざるを得ないと思ひますのでございます。

○永末委員 あなたは貯蓄の話をされましたが、大体、貯蓄性向なるものは、たとへば利子の分離課税、あるいは配当のこゝろ源泉徴収分離課税、そこに重点が置かれてゐるのではなくて——そうであるならば、一体われわれ国民の貯蓄部分というものはどこから出てくるのか。むしろ、消費性向と貯蓄性向との判断につきましては、もつと違つた経済の流れというのから規定づけられてくるのでございせん。その中で、貯蓄部門に回つたものの中で間接金融と直接金融、これがその次に起る問題ですが、私は、いま配当の問題で、配当のこの措置を行なつたがために貯蓄そのものが向上するといふというの、一段階飛び越えた議論ではないかと思ひますが、いかがですか。

○加治木政府委員 おっしゃるとおり、私がお答へいたしましたのは、一定の貯蓄が行なわれる場合に、その税制のいかんによつては、直接金融と間接金融に対する貯蓄性向というものが変わり得る、こういうことを申し上げたわけでありまして、貯蓄総量による性向については、主税局長のほうからたびたび答弁がありましたとおりであります。

○永末委員 私どもは、貯蓄の前に税金を取られるわけですから、消費をして残つて貯蓄ができる——残るというのは別ですが、まず税金を取る、ところが、その税金の中で、残しておいてやればそれが、いまのような特別措置によつて間接金融や直接金融に回り得るだらう、こういうことであります。しかし、それは大きく見れば国家の財政政策の一部門をなすのであつて、それをやるのと、税金で取つて別の国家目的を果たすのとどっちがどうだ、この辺の判断がこの特別措置にかかつていると私は思ひます。

その角度からなめますと、資料で要求いたしましたもう一つの部分、じゃ一体わが国の納税人、いろいろ分類がされておりますけれども、そ

の中で配当所得を持つてゐる人員というのはどういふ部門を占め、所得の中でどの程度の比重を占めてゐるか、こういうことの資料の提出をお願いいたしました。これまたいたがございました。これはけさ質問があつたのでございまして、私が知りた

いと思ひましたのは——この資料で、国税庁で税務統計をやつておられるのは一千万円超のところとどめておる、そういうのがいままでの仕事である、こういうお話でございまして、私のお願

いしたいのは——これは小所得の階級区分でございまして、所得税法における累進税率の課税所得区分でございせんから、違ひます。違ひます。私が知りた

いのは所得階層が配当所得というものをどのくらい一体持つておるだらうか、そういう所得構造になつておるだらうか、そういうことが知りたかつたのでございまして、きょうは間に合はぬと思ひのでありますけれども、もし主税局長のほうで推算がつきますならば、たとえば三千万円とか六千万円とか——六千万円超で累進税率は天井になつておりますが、六千万円超の人は一体配当所得がどのくらいあるとお考えですか、この辺ひとつ伺つておきたい。

○塩崎政府委員 午前中御議論がございましたように、確かに私どもの所得分類は、配当所得等を着目して見ますと、おっしゃるやうに千万円では低いような感じがございまして。全体として見れば八千人の所得者ということになりますけれども、配当所得だけを考へてみますと、おっしゃるやうに、高額所得者になればなるほど配当所得の総所得中に占める割合はふえてまいります。

たとえば、これは私どもの試算でございまして、一億円以上の方々の所得中に占める配当所得を見ますと、九九％が配当所得であることは、常に高額所得者の番付の中へあらわれる方々の所得のうちから集計してみまして、言えることとござい

ただいてもいいわけでございます。しかし、これは一億円という非常に限定された数字でございますので、仰せのように、今後はもう少し刻みを交えて、上のほうの所得階層の所得のうち配当所得の占める割合が推測できるような資料をつくってまいりたい、かように思います。

○永末委員 その資料は一つ本法を審議する場合には必ずわれわれに御提示を願いたいと思います。

そこで、いただきましたこの表でちょっと伺いたのですが、納税人員の面で、三十九年には配当所得のあるものとお考えになりました者は四十五万五千人、四十年には三十一万二千人と減っておられるわけですね。減っておられる理由は何だと考えておられますか。

○堀崎政府委員 これはもう御案内のように、四十年に改正になりました申告不要分が出てきたことと、源泉選択制度が認められたせいでございます。

○永末委員 いまおっしゃったように、私も思いますが、それが所得でいきますと、まさしく経済の流れから見ますと、おそらく配当所得は上がったであらうと思えますけれども、税務署でつかまえた配当所得は三十九年が千六百十三億円、四十年が千二百六十九億円と減っておられるわけです。

そこで、減っておられる分がどうなっておられるのかというの、注のほうで、源泉選択に関する配当所得部分が二百九億円、申告を不要だとしていた部分が二百九十億円、合計四百九十九億円、こういうものと推測をしておられるわけですね。そうしますと、これを合算をいたしますと、千七百六十八億円というものが、四十年に会社法人が取得した配当所得は別として、一応あらあ個人が持つておる配当所得部分として考えられる。そうなる、なるほど三十九年よりは四十年のほうが配当所得を個人がもつた部分はふくれておる、こうなる。景気と似ておられるわけですね。ところで、問題は、源泉選択制になりあるいは

申告不要だというところ、五百億円程度のもので、あのころは一〇%ですが、一〇%で切り捨てになって浮いてしまつておる、こういう現象をこれで読んでいいんでしょうか。

○堀崎政府委員 三十九年から四十年にかけまして、申告面では御指摘のように三百四十四億円ばかり配当所得で申告されたものが減少しております。私どもは、申告書が出ませんし、また支払い調書が出ないことになっておりますので、推測になかなか困難をいたすわけでございますが、おっしゃる通りに、二百九億円が源泉選択分であり、二百九十億円は申告不要分であらうというふうに想像しておられるわけでございますが、五百億円ばかりが、おっしゃる通りに別な制度で課税を受けておる、あるいは別な制度で申告不要になっておる、こういうふうに考えていいかと思ひます。

○永末委員 これはきつちりと計算が出ておりませんけれども、ともかく一千万円超——先ほどは一億円超の人で配当所得が構成している所得部分が九〇%だ、こういうことでございまして、一千万円超で八千人という数なんです。これが二千万円なり三千万円というような、それから上を考えると非常によりよりたる数になる。しかも、この配当所得の総所得に対する比率を見ますと、五十万円以下なんというよう人は、実に四十年で配当所得が総所得に占める部分は〇・七%にすぎない。百万円以下も同じく〇・七%、まあこんなことであつて、二百万円以下で二・七%、ちよびつと配当をもらつておる。ところが、上がってきますと、一千万円のところで四十年で二・三・四%という配当所得が所得形成の中に寄与しておる。上がつてくると、いまおっしゃつたように一億円以上は九・九%、そうしますと、配当分離を認めて、そうして、これは全部が全部をうなつておると思ひませんけれども、分離を認められておる部分が正確に捕捉できるならば、いまおっしゃつたような相当な減税部分——減税というか、税を取らなかつた部分のおかげはだれがこうむつておるかという、まさしくこの数千人

の人がこうむつておる、このように判断してよろしい。

○堀崎政府委員 一億円の数字は九・九%までないので、もう少し検査さしていただきたいと思ひます。非常に正確な数字を申し上げますと誤解を起されまうので、いま検査さしていただきますが、おっしゃる通りに、高所得層になればなるほど配当所得の占める割合はふえるわけでございます。しかしながら、源泉選択制度は一五%、この一五%の率に配当控除の一五%を足しました三〇%——先般も申し上げましたように、課税所得百五十万円をこえるところで三〇%でございますから、それを上回る所得階層にとつて有利なことになります。しかしながら、御案内のように、一

会社から受ける配当金額が五十万円以上の方は除くとか、あるいは保有有限五%以上の株式を持つておる人は除くというやうなことで、まあそういった制度のせいで、現在のところ配当所得は特に高所得者ではそんなに源泉選択制でいていない、有名な会社経営者の方々は、多分に会社経営上の理由というところで大きく株式を持つておられる、したがひまして、配当所得は非常に多いわけでございますが、税法上の制限の理由で源泉選択制度でいていない、したがひて、源泉選択制度を採用しておられる方々、選択しておる方々は、市場から浮動株式を買ひまして自分の上積み税率が三〇%をこえるような方々か、あるいは、先般も申し上げましたが、扶養親族の合算される配当所得について源泉選択を受けておる、こういう方々が多いようございまして、そういう面では、まだ私は、配当についての総合課税の制度は相当維持されておる、かように考えております。

○永末委員 国税庁長官、いま主税局長が言ひましたように、大会社の経営者は自分の会社をうっちゃらかすと経営権に差しかえますから、これは持つておると思ひます。ところが、この制度をとつて、一会社、一銘柄五%以内なら分離ができるんだ、選択はできるんだ、こういうのでね

らつてそのように株の配分をやつて、そしてこの特別措置のおかけをこうむらうというやうなことを考える人がなくはないと思ひます。これは株のことをよく知つておる人なり、あるいはまたそれができ得るやうな者ならできると思ひますが、国税庁長官としてそんな人がどの程度あると思ひますか。

○泉政府委員 お話のように、配当金額が年間五十万円以下の配当金額になることと、それから同時に保有株式が全株式の五%以内ということでありまして源泉選択ができるわけでございます。しかし、実際株を持つておる人をいろいろ調べてみますと、どうしても自分が株を持つて自分の支配する会社にしておかないと会社経営上困る、こういう方が多いのでありまして、事業経営をやつておられて株を持つておる人は、比較的そういうふうな選択を利用することができない、むしろ、資金の余裕があつて株式に投資するという人の場合には、銘柄数をできるだけこまかく分けまして、市場から適宜買つておきますと源泉選択の道が選べる、そういう意味では、そういうことを目当てにしてやつておられる人はかなりおられるように見受けまう。私もいろいろ主税局長とも相談して推計いたしておりますが、そういう意味で源泉選択をしておる人は二十八万人くらいおるのではないかと今思つております。

○永末委員 いまおっしゃつた二十八万という人は巧妙な人ですね。一般の納税者というの、たとえば、その大半を占める勤労所得者、給与所得者、これはのがれられない。九・六・四の九というのですが、九じゃなくて十でしよう。のがれられない。一般の事業者にしましても、六なんていわれておりますけれども、これは一たん自分のふところに入つてからやられるわけでございますから、その被害感はいわゆる高い。ところが、巧妙に制度を利用して、法律に合致した合法的な手段でやれば、きわめて低い税金でやれる。それが国税庁長官のお見込みでも二十八万人もおるといふやうなことになりますと、これは国民に税組

織、税体系というものに對してきわめて不信の念を抱かせる原因になっておるのではないかと私は思うのです。自分のほうはびしゃつとつかまえられる、ところが金を持っておつてうまいことをやるやつはのがれておる。この事実を、のがれられぬ、もう月給袋をもらつたときに天引きされていゝる者から見ますと、どうも日本の國では、金を動かして得るやつがうまいことをして、われわれ一生懸命に汗して働いてゐる者は、もう税務署からぎゅつと握られておる、これでいいんだらうかというところで、何とかして全力を尽くして税金を払わぬ方法を考えるのがあたりまえじゃないか。こゝういふ税金に對する不信の念が、この制度をとつておることによつて、國民のうづつたる欲求不満として心の底に波立つておると思ひます。あなたはそう思ひませんか。

○泉政府委員 サラリーマンの方の中には、そういった先生のおっしゃるような意見の方もございませう、まあ、ある程度小金ができたならよく株を買つて、それによつて軽減を受けることもできる、こゝういつてその措置を歓迎してゐる向きもあるようございませう。とにかく一がいに簡単に言ひにくいと思ひます。

ただ、私が最近陳情を受けておりますのは、こゝういふ制度をやりますと、いわゆる中小企業の経営者は、どうしたつて株の五割以上は持つていなければ、中小企業の経営を侵されると困る、そゝういふ意味で五割をこえとる選択の余地がないといふのは中小企業いじめではないか、こゝういふようなことを言われる向きがございませう。

○永末委員 その一銘柄五割といふのは、どういふ意圖でつくられたかわかりませんが、なるほど小さな企業主は、自分の企業を自分がやつていくためには、五割じゃえらいことにならうから、これはもうどうしたつて、いろいろな人をかき集めても過半数の株を持たなくてはならぬ。そゝういふ人々は金の動きはわかるわけですね。ところが、片一方横を見ると、あなたが推測せられたいように、二十八万人のうちの何人かが目につい

て、それはうまいこと株を分散して、そゝうして税金を安くやつてゐる。そうすると、中小企業の自分の経営を守るために過半数の株を支配しなくてはならぬ人は、どうもこの面について何かうまいことをやる方法はないか、こゝう思ひの人が人情だと思ひます。しかし、その人情は、もう少し違ふ角度から見れば、税といふものに對して、初めから何とかしてこの税の体系からはずれていこゝう、はずれるのがおれの生きる道だ、こゝういふ感じを持つてゐることになると私は思ひますが、いかがですか。

○泉政府委員 お話のように、こゝういふ点から税に對する公平性について疑いを持つ向きが出てまゐりますと、いろいろ問題になるわけでありまゐす。しかし、それが租税特別措置の租税特別措置たるゆゑなんだらうと思ひます。これはもう今朝来いろいろ論議の繰り返されたこととございませうから私から申し上げる必要はないと思ひます。

○永末委員 そこで主税局長、資本主義社会で個人に所得が帰属するのはあたりまえだといふたてまえになつてゐる國でも累進税率をとるのは、やはり所得の再分配といふ機能を持たなければ、その資本主義社会そのものの基礎がゆるぐのだ。それはわが國のように、秘密平等の選挙権、それに基づいて國をつつてゐる限りは、一般の所得の少ない人にもこの國の法制を守らせよう、これはやはり累進税率がその大きな柱の一つだと思ひます。その意味合ひで、いまの質問に答へ通じて明らかにいたしましたように、上のほうでこれがくずれておるといふような感じを抱かせる——これはいま國稅庁長官が言われまじしに、租税特別措置はそれだ、こゝういふこととございませうが、租税特別措置なるものは、したがつてこの種のものについて、やはり時間といふものが限られておるのだから何とかがまんしてくれといふような意味合ひから時限立法、こゝういふことにならなではないかと私は思ひます。しかし、これがだんだん二年また三年と續いていきますと、累進税率そのものを一休日本の税務當局はくすつ

もりかといふ疑いを持たれる。そうしますと、それは民主主義の根本、いまの資本主義社会を危うくささておる税務のほうから、累進税率そのものを上のほうでくずしていくと思ひます。あなたはそゝう日本の税務を守る張本人でありますから、わが國の民主主義体制を守らなければならぬといふ角度から、そんなに上のほうで累進税率がくずれていゝものかどうか、どうお考えになりますか。

○堀崎政府委員 私も、確かに累進税率が税制の基本であり、所得がだんだん大きくなるにつれまして分配機能を發揮させる意味においての効果は大きく評価するものであります。しかし、この累進度がどの程度であるべきか、いろいろ意見が分れておりました、各國の累進税率がなかなか一致した姿を示しておらないことは御存じのとおりとございませう。そんな意味で、累進税率は、やはり所得税制が近代税制の基本である以上、また大きな要素をなすものであるとございませう。

そゝういふ意味で、私は現在所得税を見てまいりまして、そんなに累進税率がゆがめられてゐると思ひないのとございませう。先ほどの株式配当につきましては源泉選別制度ができました。で、きましましたけれども、幸ひにいたしまして、五十万円あるいは五割といふような制限のせいで、まだ高額所得者につきましては配当所得はほとんど累進税率の適用を受けておる、こゝういふ意味で、所得税制の基本はほとんど守られておるといふこととございませう。

なお、四十一年の一億円以上の所得者のうち、配当所得の占める割合は九割と申しましたが、これはちよつと間違ひまして、七〇%といふふうにお聞き願ひたいと思ひます。

なおもう一点、配当につきましては、御案内のように配当控除という制度がございませう。これはまた別な累進税率との關係に問題があることは御存じのとおりでございませう。これは別途にまた検討すべき問題だと考えております。

○永末委員 いまの主税局長の御答弁の中で、幸

いにしてということば——なかなか気持ちにはよくわかる。あなたの気持ち、よくわかります。

最後に、國稅庁長官にひとつ伺つておきたいのは、あなたの傘下にはたくさん徴税職員がおりますね。これはむずかしい仕事で、徴税職員といふのは税金を収めさせなくちゃならぬ。ところが、たまたま納税者に知識があつて——税法は國會でつくつてゐると思つてゐない、税務署がつくつてゐると思つてゐます。その税法によつてやつてゐるけれども、金持ちにはこんなに安くて、何でおれのところにそんなにやつてくるのだ。個人所得、白色の事業者などといふのは、何といたしましても、いろいろな方法で修正申告を出すとか、あるいはまた更正決定をするといふことで、あちこちで争ひがあるわけですね。青色申告でも争ひがある。争ひがある場合に、納税者のほうから見ますと、そゝういふ文句の一つも言いたくなる。やはりはっきりとした資料がない場合には、お互いに見解が違つてくる。その場合に、税務署のほうに判断が有権的な決定、こゝうなつてまかり通るわけでありませうから、その場合に、今度税務署の職員が、自分が一生懸命職務に忠実であらうと思ひまして、この税法を見た場合に、この特別措置を見た場合に、おれは一生懸命公務員としてやつていこうと思ひけれども、なぜ一休こんな特別措置をして、何で上のほうだけ優遇してゐるんだらう、國家財政の全般といふような言ひ方がストレートに職員の方々の頭に入るかどうか、この点について疑問があるのではないかと。つまり、税務職員の徴税意欲といふものに對してきわめて有害なる作用をこの特別措置は果してはいまいかと私は思ひますが、國稅庁長官のお考えをお聞かせ願ひたい。

○泉政府委員 租税特別措置、いろいろございませう、必ずしも大資産家だけの措置といふわけではございませうけれども、ただ、税務職員が、いま非常に御同情あることばをいいたゞいてありがたかつたのとございませうが、納税者に接しまして賦課徴収の仕事をやつていきます場合、納税者の

方からいろいろ批判を受けるわけでございます。そのときに一番つらいのは、やはり自分らのような中小企業をいじめ、あるいは大所得者を放置しているのはどういふことか、こう言われますと、ほんとうに税務職員としてはつらいということをよく私にも申しております。私もそういつた職員の立場に非常に同情いたしておる次第でございます。したがって、何といひましても、税の執行を公平にしていく上におきましては、税制そのものがやはり国民の公平感によってささえられておるということが必要であらう、このように考えております。

○永末委員 国税庁長官のお考えもよくわかったように思います。したがって、質疑はこれをもって終了いたします。

○内田委員長 堀昌雄君。

○堀委員 一九六二年でありますか、それから始まったケネディラウンドはいよいよこの四月三十日をもって、どちらにしても終結をするということになっておるようですが、これについては、現在政府の事務当局の責任者がジュネーブに行つていろいろ今後の問題について協議をすることになっておりますので、これに関連をして、少なくとも私は、このケネディラウンドのいろいろな問題を調べてきた中で、現在日本が置かれておる状態というのが、はたしていまのようなままでいいのかどうかという問題についてはいろいろな点で実は疑念があるわけです。私も、そういうことで、政府としても少し態度をはっきりしていい問題が少し多過ぎるのではないかとこの感じがいたしますから、それについてちょっと伺いたします。

まず最初に伺ひしておきたいことは、一九六三年の五月の閣僚会議でこういうことが決議されておると思ふのです。関税以外の通商障壁、特に特定品に対する差別的待遇の問題及び関税引き下げの効果をそなうか、または無効にするような措置の取り扱いについて検討することをきめて、その後検討がなされているのだらうと思ふのです。

が、この経過について、どこでもいいですから、一体、この非関税障壁の問題の取り扱いというのは今日時点でもどこまで進捗しておるか、ちょっと明らかにしていただきたい。

○宇野政府委員 非関税障壁の問題に關しましてお答えいたします。

これは先生御承知のとおり、一つは米、一つは欧州における対日差別の二つに分けて考えていただきたいと思います。

米におきましては特にASP制度というものがござります。これは御承知のとおり、アメリカン・セリング・プライスでございます。向こうの価格によつてこちらから輸出したものに関税を賦課するという形でござります。これに對しましては、現在極力非関税障壁を取るべくケネディラウンドのワグ内におきまして交渉を進めておるわけでございますが、現段階では、アメリカといつたにしても、これが非常に自分に都合がよ過ぎるというので、何か改善をしなくちゃならないのじゃないかということ、現在では実効税率に換算をしようというふうに考へておられて、おそろくこのASP制度というものは廃止される見込みが強いのではないかと、こういうふうに考へております。

二番目には米の関税法の四百二a条でございます。これは御承知のとおり、米国の商品価格あるいは外国の商品価格、いずれが高いほうへ基準を置いて税をかければよろしいという、まことに米國にとりまして都合のよい制度でございまして、この廃止に關しましては米國の関税委員会で報告書を作成いたしました。目下上院で検討中の模様でございますので、何らかの改善がなされるのではないかと、こういうふうにわれわれといたしましては考へております。また、特にわが國から輸出されます壁タイル等に適用されるかもわからないというふうなおそれのある、御承知のアンチダンピング制度でございしますが、この制度に關しましては、國際コードを作成することが交渉されておまして、まともな見込みが強い、相当程

度の改善が行なわれるものと期待されておるわけでありませう。

次に、欧州における対日差別でございますが、これもケネディラウンドの交渉と同時に、極力各首都におきまして話し合ひを進めさせていただいておられます。しかし、これに關しましては必ずしも樂觀を許さない状況である、こういうことでござります。

○堀委員 たいへん樂觀的な報告ですけれども、アメリカン・セリング・プライスの問題は、いま上院でこの問題がかかつておるし、アメリカの関税委員会もこれは廃止したいといふようなことを伝えておると新聞は伝えておりますけれども、私はどうもそう簡単にそれがはたして実効税率のようになつて落ちつくのかどうか、最近のアメリカの保護貿易の傾向からして、そう簡単ではないのではないかと。非常にあなたの方のほうから乗組るのは、ちょっと私としては意外であります。

それから、通商法四百二a項で、いまあなたのお話では、国内価格と輸出の価格と高いほうということでありますが、これは輸出の価格とFOB価格との高いほう、こういうことじゃないですか。

○宇野政府委員 そういふことです。

○堀委員 そういふことでしようね。ということですが、これも何だか非常にうまくいきそうなお話ですが、これは日本のほうでは強く要求をしているのでしようけれども、見通しとして、確実にいふのようになりますか、その点ちょっと。私、いすれも話を聞くに甘い話で、そうなるならたいへんけっこうだと思ふんですよ。しかし、甘い期待感ばかり持つていて、実際にはならなければ、もうこういうものをこのままに置いておいて、ケネディラウンド片一方だけを進めていくというふうなことでは、問題は私は前進しないと思ふので、ちょっともう少しはっきり詰めて聞いておきたいのです。

○宇野政府委員 いまの四百二a項であります

が、先ほど申し上げましたとおり、目下上院で検討中の模様で、何らかの改善がなされることを期待いたしておりますが、現時点におきましては、まあ、一応廃止の様相、見込みといふものはきわめて薄いのではないかと、このことでもあります。

○堀委員 薄いんでしよう。だから私は、やはりケネディラウンドという問題が出てきた発想は一体どこにあるかといふと、アメリカのナショナルインタレストを前に押し出す一つの方法だといふにいろいろのことを押しつけておる。それはあらゆるものを見ても、一体、ほんとうにそれが公平に世界の貿易の拡大だけに役立つ、要するに、輸出も輸入も同じ形でメリットとデメリットがあるというふうな思ふんですよ。しかし、この問題の提起は、まさに、アメリカにとつてはきわめて都合な問題提起であるし、同時にそれは、それを受ける側にとつては、形式的にはあるいはいい面もあるかもしれないけれども、こまかくこれをメリット、デメリットを計算して、はたしてどうなるかという点は、ケネディラウンドだけのワグの中以外に、こういう非関税障壁の問題をやはり全体として見なければ、私はこのメリット、デメリットといふものはつきりしないのじゃないか、こういう感じがしてならないわけです。

だから、アメリカの態度の中には、例外品目の中に、スタートする前からちゃんとリザーブしてあるものがあるわけですからね。それはリザーブしておいて話を出してきた中でこれだけが例外品目だといふ形で出してきた、エスケープ・クロージングなり国家安全保障法によつて除外されておるものは足せば二〇％ぐらいにもなるというふうな、やはり方全体を見ても、自分の國にプラスするような非常に巧妙なやり方があらゆる段階でとられておる。私は、やはりそういうものを十分差し引きを考へてみる必要があると思ふ。いま政府は、どうもケネディラウンドをやるこ

とに非常に熱意があるようで、それはやること自身は私に任せておいて、それでは、日本がナショナルインテレストという問題から見て、あとでその協定にも触れなければならぬ、はたしてそのアメリカの言いなりにならないならば、ぬのかどうかという点は、私は非常に大きな疑問がある。これはもちろん政治的な判断の問題ですから、本来大臣にお聞きしなければならぬところであるのであります。

そこで、これは、いまその当面の責任は外務省が責任を負ってやっていると見て、だから、外務大臣のかわりにひとつ田中さん、一体、このケネディラウンドの総括的なメリットとデメリットで、ちよつと明らかにしてもらいたいと思ひます。

○田中(衆)政府委員 たいだいま宇野通産政務次官からお話がありましたと思ひますが、ケネディラウンドにつきましては、もう前からできるだけの早い機会にこれを取りまとめをするようにという空気がございまして、わが国の経済を拡大するためには、現在最惠国待遇の原則に基づきまして関税の障壁をできるだけ除きまして、同時にまた、わが国の関税につきましても、できるだけ輸入に便宜を与えるという点で最大のメリットを認めたいたし、この点、それから同時に、現在こうした関税上のいろいろな障壁がございまして、今後日本が貿易を他の地域において伸展させる上におきましても、この点が今後の貿易の伸展にも非常に支障を来たすというふうな場合も往々あり得るわけでございます、そのほか、経済、貿易の伸展にいろいろの条件を持ち出されたり、そういうふうなこともござい

と同時に、わが国の国内の産業につきましても、鉱工業製品の生産その他につきましても相当重大な影響を及ぼす、ただ手放しに輸入を自由にすると、わが国にもまいりません、また、農業生産の面におきましても生産者に相当大きな影響を来たすという点もございまして、この点、

を十分に慎重に考慮をしながら、輸出の拡大をさう一方において考える、この点で、相当政府内部におきましても、関係方面と慎重に検討を従来重ねてまいりまして、相当結論は出るところまで参つております。近く閣内閣がございまして、この結論をひつちぎって閣内閣におきまして、わが国の主張をひとつ十分に果たしていきたい、かように考えておるわけでございます。

○堀委員 どうもあまり私の要求した答弁になつておらぬ。メリットとデメリット、やはりこれはこういうメリットとデメリットがありまして、二つ並べてものを言つてもならなければ、あなたの希望の観測を幾ら述べてもらつたつてこれは役に立たぬのです。

前のやつをのめくりをひとつしておきたいと思ひますが、いまアンチダンピング法の問題ですけれども、いろいろな国際コードがございまして、なにか問題もございまして、そういう問題の前に、実は日本では、御承知のように、自主規制が強制されているものが相当あるでしよう。その自主規制が強制されるようになった経緯といふものは、一体それはどういふことになつてゐるのか。これはひとつ通産省にお答えを願ひたい。

○宇野政府委員 自主規制の中には、自発的自主規制と、いま申し上げましたような非関税障壁のためにやむを得ずやつておる自主規制と、この二つあるわけでございます。

もちろん、自発的といふことに關しましては、現在わが国の輸出高の三分の一がアメリカであるといふことを考えました場合に、やはり輸出秩序といふものを維持しなくてはなりません、その意味合いで、業界内における過当競争を防がなくてはならない、このようなたてまえで自主規制といふことを行なつてまいりまして、これに關しましては相当な効果をあげておると思ひ、あ

わけてまた大統領が持つておりますところのエスケーブ・クローズといふたような権限発動等がもしもなされた場合にはたいへんである、やむなく規制をやつておるという面もございまして、この点は輸出国がわが国といたしましては、はなはだ遺憾な点でございまして、今後極力お互いに相互改善といふことを原則としてやつていきたいと思つておる次第でございます。

○堀委員 私は抽象論を聞いてゐるのじゃなくて、要するに、あなたのほうから資料をいたしたい品目でも、あるいはあるわけですね。この資料をいただいたものは、私は全部強制的に行なわれておる自主規制だと思ひますが、通産省、自主規制品目の「対米輸出実績推移表」といふものをもちつたのですが、これは全部さうでしやうね。どうでしやうか。

○原田政府委員 たいだいま宇野政務次官から申されまして、アメリカに對しまして、秩序を維持するといふ目的で輸出をみずから規制しております品目の中で、そちらに差し上げました表に載つております品目は、少なくとも私も日本側の見解として、単に自分がやりたいから、アメリカのほうでエスケーブ・クローズを発動する、あるいはダンピングの容疑でひつかける、あるいはまた、その他いろいろな形でボイコットをするとか、こういう形の輸入制限運動がかなり熾烈になりまして、もし日本である程度の自衛といふものをやらぬ場合には、そういう一方的な輸入制限運動といふものを発動されるということになりまして、これはかえつて日本の輸出が制限されるということになりますので、やむを得ず、半ば防衛的な意味から自主規制をやつております。したがうして、その意味においては、われわれは一般的には強制された自主規制と呼んでお

りまして、この辺もケネディラウンドその他二国間交渉、多くの場所におきまして、日本に課せられた関税でない貿易障害の重要なものであるといふふうに考えております。もし今回のケネディラ

ウンド等におきましても、この自主規制、それから先ほどお話のございました四百二条のa、ASPなどの非関税貿易障壁が改善され、または廃止されるというのでないならば、それに見合うわがほうの関税引き下げないし改善といふものは行ない気がないといふのがわがほうの立場でございます。

四百二条のaにつきましては、先ほど見込みが薄いといふような一応の観測は申し上げたわけでございますけれども、現在は交渉の最終段階でございます。われわれとしては、あくまでこれはやめるなり改善をしていただく、もし改善をされなければ、こちらがそれによって適當な措置をとらせていただく、したがうして、私も、まさかアメリカはさういふものの改善をされたいはずはないといふ確信を持つて交渉に臨んでおるわけでございますので、今後ともさういふ点は強力に推し進めまして、一般的観測とは別に、これはぜひ解決をしていただきたいという覚悟で臨んでおる次第でございます。

○堀委員 実は、さういふ自主規制という形もあつた。さういふのは、この前私、三木さんが通産大臣のときにも一回取り上げましたけれども、日米綿製品協定のようにはつきりとワケをきめてくる、もうこれなどは明瞭な輸入制限です。だから、関税で話をするならば、貿易といふものは輸入制限がないという前提でなければ、幾ら関税を下げようがどうしようが、片一方はもうワケが締めてあるのなら、関税の効果なんか全然及びはしないわけですからね。要するに、土俵の上には、私どもはあんまりべこべこして、こっち側が協力を必要はないのじゃないか。やはり相対的に、土俵の上にお互いが上がった上でフェアにやるといふことにならなければ、さういふ問題をあまりこちらが自動車や例外品目からおろしまし

でなくて、いまの日本のそういう——私は新聞で承知をしている範囲ですからわかりませんけれども、どうも姿勢が少し低過ぎる。それは確かにアメリカが日本の一つの主要なる貿易市場であることは間違いないでしょう。しかし、私がこうやって資料をいただいでみて、これらのいわゆる自主規制品目について見ても、それではその前に比べて非常に急激にふえているかという、資料で見ると、そんなに爆発的にふえているわけでも何でもない。にもかかわらず、さっきのようなエスケープ・クローズをやるぞ、ダンピング法でやるぞ——実際は、ほうっておいてもやるかどうかかわからないのですよ。しかし、やるぞと言われると、日本の場合にはすぐに縮こまって自主規制になる。私はこの前アメリカに行ったとき綿製品協定の話を聞いたときに、何もこっちがやっていると聞かないのだ、日本のほうでかかって自分では減らしているのだから、どうこう言うことはないじゃないかという姿勢をとられておるといふことを在外公館では言っておるわけです。われわれとしてはまことに心外なことなんです。だから、この点については、やはり交渉の態度としては、何もぶちかましにかかることは必要でないけれども、これは日本だけじゃないんですよ。イギリスだって同じ立場にいるでしょう。EECだって同じだと思ふんですよ。だから、まずお互いに非関税障壁——これはEECだってわれわれに對して三十五条を援用したり、いろいろなことをしているのだから、いろいろあつちもこつちもあるのだけれども、まずケネディラウンドというのを議論する場合には、私がさっき申し上げた一九六三年の閣僚會議でできた非関税障壁というものは取り除こう、これを前へ進ませないで、ほうっておいて、そうしてただ期限がうしろへ来ているからやろうやろうというアメリカの態度に追随しておるといふことは、われわれとしては、日本のナショナルインタレストがそこなわれつつあるんじゃないか、こういう感じがしてならないわけです。

そこで、ちょっと何っておきますけれども、この自主規制品目は、いつまでもそういうことなしに、もう少し何とかできないのですか。いま自主規制でも少しづつは量がふえていますけれども、もう少し何とか計画的に、もちろん急激に持つていけばまたあれですけども、徐々に徐々にもう少し計画的に、自主規制品目となっているけれどもこれをふやしていく、やはり行動の中で少し問題を前進させてみるという方法がないのかどうか、この点ちょっとお答えいただきたい。

○原田政府委員 御指摘のとおり、現在私どものほうで強制された形に近いと考えておりますものだけでも、そこに差し上げましたように、綿製品のほか約二十品目程度あります。ところが、対米輸出の構造が雑貨、輕工業品が多かった関係もございまして、こういう強制された輸出というものの占める割合がかなり高かったけれども、十年くらの間にだいたい比率は下がってまいっております。しかし、依然としてそういうものが残っております。ただ、最近におきましては、むしろこの業界におきましても、いたずらなる輸入制限運動というのはいかえって得策じゃないということが若干わかりかけつある節もございまして、また、日本の業界におきましても、かなりそういう機運がみなぎってまいりました。対米だけで規制を行なっておる、しかも、数量、価格、品質、デザインといろいろございしますが、もしそういうものを全部入れますと、約百余りの品目につきまして、現在これは私どもとしての秩序維持という観点から自主規制を行なっております。

それからまた、自主規制を行なつた品目につきましても、なぜ行なわざるを得なかったかという点につきましては、向こうの見解では、日本の輸出が一年で五倍になった、二年で十倍になった、こういう見解を申し述べる者もございしますが、私どものほうの見解では、もともと少なかつたから伸び率は問題じゃないのだというように、いろいろな見解の差がかなり出ている。しかし、最近はその点についても彼我の間においてかなり見解の近づきが見られるようになってまいりました。まあ、この程度になると、アメリカの産業としても相当難がざるを得ないような状態にありそうでありまして、日本のほうにいたしまして、その程度で難がれたのでは困るが、日本の輸出として伸びるべきところは、これを主張するのは当然であります。あまり伸び過ぎては向こうに懸がれて、かえつて問題を紛糾させるおそれもありますので、その辺で自粛しようという空気が出てまいっておる向きもあります。しかしながら、伸びるべきところを主張するのは当然であつて、私どもとしましては、言われさえすれば、むやみに自主規制をしてへりくだるといふような態度は断然改めたいというふうに考えております。

○堀委員 やはり何と云つても、日本の場合には、ともかく貿易をふやしていくということではなければ、これはもう国際収支のあれが下がって行くわけですから、どうしても輸出というところはきつめて重要な日本の政策の一つでありますから、その輸出の障害をするものについては、これは私は政府は全体となつてもう少し真剣さがあつていいんじゃないかという気がしてならないわけです。

特に、今後のケネディラウンドの中で、いま日本の最も主力となる輸出商品である鉄鋼の問題が全然前へ話が進んでいない。ちょっと一番最近の経過を先に何っておきますが、これらもう少し日本としてせつかく重化学工業に比重をかけようというところで出ていくものに、結局今度のケネディラウンドの結果として出ていくものは依然として労働集約性のもののほうに比重がかかるというようなことでは、これは日本の将来の産業構造の問題から見てもいろいろ問題が残ってくるわけですから、いまの鉄鋼のケネディラウンドの問題についての最近の情勢はどういうふうになっておるか、伺いたい。

○鶴見政府委員 この問題につきまして、最近の状況を御説明申し上げます。鉄鋼につきましては、堀委員御存じのとおり、ケネディラウンドにおきましては、二国間

のいろいろな交渉のほかに、産業の種類によりまして、たとえば鉄鋼あるいは綿製品あるいはアルミ、紙、それからもう一つは化学製品でございしますが、そういういわゆるセクター別の多角的な討議の場がございまして、

これで従来非常に問題になっておりましたのは、鉄鋼の関税を五年間に五〇%下げるのが原則でございまして、問題はその後下げる前の現在のペーレートと申しますか、それがそれぞれの関係国でどこにどのようになっておりました。したがって、その中でこのところをまずならしてそれから下げない、結果としてまたどこに下がる、そういう問題がございまして、鉄鋼のセクターでもってその討議をずっと続けてまいっておたわけでございます。

特に、そこでこの調整の面におきまして一番問題になりましたのは、EECの中にございまして石炭鉄鋼共同体、ECSCというわけでございますが、それとイギリスとの関係、大体のところでは申し上げますと、イギリスの現在の鉄鋼の平均的な関税の高さというものが約九割ぐらいでございます。それからECSCを中心としたしましたEECのほうで、当初は自分のほうで一四%、実際にはそれより低いわけですが、ペーレートは一四%からスタートするのだということを言っております。したがって、イギリスとEECとの間に格差がございまして、その間いろいろな議論が出てくる、また、最近御存じのとおり、イギリスの鉄鋼の国有化の問題も出てまいりましたので、特にその違いがございまして、イギリスとしては非常に困るということもございまして、問題が非常に先鋭化してきておる、そのイギリスとEECとの間の問題がずっと長く尾を引いて、ごく最近になりましたんだん煮詰まってきたとして、若干EECのほうもペーレートを下げていく、その上で五〇%なら五〇%というふうに向向としては出てまいっております。

試みにアメリカの場合、大体平均的な鉄鋼関税は約七・五%でございしますが、それに比較しまし

て、日本の場合約一五%で、大体高いわけでは
います。そういうものを全部にらみ合わせまし
て、関税のこれから引く前の、現在の平均的なレ
ベルをなるべく同じようなことにしようという動
きがつつと続いてまいりまして、完全なる成功に
はおそらくまいらないと思います。そのために、
最近ときどき新聞紙上にも伝えられますように、
イギリスとECSとの話が十分つきまねと、
現在のベースレートのレベルが同じようにならな
い、そうしますと、イギリスの関税引き下げとい
うものがあるいは五%にならないかもしれない
、また、先ほど申し上げましたように、アメリ
カが七・五%ぐらいのレベルでございすから、
それを五%下げますとものと低くなる、した
がって、これも五%引き下げにならないかもしれ
ないという動きが若干出てまいりました。まだ
本日からトップレベルの会議がございすので、
そういう段階でそういうものもさらに煮詰まっ
てまいるだろうというふうな状況になるかと思
っております。

○堀委員 そうすると、見通しとしてはどうで
すか。結局いまのお話のように、ECSでは、前
の関税率のようなものを持ってきて並べておるよ
うな状態になっているし、そこが、私も見て
いますと、お互いに非常にかけ引きも外交交渉で
すからあるだろうと思ふのですけれども、おの
の自分たちのナショナルインタレストをかなり露
骨に前に出しているわけですね。どうも日本のや
り方というのは、そういう日本のナショナルイ
ンタレストを前に出してやるというよりも、何か
気がねしながらこつちが譲歩するほうが先に立っ
ているような気がしてしかたがないのです。そ
れは私の感じかもしれないけれども、そこらの全
体的な動きというものは、あなた方も現地をや
つてこられたのだらうと思ふけれども、一体どう
なですか。そういう姿勢は日本はないのですか。
よそはみんなともかくナショナルインタレストを
非常にむき出しで前へ持ってきている。日本はど
うも少しその点が逆なような気がするのです。

○鶴見政府委員 その点につきましては、日本も
もちろんナショナルインタレストを前に出して
おるわけではございまして、先ほど来先生の御指
摘になりました非関税障壁の問題を特に出した
のは日本でございす。ケネディラウンドで関税
を下げて、いわゆる輸入制限でクォータその他
がございすれば、関税を下げた効果というものは
ほとんどゼロになる、したがって、ケネディラ
ウンド交渉をする場合に、関税以外の障壁、これ
を撤廃あるいは改善しなければならぬというこ
とを強硬に主張しまして、一九六三年五月の閣僚
レベルの会議の際に採択をさせましたのは日本で
ございす。これを見ましても、日本といたしま
しては、ナショナルインタレストというものを前
面に押し出して、その問題はそれぞれのナ
ショナルインタレストを突き出して、結局最
後にはその調和という形になるかというふうに考
えます。

○堀委員 日本の場合は——うしろから声がある
のでちょっと代弁しておきますが、輸入のウェー
トの中に占める無税品、免税品が非常に多い
わけですから、交渉するのには実は非常に不利
な立場になっているわけですね。ところが、そ
ういふものがあるからこそ、やはり非関税障壁のよ
うな問題はきちんとしていこうという要求がも
つと筋が通つてこないといけぬのではないかと、私はこ
ういふふうに第一考えておるわけですね。それは皆さ
んが努力をしておらぬというのじゃありません。
じは、日本人というのは敗戦以来そうだったのか
も知らぬけれども、やや卑屈であつて、どうも向
こうの連中のほうが胸を張つてやつていく感じが
してしかたがない。だから、それはああいう戦争
はよくないし、負けたこともある意味では意味が
あるけれども、それはそれとして、現在の段階で
はやはり対等に問題を処理するとうかまかがど
うしても必要だ、こういうふうに考えておるの
であります。

おるのだらうと思ふのですが、日本が幾つこれか
ら例外品目をおろすのかは別としても、アメリカ
がリザーブしているものを、それは議論の中に入
らないのかどうですか。要するに、例外品目とい
うのが表面七五%ぐらいですが、結局エスケー
プ・クロウズとか、国家安全保障法とか、い
ろいろなものでリザーブしているものが大体二三
%ぐらいある、こう言われておるわけだけれど
も、これら向こうのリザーブリストの中にあるも
のは、もう向こう側としては全然交渉に應ずる意
思はないのかどうか、ここの点をちょっと明ら
かにしておいていただきたい。

○原田政府委員 米國は先生御指摘のとおり
にエスケープ・クロウズその他國会の承認がなければ
政府としてはできないというので、最初から強
制的な例外と称しまして除外をいたしております。
さらに、そのほか経済的な理由からできないと
いうような例外も設けてございす。しかし、こ
れは米國側がそういう理由をつけておるだけで
ございまして、私も同じように、同じように
にそれは例外として計算をいたします。アメリカ
がその程度の例外をとるならば、わがほうとして
ももちろんそれに見合う例外をとる、こういう態
度でございす。したがって、向こうの例
外、こちらの例外、それから向こうが引き下げを
するといつて申し出てきました品目のウェー
ト、こちらが引き下げをしてきました品目のウ
ェート、さらにまた、先ほどから御指摘がござ
いまして非関税貿易障壁の改善、撤廃、こういう一
切のものを勘案をいたしまして、お互いに引き合
うといふところで手を打つというかつこうでおさ
めるのがわれわれのやるべきことであるというふ
うに考えております。

○堀委員 大蔵大臣お見えになりましたから、ひ
とつ、やはりあなたは関税協定の一つの重要な責
任者だからちょっとお伺いをいたしますが、この
ケネディラウンドで、これをやることによって日
本としてメリットとデメリットがあるのですが、
そのデメリットのほうをちょっとどういふものが

あるか言ってもらいたい。

○水田国務大臣 私は、今度の関税協定は日本に
とつてメリットはあつても、さしたつてデメ
リットはないといふ通りに思つております。

○堀委員 また、たいへん楽観的な答弁で、ま
あ、これはそういうあれを聞けば向こう側はたい
へんけつこうである。日本は押せば押すだけみん
なメリットだから、押して押して押しまくれとい
うことになるのではないか、これは私はたいへん
重大な答弁だと思ふのですがね。

○水田国務大臣 そうではございせん。御承知
のように、関税外の貿易障壁というものはござ
いますし、この交渉を中心にして、そういうものを
日本で相手に要求させ得るものはさせるという方
針で、私のほうはいまむしろ失うものがなくて、
この交渉を通じて私のほうは取るもののが多く
いという状態になっていますので、そういう意味
で、この交渉がデメリットになるということは、
さしたつたないといふふうに考えています。

○堀委員 いまのあなたの答弁は、デメリットの
ないようになりたいといふことですね、大体。ま
あ、それはあたりまえのことです、そんなことは聞
かなくても、交渉する者はデメリットが生ずるよ
うに交渉するはずはないのですよ。

ただ、私がいま聞いていることは、あとに穀物
協定の問題がありますが、要するにアメリカが問
題提起をしてきているしかたというのは、おまえ
さんのほう都合のいいことばかりではありませ
んよ、こうなっているわけですよ。なるほどこれ
によつてあなたのほうはメリットもありますよ、
しかし、デメリットも覚悟しなさい、こういう問
題提起がされてきているのではないですか、實際
には、そういう理解の上に立たないでこの問題に
臨むわけにはいかない。本来なら、関税協定とい
うものと穀物協定なんというものが一緒にくっ
つく性格のものではないのじゃないですか。ケ
ネディラウンドというものの本来の目的というも
のは五年間に五%関税を減らしましょうという
のが主たる目的なんですよ。違いますか。だれ

けれども、私も、現在の農業の情勢から見ても、国内価格を規制するといふようなことはいたしません。したがって、自給率等の約束というところでもできるだけ避けて、私も需給上から考えて差しつかえない程度の輸入はするといふ程度のことでのこの問題の処理をいたすように努力をいたしておるわけでございます。

それから、輸出国から出てまいりました大幅な価格引き上げにつきましては、私も承服はいたしております。これも交渉ごとでございますから、最後の落ちはどうなるか判断はできませんけれども、輸出国がいつておりますような大幅な価格の引き上げ、あるいはEECが妥協的にその中ほどのことをいつておりますけれども、そういうことにもならないように現在努力をいたしておるわけでございます。

食糧の後進国に対する援助につきましても、当初の出だしは非常に大幅な案をいつてまいりましたけれども、その点についても、議論すべき場所が違ふではないかということで、現在応酬をいたしておる最中でございます。

○堀委員　そうすると、これは穀物協定というかつこうで問題が出ていますから、私が、いまの話、さっきの細見財務調査官の話を聞いてよくわからない点があるというのには、要するに、われわれが応ぜられないような話になったら日本は穀物協定に入らない、こういうことになるのか、穀物協定に入らなければ一定のワクの中に拘束をされるから、売り買いだつて、価格は向こう側によつて規制をされるのか。ここのところはちよつとはつきりわからないのですが、その点をはつきりしてください。

○大和田政府委員　先ほどの御意見で、穀物協定がケネディラウンドの中に入ってきたのはいかにもおかしいではないかという議論がございましたが、簡単に御説明いたしますと、形式から言つて確かにおかしいようにございますが、アメリカが五カ年、五〇%の関税の引下げ案をいつてきまして、工業品についてはそういう原則がとれて、

農産物については、EECははじめ日本その他、一律に農産物について五カ年で五〇%関税引き下げするといふことはおかしいではないか、農産物については特別の接近のしかたがあるではないかと、いふことをずいぶん長いこと議論をいたしまして、その議論の過程において、大体農産物については三つの取り扱いがある、一つは、関税の引き下げでございます。それから第二番目は、関税問題ではなくて、むしろ貿易量の確保といふことから国際協定をすべきではないか、第三は、関税あるいは国際協定以外で、輸入制限その他の関税以外の貿易障害を除くことができないかといふふに、おおむね三つの農産物についての取り扱いがガットでできたわけでございます。

そうして、協定でいくべきものとしては、穀物以外に、たとえば食肉品でありますとか酪農品でありますとか、そういうものが問題になりましたけれども、食肉あるいは酪農品等につきましては準備不足といふことがございまして、おそろくといひますか、確かに、ケネディラウンドがまとまるまでにはそういう穀物協定以外の国際協定はおそろくできないであらうと思ひます。そういう形で穀物協定がケネディラウンドの中に入ってきたわけでございす。私は、ケネディラウンドの中に穀物協定が入ってきたのは、それなりに理由があつたことであらうと思ひます。

それで、私も、いま国際穀物協定に入るとか入らないとかいふことを申し上げることもはなはだいかかと思ひます。それによつて、たとえば、国際穀物協定でございす価格といふものはあくまで上限価格と下限価格でございますから、現実の輸出入はそのワクの中で行なわれるリアルな価格でございますから、かりに穀物協定の下限価格なりあるいは上限価格が何ほどか上がったといたしまして、それがすぐさま現実に日本の穀物の輸入価格がそれだけ上がるというふうにも考えられませんが、これは当然国際的な穀物の需給事情によつてきまる問題でございます。私も、日本がどうして受諾できないような案

でこの協定が推移するといふふうには、現在のところ考へておらないわけでございます。

○堀委員　価格の問題は、確かにいまのように需供給の問題もありませんから、必ずしも上限を上げなくても、供給が減つてくれば価格は上がりますね。これは当然ですけれども、もう一つの問題は、自給率をきめるとか輸入量をきめるとかいう問題は、日本のいまのトレンドから見ると、ある程度方向は少しはつきりしてきておるように思ふのです。

ちよつと国内小麦の買入れの状態を過年度にわたつて調べてみたけれども、昭和三十八年度はともかく百三十三万トン国内小麦の買入れをしておつたのが、だんだん減つてきて、四十二年度の予算ベースでは六十四万トンになっていすね。だから、この間国内小麦といふものはおそろく約六割に減つてきたんだと思ふのです。これはおそろく食糧で全部買ひ上げておることでしょうから、今度の輸入小麦の買入れのほうは、昭和三十八年には二百四十万トンであつたものが、ちよつと私もここが非常に問題があらうかと思ふのは、四十一年度は二百六十六万三千トンで、この四年間は二十五万トンしか買入れはふえていないわけですね。ところが、四十二年度はいきなり三百十六万四千トンを買入れ入れることに予定がされておる。この間の伸び率は五十万トンですね。

これが私は、今度のケネディラウンドで向こう側が輸入保証の問題を出してくるということに見合つてこつていす予算が組まれておるとすると、これは足元を見逃かされる問題になるのではないかと思ふのです。

価格の問題もこの点について調べてみると、昭和三十八年度を一〇〇として見れば、昭和四十二年の買入れ予定価格といふのは一四・三といふことになるのです。この間の伸び率が四十一年度と四十二年の間に約一〇ポイント上がるということになってきて、数量と価格の双方を両方考へてみると、これは大体四十一年度と四十二年の間に三〇%は買入れ価格はふえることになる、こ

うことになつておるわけですね。どうもこれは、こつちで幾ら言つてみたところで、もう向こうは、それだけ買ひ予定にしておるんだといふことならば、それは問題があるのじゃないか、私はこつちでいふ感じがしてならないわけです。そこらは一休だといふことなの

一休、四十一年度から四十二年度に對して、なぜ五十万トンも買入れがふえるのか。国内小麦が四十一年度は七十二万トンの買入れで、四十二年の予定が六十四万トンですから、この差は八万トンしかない。国内小麦の買入れは八万トンしか減らない、それをカバーするほうは五十万トン。ちよつと私はおかしいと思ふ。これはどうですか。

○大口政府委員　小麦の国内生産並びに国内の買入れ量の数量は、ただいま先生御指摘になりましたように、年を追つて国内の生産量が減つております。したがつて、政府の買入れ予定量——現在の食糧管理法に基づいて国内の流通量のほとんど全量が政府に入つておりますので、政府の買入れ量が国内の流通量と御理解していただいていいと思ひます。

ところが、麦全体の消費量の最近の状況はいかにかと申しますと、まず主食としての小麦の地位は、一ころまでは米の代用食という意味で、米の豊凶と小麦の消費量の消長がやや裏返しの状態になつておつた時代があつたわけでありす。最近、経済の成長に伴ひ国民の所得水準が非常に高まりましたことに伴つて、日本国民の食生活の構造がほとんど——ほとんどと言つて、こつちが過ぎるかもしれないが、非常に変わつてまいりまして、小麦が米の代替的な地位から独立して、小麦そのものの消費として確立をしたといふふうな状況にこの数年來なつております。したがつて、米の豊凶にかかわらず、小麦の消費といふものは毎年一定の率で着実に伸びておるといふのが現状でございます。

それからもう一つは、これも食生活の高度化に伴ひまして、畜産の生産が飛躍的に伸びておりまして、現在わが国は畜産用にふすまの供給のため小麦の買い付け並びに粒飼用の小麦の買い付けもあわせてやっておりますので、単に国内生産の減った分だけを輸入するという状態ではないかという状態で、小麦の輸入量は毎年非常にふえておるのが現状でございます。

したがしまして、ただいま国会で御審議をいただいておりますことしの食糧特別会計の予算の基礎になっております小麦の需給関係なるものは、このケネディラウンドの妥結の内容を見越した配慮が加わっておるかおらぬかということは、全くそういう配慮は加えておりません。これははっきり申し上げておきます。

○堀委員　それでは、三十八年と三十九年の間の小麦の減産量は十三万トン、輸入のほうは、三十八年から三十九年に対して十一万トン実は減になつておる。いいですか。ここからちよつと説明をしてもらいましよう。要するに、国内小麦のほうは十三万トン減つたのに、輸入のほうもここでは十一万トン減つてゐる。これは一体どういふ理由でこういふことが起きておるのか。ちよつとそこから……。それから次々毎年度聞きます。

○大口政府委員　ただいま御比較になりましたのは、三十八年と三十九年の比較の数字だと思いますが、確かに御指摘のように、三十八会計年度と三十九会計年度は、小麦の輸入数量で比較いたしますと、あとの年度のはうが実数として減っております。

ところが、これは私いまこで考えてみまするに、昭和三十八年というのは、わが国の麦の生産が有史以来の不作の年であつたと思いますので、その年はわが国の麦の生産減というものを補つたファクターが輸入に反映しておつたのが、三十九年は平年化したための減少だと思ひますが、こまかい数字でもう少しいま突き合わせてみますので、御了承いだきたいと思ひます。

○堀委員　いま私が申し上げたように、三十八年

は未曾有の減産ではないんです。三十八会計年度は百三万トン国内小麦を買い入れた。三十九年は九十万トンに国内小麦の生産が減ってきた。減ったほうは十三万トン減った。この間、普通ならば、輸入小麦がふえるのが当然であるのに、輸入小麦のほうも、三十八年に二百四十一万三千トン輸入しておったのが、三十九年は二百三十万四千トンに減っている。十一万トン減っている。その次の三十九年から四十年に対しては、九十万トンから七十四万トンに国内産は減っている。また十六万トンここで減った。十六万トン減つたのに対して、輸入は二十二万二千トンここでふえた。四十年から四十一年に対しては二万トンまた減つたのです。四十一年は七十二万トンになったんです。ところが、ここでもた十三万七千トン実はふえてきた。

こういふように五年ほどとつて少し調べてト
レースしてみるとそやういふ關係にあるのに、四十
一年七十二万トンから四十二年六十四万トンに、
八万トンのしか国内小麦の買入れ量は減らないと
あなたは見ている。にもかかわらず、一挙にここ
で五十万トンふえる。四十二年のこの輸入が三百
十六万四千トンというのは、あなたのほうはちゃ
んと特別会計で出している。このところで十一
万トン一挙に減つて、二十二万トンふえて、十三
万トンふえて、その次が五十万トンにふえる理由
は、いまのあなたの説明では納得できないんで
す。

○大口府政委員　いまの小麦の食糧管理特別会計の年度間の需給計画というものは、それぞれの年度における内麦の買入れ数量と需要数量と持ち越しその他の関係で、必ずしも内地麦の減産分とそれからその年の輸入量とを完全に比較をして説明するということはむずかしいかと思えます。御理解願えると思います。

それから、四十二會計年度のふえ方が非常にふえているので、その点といまの穀物協定の交渉と何らかの関係があるかというふうな趣旨のお尋ね

と思いますが、先ほど繰り返しお答えいたしましたとおり、まず最初に、小麦の需要量というものが主食用並びに飼料用とも非常にふえておりますので、また機会を得ますれば、小麦の四十二会計年度の需給計画の基礎になりました需要のふえる見込み数量の算出基礎等につきましては御説明をいたしたいと思いますが、これは需要量から、はじまして、買入れ量並びに持ち越し量等を基礎にしてはじきました需給計画上の数字でございます。そこで何らかの作為を加えて特に輸入量を多く見積もるといふような計算はいたしておらないのでございますが、本日、たまたまあまり詳細な資料を持ち合わせておりませんので、需要量のはじき方の計算の詳細等についてこの場で御説明することは、若干の時間的余裕をいたしたいと思っております。

○堀委員　まあ、あなたのほうがここでケネディラウンド見込みで予算計上されておるといふことについては、そうではない。私も、そうでないと、足元を見透かされるわけで困るから、そのところをはっきりしておきますが、それはそれとして、いいですか。ともかく四十一年の輸入小麦買い入れの予算は七百九十億八千万円ですよ。今度は一千三十一億円と飛躍的にここでふえておるわけですね。これは予算上からしても、必要がないのにこんなに予算を組まれてはわれわれとしては困るわけだ。だから、やはりここにいまま常識的にあなたがいろいろなキャリーオーバーの問題などいろいろあると言われるが、それはそういうことが出るだろうと思うから、私はちゃんと五年とつてある、そういうことでひっくり返されぬようになつてゐるわけだ。だから、いま私の話を聞いた人で、五十万トンと出てくるのはおかしいと思わない人はいない。しかし、これをいまここで詰めていったのでは、与党の理事もやきもきしておられるから、この問題は一応ここに、後日の委員会会で詳細にひとつわれわれが納得できるものを出してもらいたい。これは予算委員会でも当然こころはつきりしておかなければならぬ問題だから

と思います。

その次に、かりに今度ケネディラウンドがうまくいく——これはかりの話ですから、全部うまくいったとした場合における日本の今後の輸入、輸出のあり方の問題ですね。これは要するに、関税が下がれば、関税障壁が全然ゼロになったと仮定するならば、当然輸出はふえるでしょうね。関税が安くなれば、向こうよりは競争力はふえるわけだから、輸出がふえる。また、国内のものでも関税を下げなければならぬから、向こうから入ってくるものは、国内との競争力で入ってくるものもあるだろう。要するにこの出入りですね。これをひとつお答えをいただきたい。これは推計の問題になるけれども、大体どの程度の問題になるか、一ぺんちよつとお答えください。

○細見政府委員　これは非常にむずかしい計算でございまして、たとえば、関税が下がりますことによつて、相手国でそのまま関税が下がつただけ価格が下がつたということにいたしました、それぞれ別の国の弾性値などを使いまして計算をしておらないとは申しませんが、非常に不正確な数字でございまして、これをこの場で申し上げるだけの自信のある数字ではございません。ただ、そういういろいろな推計をいたしました結果、おっしゃるような非関税障壁とかあるいは自主規制とかいう問題にも若干の改善をいたしますとすれば、その場合におきましては、わが国のほうが、貿易構造からいたしまして減るところが多くなることは間違いないことだ、その意味で大臣も先ほどお答え申したのだと思います。

○堀委員　実はその点で私ちよつと気になる点があるのです。

　　というのは、これはまあ細見君は知つておる資料だけれども、その資料に基づいてこれが正しいという——正しいか正しくないかわからない、いろいろな仮定が置いてあるけれども、一応その計算をした人がいるわけだから、それは正しいというところで前提を置いて考えてみると、工業製品であつても労働集約性の高いもののはうが日本は輸

出が伸びる、こういうことになってきているわけですね。それから輸入の場合には、重化学工業品のほうが輸入がふえる、こうなっているわけですね。これはやはり私は今後の日本の労働力の需給状況から見ると、非常に大きな問題点があると思うのですよ。なるほど、いま日本は時計だとかあるいはカメラとかあるいはトランジスタだとかテレビだとか、これは確かに日本の一つ的主要商品です。これはいずれも、何と云っても労働集約性は非常に高いです。だから、これはある段階までくると、いまのような若年労働のかっこうではなかなか供給がでない時期がくるのは明らかなんです。先に対して労働集約性のものは非常に競争力が弱くなることは、もう間違いない。そこへもってきて、今度は逆に重化学工業品のほうばつと入ってくる、こうなると、日本がいま全体として重化学工業にウェイトをかけてやっていくというところに向かう側から流れ込んでくる、こういう問題が出てくるわけだから、こういう全体の状態から見ても、さつき大蔵大臣が言っておられるような、それは甘いものではない。日本経済全体の将来の展望の中で、一体ケネディラウンドのこまかい分析をしてみた場合に、要するに、出さなければいけないのだということではないのです。やはり将来的な展望の中でプログラムがちゃんと考えられていなければならぬのだから、そのときに労働集約性のものがケネディラウンドで出やすくなくなってきたところで限界がある。やがては限界があるのです。どうしても重化学工業品が出るようになつたら工業全体を持っていかなければならぬという一つの日本の主要な方向が私はあると思う。そういう問題を踏まえてみても、この点には少し問題があるのではないかと感じが——これは私が計算したのじゃないが、計算した人があるわけだから、それをもとにしての話で、その計算が間違っていたというなら話が別だけれども、それを前提としておる。

○細見政府委員 やや学問的な話とか、あるいは

やや理屈っぽい話でありまして、非常に恐縮でございますが、ハーバードにレオンチェフという先生がおられます、この先生がアメリカの輸出品を調べたわけですね。その結果、アメリカは御承知のように重工業国であります。重工業が重点の国、ところが、アメリカの輸出品はもつと手間の多かった労働集約的なものでありまして、重化学工業のよる労働力を省いたものが実は輸入になっておる。これが俗に逆説といわれまして、その真偽はわかりませんが、そういうものがかりに真実であるといえますと、重工業が重点になつたアメリカが——だれも重工業が重点になつていない国だとおっしゃられぬでしょうが、そういう国の貿易構造もそういうことになるというよりな面もございまして、将来の予測だからわかりませんが、そして、学者の話だからわかりませんが、そういう面もあるということを学者の話としてお話し申し上げておきたいと思ひます。

○堀委員 アメリカが重化学工業品を輸入する問題というのは、アメリカ経済というのにはわりと安定的に発展をしておるから、要するに、限界輸入の必要が生じたときには当然重化学工業品がどんどん入ってくる。いま日本が鉄鋼をアメリカに輸出しておるのは私は限界輸出だと思つておるわけですね。それは競争力のある面もあるでしょうけれども、私は、基本的にアメリカに日本の鉄鋼がいつておるのは限界輸出だ、こう見ておる。そういう意味において、アメリカにおける輸入と輸出の問題というのは問題があるのではないか。アメリカ自体市場が非常に大きいということに実は問題があるだろう。ちよつと日本の場合とアメリカとを並べては議論がでないわけですね。日本の場合には、将来出していくものが重化学工業品だけになつていかないと、やはりこれは問題になる。どうしても資本集約的なものがどんどん出るような経済政策そのものを、日本経済の今後の発展の柱として立てていかなければならぬのじゃないか。要するに、かつて日本が綿製品をやつた時期から、今度は日本はそういう労働集約的な工業製品、

軽工業製品というものが非常に出てきた。しかし、この軽工業製品というものは、労働集約性のものを持つその次のクラスの国がやがてはとつてかわるに相違ない。私はもう世界の歴史のとおりだと思ひます。日本がいま綿製品で香港なりインドなりから追いつかれておる。要するに、日本自身がそれではいなくなつてきたと同じような段階が、労働力の価格の問題という形からして当然出てくる。となれば、日本としては資本集約的なものが出ていかなければならぬ。これはもう当然のことになる。それはレオンチェフが何か知らぬけれども、アメリカの話は日本へ持つてきても、それは私はストリートには理解ができません。これは大蔵大臣、政策の問題で、あなた何かそこで一生懸命やっておられるけれども、ちよつとここで大蔵大臣にお伺ひして締めくくりをしていきたいと思ひますけれども、いま私の話について、あなたはどう思ひますか。

○水田国務大臣 私は、そういうことは、やはりあり得るというふうな気がいたします。○堀委員 だから、あり得るということになる。さつきの話のように、あまり手放しでケネディラウンド、まことにけつこうですというところだけでは私はいかぬのではないかと思ひます。私はいまケネディラウンドをやめろとか、どうしろと言つておるのではないのです。ともかく、日本としてのナショナルインタレストを前に出して、日本は失うものを少なく、取るものを多くしろ、こう言つておるだけのことだから、その範囲においては間違ひはないのだけれども、その交渉する過程の中で、例外品目の問題なり、いろいろな関税率の動かし方の問題一つにしても、やはり多少これを考へておかないと、せつかく日本の重化学工業に投資をしていくときに、向こうから重化学工業品がどかつと入つてきて、資本財その他をばたばたと押えられたのでは、実際勝負にはならぬわけですね。だから、やはりそこそこを処理していかなければならぬ問題だ、こういう

ふうに私は考へておる、その点、どうですか。○水田国務大臣 むろん腹に置いて、こちらは損にならないような交渉をするという原則で努力している最中でございます。さつき心配ないようなことを言つたというのは、そういう意味じゃございませんで、貿易の自由化にしましても、また、資本の自由化にしましても、いままでも日本がいろいろ直面してきた問題と私どもは取り組んでまいりましたが、デメリットのほうを考へて、そのために私どもが後退するというよりなことがあつたら、これは日本経済のためになりません。全体としてこういうメリットがある限り、それと取り組んで前進することによって私どもは不利を克服し、また、不利と思はれることが、こういうことを通じて、逆に日本の経済の技術の面からいいますと、どこからいひましても、これが日本の合理化の一つの誘因になつておることは間違ひございませんので、そういう克服の点を考へますと、プラス、マイナスにおいて私は今回の場合もマイナスになる部分は少ない、プラスのほうが多い、こういうことを言つたわけでございます。

○堀委員 最後にちよつと。この前の一般質問のときに、あなたは、鉄鋼のよるな基幹産業の設備は二〇％ぐらいの余力があるのはあたりまえだという発言をなさつておいて、あくる日だったか、予算委員会が高田君の質問に答へて、あれはこまかい足らなかつたといつて、あそこを釈明しておられましたが、ちよつとことばが足らなかつたということではあれですか、ことばのある間じゅうあなたの真意をもう一ぺん言つておいてください。私の前ではあ言つて大みえを切つて、予算委員会ではとたんに、あれはこまかい足らなかつたので、そういう真意ではなかつたというのでは、私は、大臣としてやはり発言に責任を持つてもらいたいと思ひます。私がテレビで見ていたら、あなたが私に言つたことと全然違ふ。冗談じゃない。

○水田国務大臣 実際には違つたわけではありませ

討論の通告がありますので、順次これを許します。広沢賢一君。

○広沢(賢)委員 本委員は、日本社会党を代表して、昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案に反対の討論を行います。

まず、わが党の基本的立場に立てば、今回の所得減税は、税の自然増収が五千億円から七千三百五十億円以上に見込まれているとき、わずかに八億円の程度の減税、平年度七十四万円、初年度七十一万円までの控除では、物価が際限なく上がっている今日、きわめて不十分であります。どうして五大家族、年百万円までは無税としなければならぬか、ということでもあります。このことは、民社、公明、各野党も同じ意見でございます。三党政策協定において要求しておりますが、現に、大蔵省が出した七十四万円控除の基礎資料では、一日一生計費二百五十二円四角、一食わずか六十八円四十一銭であります。

ここにおられる各位に伺いたい。いまだきこうした食事をだれが行なっていますか。七十四万円控除では、勤労者の日常生計費に税が重苦しく食い込んでくることは明らかであります。たとえば、物価上昇に伴い税の自然増収がふえていくのに正比例して、そのたびに所得税を納める人が広範な無産大衆に広がっております。今日では高等学校を卒業した子供たちまでが税金を取られていく、こういう現状であります。しかも、大蔵大臣は、これは景気過熱のおそれがあるから減税は行なわないのだと答弁しておられながら、その反面、租税の原則と税体系を乱してまで、大資本偏重の租税特別措置という企業減税を二千億円余り行なっているということは、全く大資本偏重の片手落ちの租税政策といわなければなりません。

しかしながら、全体として不十分であつても、今回の特例法は給与所得並びに退職所得の減税に関する法律案であります。特に退職所得税の減税は、一月一日までの効果がさかのぼるように深い配慮がなされた部分があり、これらについて

は、わが党大蔵委員が多年にわたって力説したことを大蔵省が取り入れたのでありますから、最初わが党は、この労を多として賛成の態度をとつてまいりました。

ところが、当委員会の審議の中で、物価上昇の昨今、あと二、三年後には当然最低、年百万円まで無税にすべきが常識であるという圧倒的な意見が出てまいりました。おそろく与野党委員を通じて、この考えには基本的に賛成であつたと存じます。また、自民党も、かつて野党三党が自民党政府に政策協定を要求した際、それは個々に考慮するといふ幅のある態度をとつておられたはずであります。その結果、同法案の不十分な点を補強するといふ建設的な態度に立つて、わが党は、三党政策協定の趣旨に基づいて次のような附帯決議をつけることを提案いたしました。

源泉課税減税附帯決議案。

実生計費には課税しないとの原則に基づいて、消費者物価上昇の現況と納税者増加傾向にかんがみて、おそろくとも四十四年まで、夫婦子供三人、計五人、月百万円までは所得税控除をする。このように提案いたしました。

しかるに、自民党は期限をつけることを拒否いたしました。なぜでしょうか。御承知のように、いままで何回となく、なるべくすみやかにという抽象的なことばで、常に野党、勤労大衆の要求が無視される名目に使われていたという苦い経験にかんがみて、ここでわが党は自民党と政府に激しい反省を求めるために、同法案に対しては、わが党は当初の基本的立場に立つて反対の意思を表明するものであります。

民社党、公明党、ともにこの趣旨を了とせられて、反対の意思を表明されました。さらに、与党委員各位においても、だれでもが内心当然あたりまえの常識と思つているこのわが党の提案に対して、少なくとも三年後、四十四年に至るまで、所得税五大家族百万円無税の実現のため、今回三党の努力に御賛同ください。さらに、今後とも今国会中においてこの附帯決議案が実現するよ

ういろいろ努力をしていただきたい、このことについてお願いをして、反対の討論といたします。

○内田委員長 次に、西岡武夫君。

○西岡委員 私、自由民主党を代表いたしました。ただいま議題となりました昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案について、賛成の意を表する次第であります。

当法律案に対するわが党の考え方について、まず申し述べます。

現在、減税に対する国民の最も大きな期待は、所得税減税に寄せられております。したがって、減税にあつては、所得税減税に最も優先的な配慮がなされるべきであります。

所得税は、控除と税率の組み合わせによる累進構造を通じて、所得再配分の機能を最もよく果たし得る近代的な租税といわれますが、他面、納税者にとつては最も負担感が強く、その負担の度が過ぎれば、勤労意欲や事業意欲を減退させ、国民の活力を失わせる等の問題を伴うことは、周知のとおりであります。

わが党は、以上の観点から、連年所得税に最重点を置いて減税を実施してきたのでありますが、ゆとりのある家計を育成し、経済の健全な発展を期するためには、今後とも、中小所得者を中心に所得税の負担の軽減を進めていくことが必要であり、財政経済の事情の許す限り、できるだけ早い機会に、夫婦子供三人の給与所得者の標準世帯について、その課税最低限を百万円に引き上げることとを、当面の租税政策の最大の目標とするものであります。

昭和四十二年度の税制改正においては、以上の目標への第一歩として、所得税の課税最低限を七十四万円程度に引き上げることを目途として、基礎控除等の各種控除の引き上げを行なうほか、永年勤続者の退職所得の課税最低限を五百万円に引き上げるよう、退職所得の特別控除の引き上げを行なうことが予定されておりますが、本年は、例年

と異なり、その改正のための税法の施行期日がおくれるという事情にあります。

本法法律案は、以上のような事情により、昭和四十二年分の所得税改正のうち、給与所得者に対して、昭和四十二年四月一日から改正税法が施行されるまでの間に支給される給与所得及び退職所得に減税の効果をすみやかに及ぼすため、各種控除の引き上げ等を基礎として計算した源泉徴収税額表により、所得税の源泉徴収を行なうとするものであり、所得税減税に対する国民の大きな期待にこたえるものとして、時宜を得た緊急措置であると認められます。

以上、賛成討論を終わります。

○内田委員長 永末英一君。

○永末委員 私、民主社会党を代表いたしました。ただいま上程されております臨時特例法案に対して反対をいたします。

以下、その趣旨を申し上げます。

もとより、この臨時特例法案には、退職手当に関する部門等につきましてもは前進であるがわが党は認めませんでした。しかし、この臨時特例法案は、やがて来たるべき四十二年度全部をカバーする本法の柱をなすものでございまして、その意味合いで、少なくともその低額所得者部門につきましても、標準世帯百万円までの免税、これについては、政府がこれまで言明してきましたとおり、昭和四十五年より実施するということについて前進させるべく、社会党、公明党とともに努力をいたしてまいりました。ところが、この点につきましても、ついに政府はその誠意を片りんだに示すことがございせんではした。

一体、百万円免税というのは、いまの物価水準において必要だということをわれわれが判定したのである。政府は昭和四十五年度から、こう申すのでございますが、現在の物価上昇の速度を見ておりますと、本年度、政府は別途予算案の説明のときに、いわゆる消費者物価の値上がり、健康保険料の引き上げ等を提案いたしてまいりました。だいたいたしますと、総理大臣が申しましたような、

本年度は五%以内の物価上昇におさまるといふ見込みは、わが党はきわめて疑わしいと存じます。

六〇程度以上の値上りがあるのではないが。大体、ここ三年間六〇程度の物価上昇があるといえますと、昭和四十五年度の百万円の購買力は、本年度の物価に換算をいたしますと、約八十四万

円の購買力しかないのをごさいます。したがって、百万円の線まで免税せよというのは、いまの物価水準において要求しておるのであって、これを三年引き延ばすことは、いわばごまかしてお

る、このようにわれわれは判断をいたします。私どもが低所得者に対する免税点を引き上げよというのは、すなわち、その生活水準の現時点においてもっとゆとりのある家計を、文字どおりのそ

れを實現せよと迫るのであって、三年後の免稅点の引き上げを予約しておることは、何のことはない、片一方政府がとっております物価上昇政策、これの調整を行なおうという以上に出ないものと

判断をいたしました。このようなごまかしのコースに、われわれは断固として反対をいたすものでございます。

このような意味合いから、われわれ民社党は、

社会党 公明党とともにこの法案に対して反対を
いたします。

○内田委員長 広沢直樹君。

○広沢(直)委員 私は、公明党を代表しまして、

昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案に反対の意見を申し述べます。

本法律案は、予算が六月一日から施行となるた

めに、昭和四十二年四月一日から同年五月三十一日までには支払われる給与及び退職手当等にかかわる所得税の源泉徴収について、減税の効果をすみやかに及ぼすため、すなわち、早く減税しようと

いうことはよいのでありますが、しかし、本案の成立は、政府提案の所得税の一部改正による所得税課税最低限七十三万九千五百四十六円を妥当とするに相なるのでありまして、現状にかんが

み、わが党がすみやかに百万円まで免税点を引き

上げるべきであるとの主張を無視するものであります。

そこで、反対の理由は、今回の税制改正による減税の程度では、とうてい現今の諸物価の高騰に追いつくことができず、一般勤労者、中小所得者は一向に軽減されないのであります。

政府は、今回の所得税法の改正によつて、初年度八百三億円、平年度九百四十億円の減税を行ない、また、諸控除の引き上げによつて、標準世帯である夫婦及び子供三人の給与所得者の場合、課税

最低限は六十三万一千六百二十四円から七十三万九千五百四十六円に引き上げ、中小所得者の負担は大幅軽減されると主張しているのがあります
が、その裏づけとして、大蔵省はマーケットパス

ケット方式によつて試算し、基準生計費と課税最低限の比較から七万余円の余裕があるとしています。しかしながら、その試算によりますと、基準生計費のもととなる一人一日当たりの食費は、昭

和三十一年度の国立栄養研究所の献立表によつて、四十年度の基準生計費を計算されたものであり、以後四十一年度、四十二年度物価上昇の予定を乗じて試算した二百五円二十四銭となつておりま

す。これは現実の國民の生活、さらに、いま申し述べました試算過程に見るように、全く現状に即していないことは明白であります。大蔵大臣の見解もほほこのように受け取れるのでありますが、

憲法に保障されている健康で文化的な生活に照らし、また、最低生計費には課税しないという今日の税制のあり方から見しても、税制改正による減税が国民経済生活の実情に即していない。よつ

て、すみやかに課税最低限を百万円まで引き上げるべきであると主張し、本法案に対して反対するものであります。

以上、反対討論を終わります。

○内田委員長　これにて討論は終局いたしました。

続いて、採決に入ります。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起

立を求めます。

〔賛成者起立〕
○内田委員長 起立多数。よつて、本案は原案の

とおり可決いたしました。

○内田委員長 次に、期限の定めのある国税に関

する法律につき当該期限を変更するための法律案について、議事を進めます。

討論の通告がありますので、順次これを許します。山田耻目君。

○山田(社)委員　私は、期限の定めのある国税に
関する法律につき当該期限を変更するための法律
案について、日本社会党を代表いたしまして、反
対の意向を明らかにいたします。

本年三月三十一日及び四月三十日に期限の切れる特別措置法のうち、貯蓄の奨励の項に該当する部分につきまして、期限の延長を断固として認めることができません。すみやかに廃止すべきもの

その理由の一つに考えられますのは、本措置によりまして優遇を受けるものは、租税公平負担の原則を侵すことを例外的に認めるにふさわしい要

件を備えていなければなりません。しかし、今日利子、配当所得を中心とするこれらの優遇措置は、明らかにこの要件を失っていると判断されるのであります。このことの例証は、こうした幾つ

かの特例措置についてどれだけの効果があがつているのか、どういった念查がなされてきたのか、本委員会などにおきまして今日までしばしば追及されてきたところでございますけれども、大蔵省自

身がそのことのむずかしさを立証しているのであります。もちろん、国民もこうした事態を決して容認いたしません。税負担の不公平をのろう声がかきわめて大きいものと判断いたすのであります。

る国税に関する法律につき当該期限を変更するため
の法律案について、賛成の意を表する次第であ
ります。

本法律案は、租税特別措置法及び関税暫定措置
法に規定されている特別措置のうち、昭和四十
二年四月三十日に期限の到来する配当所得の源泉選
択課税のほかは、いずれも本年三月三十一日まで
に期限の到来する特別措置について、今後の存
続、内容の改正等を繰り込んだこれらの改正法の
施行が例年よりもおくれる関係上、それまでに期
限の到来するものについて、とりあえずその期限
を本年五月三十一日まで延長しようとするもので
あります。

これらの特別措置は、いずれも経済政策その他
種々の政策上の要請にこたえて設けられているも
のであります。もとより、これらの特別措置のあ
り方について種々の議論があることは、私もあえ
てこれを否定するものではありません。しかしな
がら、これらの措置は、産業の助成、輸出の振
興、設備の近代化、貯蓄の奨励等の重要な施策の
一環を形成するものとして、経済の現実にもよく
け込んでいられるものであります。これらの措置に
ついて急激な変更を加えることについては、十分
慎重を期する必要があるというところは言うまでも
ないところであります。

また、かりにこの法律案が成立するに至らず、
これらの措置が現行の期限の到来とともに適用さ
れなくなる事態を想定すれば、たとえば、利子、
配当に対する源泉徴収税率、新築住宅等に対する
登録税、給食用脱脂粉乳、農林漁業用重油等に対
する関税など、たちまち各方面において不測の混
乱を招くに至ることは明らかであります。

わが党は、特別措置のあり方に関して、要は、
経済政策等と税制とをいかに調和させるかという
観点から、その合理化をはかるにいたしまして
も、諸般の影響を考慮しながら漸進的な措置を講
ずることとするのが最も現実的な方法であると思
えるものであります。政府においても、これらの
特別措置については、たとえは利子、配当所得に

対する課税の特例等について、実情に応じ、合理
的改正を加えつつ、別途提出するそれぞれの法律
の改正案により所要の改正を行なうこととしたし
ているのであります。

したがって、今後の存続あるいは内容の改
正等については、それぞれの法律の改正案により
十分審議を尽くすこととし、さしあたり期限の到
来する特別措置について適用期限を五月末日まで
延長することはやむを得ない措置であり、また適
当な措置であると考え次第であります。

以上、簡単ではあります。ただいま議題とな
りました法律案の内容は、この際必要かつ妥當な
措置を講ずるものと確信し、私の賛成討論を終わ
るものであります。

○内田委員長 永末英一君。

○永末委員 私は、ただいま議題となつておりま
す租税特別措置に関する期限を変更するための法
律案に、民主社会党を代表いたしまして、反対を
いたします。

そもそも、この法律案の中身はいろいろと含ま
れております。しかし、その中には、理由のある
ものも私どもはあろうと思ふ。しかし、特にこれ
らとからませつつ利子、配当の軽減措置を含めて
おるこの一点について、われわれは断固として反
対をいたすものであります。

すなわち、利子、配当の軽減措置は、すでにそ
の当初設けられた目的を喪失し、しかもまた、わ
が国の税制体系にきわめて異常な混乱を来して
おるからであります。

第一に、これが設けられました第一の理由は資
本蓄積のためという理由でございまして、本委
員会の審議を通じて、それでは、はたしてこの特
別措置が貯蓄と関係があるか、あるいはまた、資
本蓄積、あるいはそれを象徴的に示す株価との関
係があるかということ審査してまいりました。こ
れが、いずれともこれは関係がないと私どもは判
定をいたしました。したがって、これが設けられま
した資本蓄積のためというにしの御旗は、いま
やどろにまみれたものとなつたと考えます。

第二に、この特別措置を存続せしめることは、
高額所得者に合法的な脱税のチャンスを与えるこ
とになることでもあります。すなわち、今回の審議
に際しまして、たとえば配当につきましてこの
新しい措置がとられました昭和四十年以降の傾
向を見ましても、源泉選択をとつたもの、あるい
はまた申告不要分になつたもの等をとりまして
も、人員また課税所得、それぞれ激減をいたして
おります。その金額はおおよそ五百億円になん
なんとおるのであります。これはすなわち、そ
の分だけ取るべかりし租税をわが政府は取らな
かつた、こういうことでございまして、この点だ
け、私どもはこの配当なり利子なりの所得者分布
が低額所得者よりは高額所得者に大きく分布され
ている実情から考えまして、高額所得者に合法的
な脱税のチャンスを与えるものと断ぜざるを得ま
せん。

さらに、このようなことを認めますと、ただ単
に所得税のみならず、相続税等、他税の面におき
まして取るべかりし租税を取らない、こういう
門戸を開くものであつて、これらの点につきまし
て、私どもは、たとえ二カ月でございまいしと
も、変わるものはこの際断ぜをして、これを延期
すべからざるものと考えます。

さらに重要なのは、わが国政府が一貫してとつ
てまいりました累進課税の体制、これを乱してい
る事実であります。これは先ほどの法案の討論に
もございまして、累進課税率は、自民党も所
得再分配の機能を通して国民の経済社会に対する
政府の機能をうまくやつていくものだ、こういう
意見を自民党も持つておられるのであります。

ところが、これがぐずれておるのでございませ
す。すなわち、たとえば、納税人員にいたしまして
僅々八千人程度の人のために、さらにまた、これ
らの人のために、その税率におきましてはもう少
し上がるのでございすけれども、その程度で、高額
所得者の税率を、いわばこの一点において、総合
所得であれば課せられるであろう高度累進率から

引きおろして、きわめて優遇したやり方をとつて
おります。これらの点は、われわれとして断じて
見のがし得ないものであります。

このような状態が、はたしてわが国の租税体系
に好ましい影響を与えているかと考えますと、断
じて与えてはおりません。

これらの点について、われわれ当委員会におけ
る質問に対して、税務当局は若渋に満ちた面持ち
で説明をされました。その面持ちを察しても、こ
の特別措置がどこから一体発せられたかというこ
とを考えますときに、私は、日本の政治の体質
そのものが、この一つの特別措置に集中的に表現
せられていると断ぜざるを得ません。

このようなことであればこそ、国民は日本の税
制全体系に対して不信の念を持ち、さらにまた、
税務職員に士氣にも重大な影響を及ぼすものがあ
ると考えます。

これらの諸点よりいたしまして、わが民社党
は、かかる期限を延長する法案は、百害あつて一
利なし、断固として反対いたすものであります。

○内田委員長 広沢直樹君。

○広沢(直)委員 私は、公明党を代表いたしまし
て、期限の定めのある国税に関する法律につき当
該期限を変更するための法律案に反対の意見を述
べます。

税負担の公平の原則は、洋の東西を問はず租税
の基本精神であります。また、近代民主国家をさ
さえていくモラルでもあることを考えるならば、
税公平の原則に全く反しているからであります。

たとえば、サラリーマンの場合をとつてみま
す。給与に対して課税される所得税、市町村民税
などの住民税、固定資産税等、直接に負担してい
るもののほかに、さらに酒、たばこ、砂糖の消費
税、電気ガス税、物品税、入場税の形で間接的に
も多額の税金を負担しているわけでありませ
う。したがって、選挙権のない学校卒のサラリーマン、
または生活保護世帯、失業者に対してまでも完全
な大衆課税となつております。特に所得税は、累
進的構造のため、税負担は所得の伸びを上回つて

急速に累増する傾向が強く、日常の経済活動、国民生活は苦しまねられている現状であります。

給与所得者の課税最低限は、今回五人世帯で七十三万九千五百四十六円となるのに対し、配当所得の場合は、特別減免措置によつて二百二十六万円まで課税されないというように、資本蓄積という名目のもとに、大企業や資産所得者は特別な措置がとられているのであります。

この問題については、税制調査会も税負担公平の原則に照らして整理すべきことを勧告しているのであります。逆にならざる傾向となつております。このように、わが国の税金は、課税負担が不公平なものと重税が特徴となつているのであります。

したがつて、公明党は、このような税負担の不公平を改め、大衆福祉の立場から、所得税の実情にかんがみ、利子分離課税の特例、配当所得に対する優遇措置を廃止し、総合累進課税制度をとるべきであると主張するものであります。ゆえに、この利子、配当所得の期限切れに伴う延長法案に反対するものであります。

以上、反対討論を終わります。

○内田委員長 これにて討論は終局いたしました。

続いて、採決に入ります。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○内田委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○内田委員長 ただいま議決いたしました両法律案に対する委員会報告書の作成等につきましては、いずれも委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さうに決定しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○内田委員長 本日は、この程度にとどめ、次会は、追つて公報をもつてお知らせすることとし、これにて散会いたします。

午後五時四十二分散会